

第 5 次福岡市子ども総合計画 (案)

令和 2 年 2 月

福 岡 市

目 次

第1章 計画総論

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ等	2
	（1）計画の位置づけ	
	（2）計画期間	
	（3）計画の対象	
3	国の動き	4
4	これまでの取り組み	6
	（1）福岡市の動き	
	（2）前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の取り組み	
5	現状と課題	8
6	計画の基本方針	9
	（1）基本理念	
	（2）基本的視点	
	（3）基本目標	
7	計画の推進	12
	（1）計画の推進体制	
	（2）実施状況の点検・評価	
	（3）総合的な成果指標	
◇	関連データ（子ども・若者を取り巻く状況）	14
	（1）少子化の状況	
	（2）人口・世帯の状況	
	（3）子育てに関する状況	
◇	前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の関連指標の状況	21

第2章 計画各論

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 施策1 母と子の心と体の健康づくり** 26
- (1) 妊産婦に対する産前・産後支援の充実
 - (2) 健康づくりと小児医療の推進
 - (3) 食育の推進
 - (4) 不妊に関する相談支援
- 施策2 幼児教育・保育の充実** 30
- (1) 教育・保育の提供体制の確保
 - (2) 保育士の人材確保
 - (3) 多様な保育サービスの充実
 - (4) 障がい児保育等の推進
 - (5) 教育・保育の質の向上
 - (6) 教育・保育における連携推進
- 施策3 身近な地域における子育て支援の充実** 34
- (1) 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供
 - (2) 乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり
 - (3) 身近で利用しやすい一時預かりの充実
 - (4) 子育て支援サービスの情報提供と利便性向上
- 施策4 障がい児の支援（乳幼児期）** 38
- (1) 早期発見・早期支援
 - (2) 療育・支援体制の充実強化
 - (3) 発達障がい児の支援
 - (4) 障がい児保育等の推進（施策2再掲）
- 施策5 子育てを応援する環境づくり** 40
- (1) 男女共に子育てを行う意識の醸成
 - (2) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり
 - (3) 子育てを支援するまちづくり
 - (4) 子どもの安全を守る取組み
 - (5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

目標 2 子ども・若者の自立と社会参加

- 施策 6 子どもの居場所や体験機会の充実** 56
- (1) 放課後等における居場所の充実
 - (2) 遊び・活動の場づくり
 - (3) さまざまな体験機会の充実
 - (4) 遊び・活動・体験を支える地域活動の支援
- 施策 7 青少年の健全育成と自己形成支援** 62
- (1) 子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み
 - (2) 非行防止と有害環境への対応
 - (3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育
- 施策 8 若者等の相談支援と居場所の充実** 66
- (1) 若者に関する総合的な支援・連携体制の整備
 - (2) 不登校・ひきこもり・無業の状態にある若者等の支援
 - (3) 中高生や若者に寄り添う居場所の充実
 - (4) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援
 - (5) 発達障がい等を抱える若者の支援
 - (6) 自立・就労の支援
- 施策 9 障がい児の支援（学童期以降）** 70
- (1) 特別支援教育の推進
 - (2) 発達障がい児の支援や放課後等における支援の充実
 - (3) 自立や社会参加に向けた相談・支援

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 施策10 子ども家庭支援体制の充実** 78
- (1) 子どもを支える校区の支援体制の充実
 - (2) 区子ども家庭総合支援拠点の整備（区役所の相談支援体制強化）
 - (3) 子ども家庭支援センターの充実
 - (4) 児童相談所機能の強化
 - (5) 電話相談・通告窓口の一元化
 - (6) 被害に遭った子どもなどへの支援
- 施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化** 82
- (1) 在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化
 - (2) 関係機関の連携による支援や啓発
 - (3) 早期発見・早期対応
 - (4) 再発防止と重篤事例の検証
- 施策12 ひとり親家庭の支援** 86
- (1) 身近な相談支援体制の充実と利便性向上
 - (2) 子育て・生活の支援
 - (3) 就業や自立の支援
 - (4) 経済的支援
 - (5) 養育費の確保
- 施策13 子どもの貧困対策の推進** 90
- (1) 子どもの学習支援の推進
 - (2) 地域の居場所と関わりの充実
 - (3) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援（施策8再掲）
 - (4) 保護者に対する養育支援・相談支援
 - (5) 保護者に対する就業支援・経済的支援
- 施策14 社会的養護体制の充実** 94
- (1) 家庭支援・親子関係再構築支援の充実
 - (2) 里親リクルートと里親等養育の推進
 - (3) 養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援
 - (4) 施設機能の向上・転換
 - (5) 自立支援策の充実と若者支援策との連携
- 施策15 子どもの権利擁護の推進** 98
- (1) いじめの防止・対応
 - (2) 子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明の支援、代弁など）の推進
 - (3) 子どもの権利の啓発と尊重

第 1 章 計画総論

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化、核家族化の進行などにより、子育て家庭の孤立化が課題となっているほか、女性就業率の上昇に伴って保育需要が高まるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

特に、前計画（第4次福岡市子ども総合計画）の策定以降、児童虐待相談を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数、発達障がい児が増加するなど、支援を要する子どもや子育て家庭への支援が課題となっており、より効果的に施策を展開していく必要があります。

また、子どもの貧困や若者のひきこもりなどが社会的な注目を集める中、困難な状況にある子ども・若者を支える地域や市民の活動が盛んになっており、行政だけでなく、地域、市民、学校、事業者、NPOなど幅広い主体が参画し、社会全体で、子ども・若者、子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となっています。

この「第5次福岡市子ども総合計画」は、これらの現状や課題を踏まえ、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までのライフステージごとに必要となる支援やサービスを、子ども・若者・家庭に確実に届け、また、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

●この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。

●この計画は、下記計画として位置付けます。

子ども・子育て支援法第61条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」

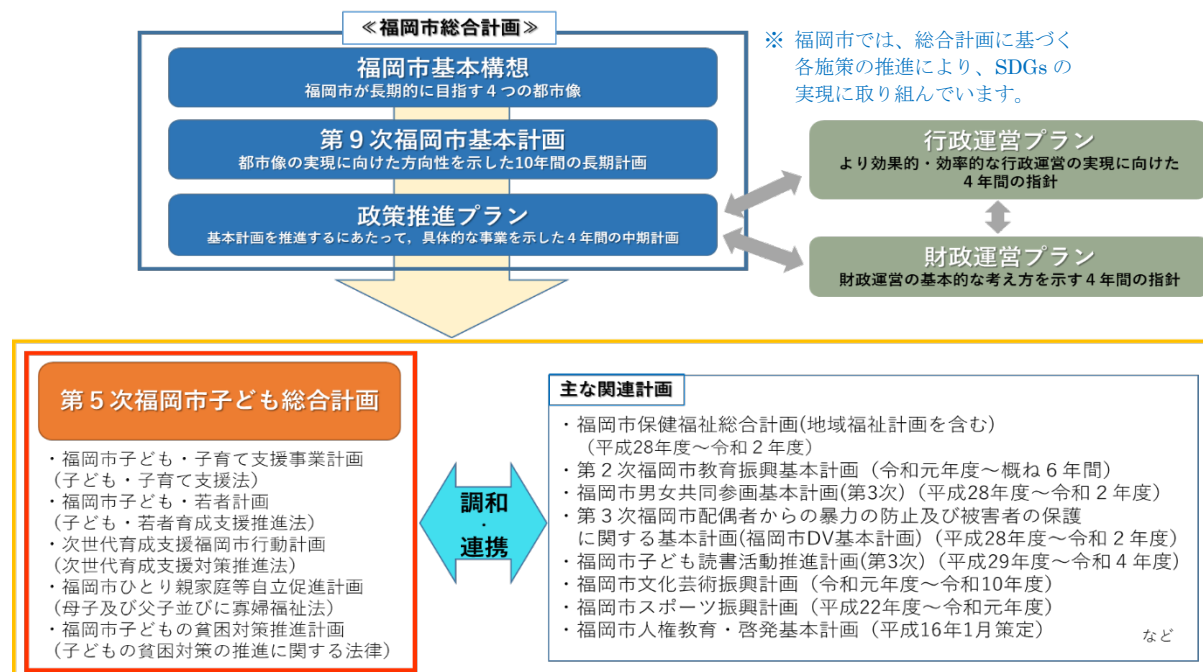
子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

●この計画の実施に当たっては、「福岡市保健福祉総合計画（地域福祉計画を含む）」や「第2次福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との調和と連携を図ります。



(2) 計画期間

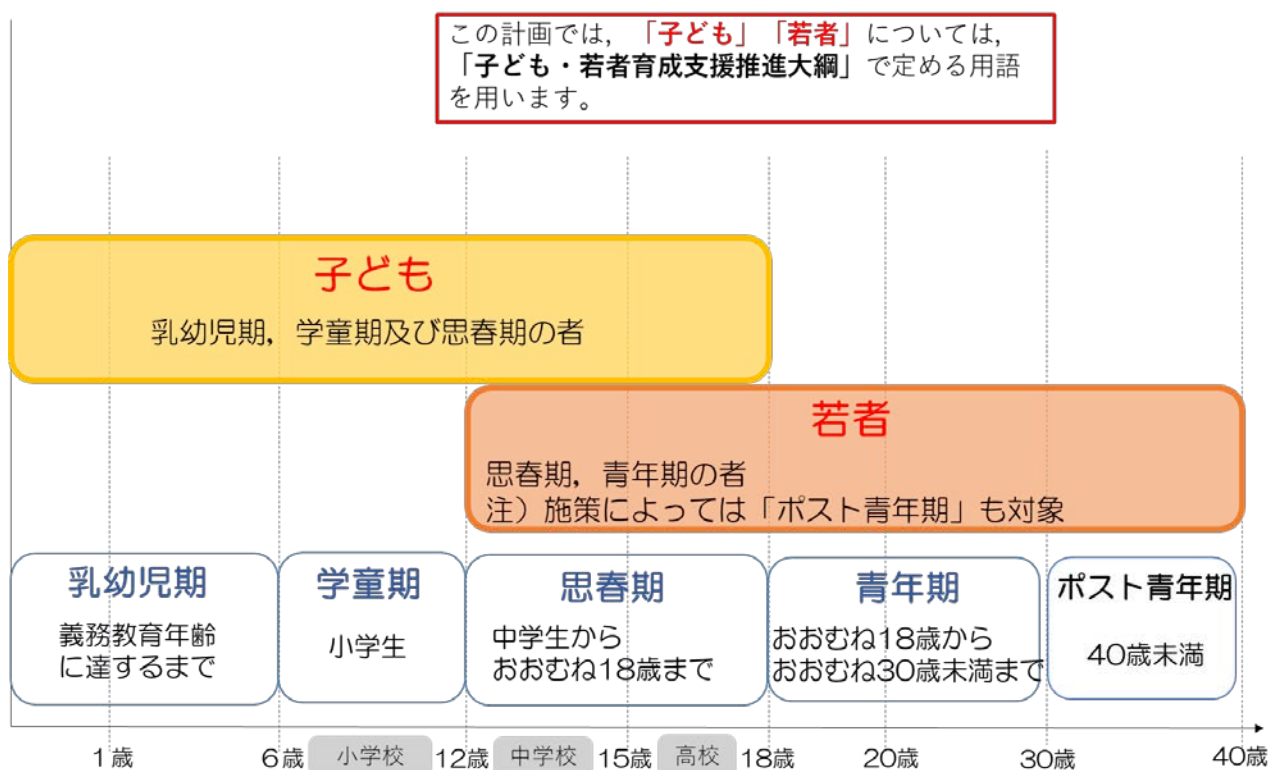
2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

(3) 計画の対象

この計画は、すべての子ども・若者*1と子育て家庭*2、市民、地域コミュニティ、事業者*3、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

*1) この計画では、「子ども」「若者」については、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」が定める用語を用います。

- ・子ども＝乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者
- ・若者＝思春期、青年期（おおむね18歳から30歳未満）、ポスト青年期（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。）の者



*2) 子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭（妊娠期を含む）

*3) 事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO法人など

3 国の動き

【子どもの権利に関すること】

- 1994（平成6）年4月、すべての子どもの権利保障を目的とする「児童の権利に関する条約」を日本が批准しました。
- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）が制定されました。
- 2013（平成25）年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定が地方公共団体の努力義務とされました。
- 2016（平成28）年6月、児童福祉法が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化され、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童を心身とも健やかに育成する責任を負うこととされました。2018（平成30）年7月、都道府県社会的養育推進計画には子どもの権利擁護の取組みを盛り込むこととされました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 2003（平成15）年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会に向けた地方自治体等の取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 2003（平成15）年7月、少子化に対処する施策を推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定され、2010（平成22）年1月、「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- 2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”が制定され、2015（平成27）年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。
- 2015（平成27）年3月、子育て支援の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への配慮などを重点課題とする「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 2016（平成28）年6月、希望出生率1.8の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革などの対策を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
- 2017（平成29）年3月、2022（令和4）年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとする「子育て安心プラン」が公表されました。
- 2017（平成29）年12月、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、幼児教育・高等教育の無償化、待機児童解消など、社会保障制度を全世代型へ改革することとされ、「子育て安心プラン」は2020（令和2）年度末までに前倒しされました。
- 2019（令和元）年10月、急速な少子化の進行、幼児教育の重要性などに鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- 2009（平成21）年7月、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化を踏まえ、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。2010（平成22）年7月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が定められました。
- 2016（平成28）年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者の支援などに重点的に取り組むこととされ、子ども・若者支援地域協議会の整備、総合的な相談体制やアウトリーチの充実などが盛り込まれました。

- 2018（平成30年）9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童解消のため新たな受け皿を整備すること、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することが目標として掲げられました。

【児童虐待防止対策、社会的養育の推進に関すること】

- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、児童虐待防止法が制定されました。
- 2016（平成28）年6月、児童福祉法、児童虐待防止法などが改正され、児童は家庭で養育されるべきこと（家庭養育優先原則）が明記されるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置など身近な市町村による在宅支援の強化、児童相談所の体制強化、里親委託の推進などの措置を講じることとされました。
- 2017（平成29）年8月、改正児童福祉法を具体化する工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」において、子どもと家庭のニーズに応じた支援を構築することとされ、都道府県社会的養育推進計画には、在宅支援体制の強化、様々な支援メニューの充実、施設の機能転換や地域分散化などを盛り込むこととされました。
- 2019（令和元）年6月、児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などが規定されました。

【子どもの貧困対策等に関すること】

- 2013（平成25）年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014（平成26）年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014（平成26）年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり、父子家庭も法律の支援対象に位置づけられました。翌年に示された「すくすくサポート・プロジェクト」では、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面について、ひとり親家庭に対する支援の一層の充実を図ることとされました。
- 2019（令和元）年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在および将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身とも健やかに育成され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進すること、市区町村は、大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。
- 2019（令和元）年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組むこととされました。

4 これまでの取組み

(1) 福岡市の動き

●2000（平成12）年1月

保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年4月、市民局に子ども部を創設しました。

●2002（平成14）年4月

学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。

●2005（平成17）年3月

「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく“地域行動計画”として位置づけるため、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画）」を策定しました。

●2005（平成17）年4月

次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。

●2010（平成22）年3月、「新・福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画（後期計画）」を策定しました。

●2015（平成27）年3月、「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

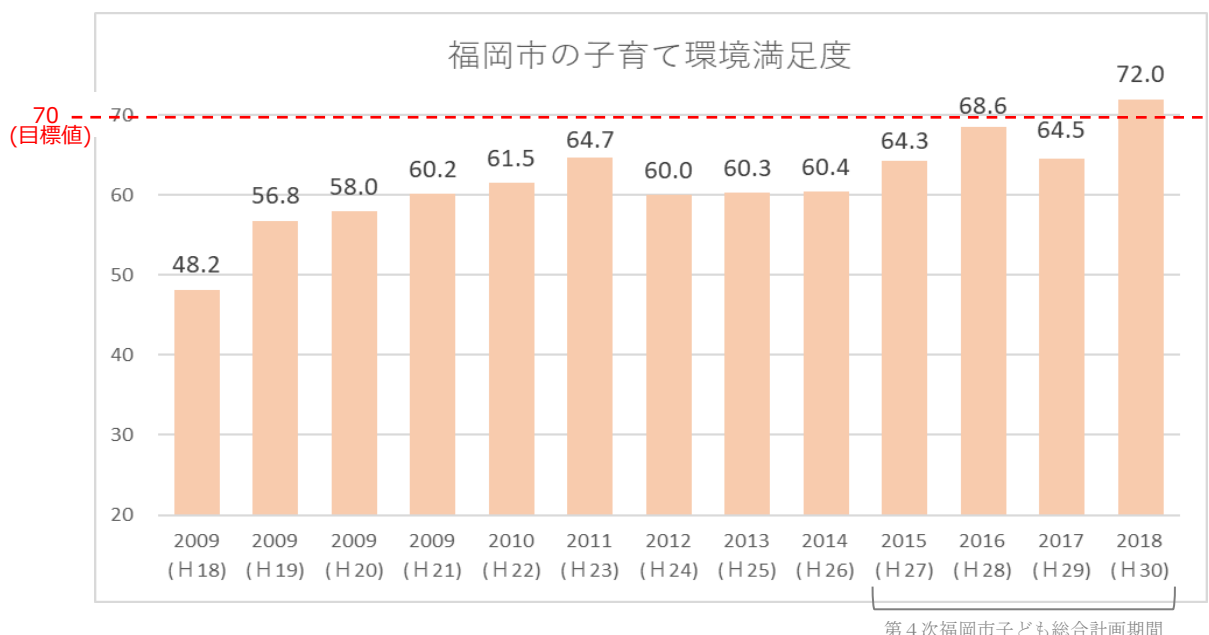
(2) 前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の取組み

●「第4次福岡市子ども総合計画」（計画期間：2015（平成27）年度～2019（令和元）年度）では、3つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を総合的・計画的に展開しました。

●計画の実施状況の点検・評価にあたっては、毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを福岡市こども・子育て審議会において点検・評価し、その結果を市のホームページに掲載し公表しました。

●総合的な成果指標「福岡市の子育て環境満足度」について

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合は、計画期間中、順調に増加しており、直近の結果である2018（平成30）年度は、過去最高値となる72%となるなど、計画終期（2019（令和元）年度）の目標値である70%を超えています。



●主な取組内容

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

- 児童福祉司や児童心理司の増員による児童相談所の体制強化、子ども家庭支援センターの増設、区役所（保健福祉センター）へのスーパーバイザー派遣、児童相談所・区役所・学校・警察等の職員の合同研修の実施、医療機関の児童虐待対応に関する相談窓口の設置など、子どもに関する相談体制の充実や児童虐待通告・相談への対応力の向上に取り組みました。
- 社会的養護が必要な子どもを家庭的環境で養育するファミリーホームの拡大、里親のリクルートの強化などに取り組み、里親等委託率は目標値(40%)を上回りました。また、児童養護施設等の小規模化、児童心理治療施設の設置など、社会的養護体制を充実させました。
- 児童発達支援センターやその分園を新たに増設するなど発達障がい児の支援体制の充実に取り組むとともに、特別支援学校卒業生への就労支援により就労率が上昇しました。
- 子ども医療費助成の対象年齢拡大、保育所等の実費徴収への助成、寡婦(夫)みなし適用の対象事業拡大、子どもの学習支援、地域における子どもの食と居場所づくり活動への助成・支援など、子育ての経済的負担の軽減や子どもの貧困対策に取り組みました。
- 中高生等を中心とした若者の居場所の拡大、スクールソーシャルワーカーの全中学校区配置、登校支援を必要とする子どもを支援する教員の全中学校配置など、子ども・若者の支援を充実させました。
- 子どもの自尊感情は目標値(小学校6年生 85%、中学校3年生 80%)を上回りました。

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

- 多様な手法による保育所等の整備、病児・病後児デイケアや子どもショートステイ、一時預かり事業など多様な保育サービスの拡大、医療的ケア児保育のモデル事業の実施、家賃助成・奨学金返済支援等による保育士の人材確保など、幼児教育・保育の提供体制や質の向上に取り組みました。
- 子育て世代包括支援センターの設置、産後早期のケアやヘルパー派遣の実施、不妊治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、新生児聴覚検査事業の実施など、妊娠期からの切れ目のない支援や不妊に関する相談・支援を充実させました。
- ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進資金貸付事業の開始、児童扶養手当の多子加算の増額など、ひとり親家庭に対する支援を充実させました。

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

- 放課後等に子どもの健全育成を行う留守家庭子ども会の小学校全学年への段階的拡大、放課後等デイサービス利用者の増加への対応や研修・指導の充実強化など、放課後等における子どもの健全育成や居場所の充実に取り組みました。
- わいわい広場の設置校の拡大、福岡市科学館の開館、中央児童会館リニューアルオープンなど、子どもの遊びや体験機会を充実させ、地域の遊び場や体験学習の場への評価は64.3%に上昇しました。

5 現状と課題

福岡市は、都市化が一層進行し、人口増加が進む一方で、出生率は平成 27 年以降低下基調にあり、全世帯に占める子育て世帯の割合は低下しています。また、子育て家庭における核家族の割合は約 9 割と高く、子育てが孤立化する傾向にあり、子育てに不安や負担を感じる保護者の割合も増加しています。

全国的に増加している児童虐待の相談対応件数は、福岡市においても平成 25 年度の 4 倍(平成 30 年度)に達し、その 5 割が乳幼児期における児童虐待の相談・通告となっています。平成 28 年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明記され、国は、妊娠期からの早期支援を担う子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実などによる在宅支援の強化、児童虐待の予防を求めている。本市においても、妊娠期からの切れ目のない支援策のさらなる充実が課題となっています。

また、国は、幼児教育・保育の無償化や、女性就業率 8 割に対応できる保育の受け皿の整備を推進しており、福岡市の女性就業率も上昇し続けていることなどから、幼児教育・保育や留守家庭子ども会の利用児童数は、今後 5 年も増加する見込みとなっています。就労形態の多様化にも対応した多様な保育サービスの整備や保育の質の向上、留守家庭子ども会や放課後等の居場所の充実などが求められています。

さらに、発達障がいと診断される児童の増加に伴い、療育センター等における相談・診断・療育や発達障がい児に対する支援のニーズが高まっており、これらに対応し、障がいの早期発見・早期支援を可能とする療育・支援体制の充実強化も課題となっています。

加えて、全国的に、ひきこもりの長期化が指摘される中、福岡市においても、ひきこもりなどの状態にあるが「誰にも相談しない」傾向にある若者への支援が課題となっています。平成 28 年に改訂された子供・若者育成推進大綱に示されたアウトリーチ可能な若者の相談機能や子ども・若者支援地域協議会による連携体制の強化など、中学校卒業後や高等学校中退後、中途退職後における若者に対する支援の充実が求められています。

令和元年に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの「現在および将来が」生まれ育った環境で左右されないよう、すべての子どもが心身とも健やかに育成されるための対策を市町村に求めている。子どもから若者にかけて切れ目なく、地域や社会全体で、すべての子どもを健やかに育成し、若者の自立と社会参加を支援する環境づくりを推進する必要があります。

6 計画の基本方針

現状と課題を踏まえ、すべての子どもが健やかに育成されるまちの姿を基本理念に掲げるとともに、子どもの権利、市民や地域との共働など、すべての施策の推進にあたって必要となる視点は基本的視点として掲げ、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までの支援について、ライフステージごとに整理した基本目標の下で施策の充実強化に取り組むことによって、切れ目なく、全 15 の施策を計画的・総合的に推進します。

(1) 基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

～ めざすまちの姿 ～

一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。

子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境の中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。

子どもや若者が、将来に夢や希望を描きながら、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。

地域では、住民や自治協議会をはじめとする地域コミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

○子ども・若者は

自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

○子育て家庭は

保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

○事業者は

それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

○行政は

すべての子どもと若者、子育て家庭を支援しています。社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組みを推進しています。

(2) 基本的視点

■視点1 すべての子どもの権利の尊重

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があります。子どもが、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくために、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障し、子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの権利を尊重することが大切です。

■視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、すべての子ども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。障がいや疾患のある子ども、貧困の状況や子どもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者など、すべての子ども・子育て家庭に、必要な支援を確実に届けていくことが必要です。

■視点3 支援へのアクセス向上

さまざまな状況にあるすべての子ども・若者や子育て家庭が、その状況にかかわらず、必要な情報、支援、サービスなどにアクセスできる環境を整えることが重要です。さまざまな事情により自らアクセスが困難な状況にある子ども・若者、子育て家庭をも念頭に置き、支援を必要とする方の的確な把握や、情報、支援、サービスなどを確実に届けていくための取り組みが必要です。

■視点4 地域や市民との共働

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が課題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。地域での子どもの見守りなどのさまざまな活動や人とのつながり、子ども・子育て家庭の支援に関わるNPO等の市民活動などは、子どもや子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしており、それらの主体とともに、支援に取り組むことが重要です。

■視点5 社会全体での支援

さまざまな状況にあるすべての子ども・若者が心身ともに健やかに育成されるためには、行政による支援だけでなく、市民、地域、事業者、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で課題の解決に向けて取り組んでいくことが大切です。

(3) 基本目標

■目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

■目標2 子ども・若者の自立と社会参加

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣を確立し、また、主体性や社会性などを身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期です。

さまざまな学習や体験機会の充実を通じて、子どもの主体性や社会性を育み、自己形成を支援するなど、子ども・若者の健全な育成や自立に向けた取組みを推進します。

また、社会生活を営む上での困難を有する若者が、家族や社会とのつながりを保ち、社会参加や就労が可能となる環境づくりを推進します。

■目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

すべての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

さまざまな環境で育つすべての子どもたちの現在および将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

子どもに関わるすべての人がさまざまな形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。

●全市での推進

学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主の代表、労働者代表などが連携しながら、計画を推進します。

●子ども行政の推進

子どもに関する施策は、教育、保健福祉、地域コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど、市政のさまざまな分野にわたっています。こども未来局と教育委員会、保健福祉局など、関係部署がしっかりと連携しながら、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。

●地域での連携

地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、校区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進します。

(2) 実施状況の点検・評価

毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。

また、子どもや子育てをめぐる環境の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。

(3) 総合的な成果指標

「福岡市の子育て環境満足度」

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合

現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
72.0%	75%

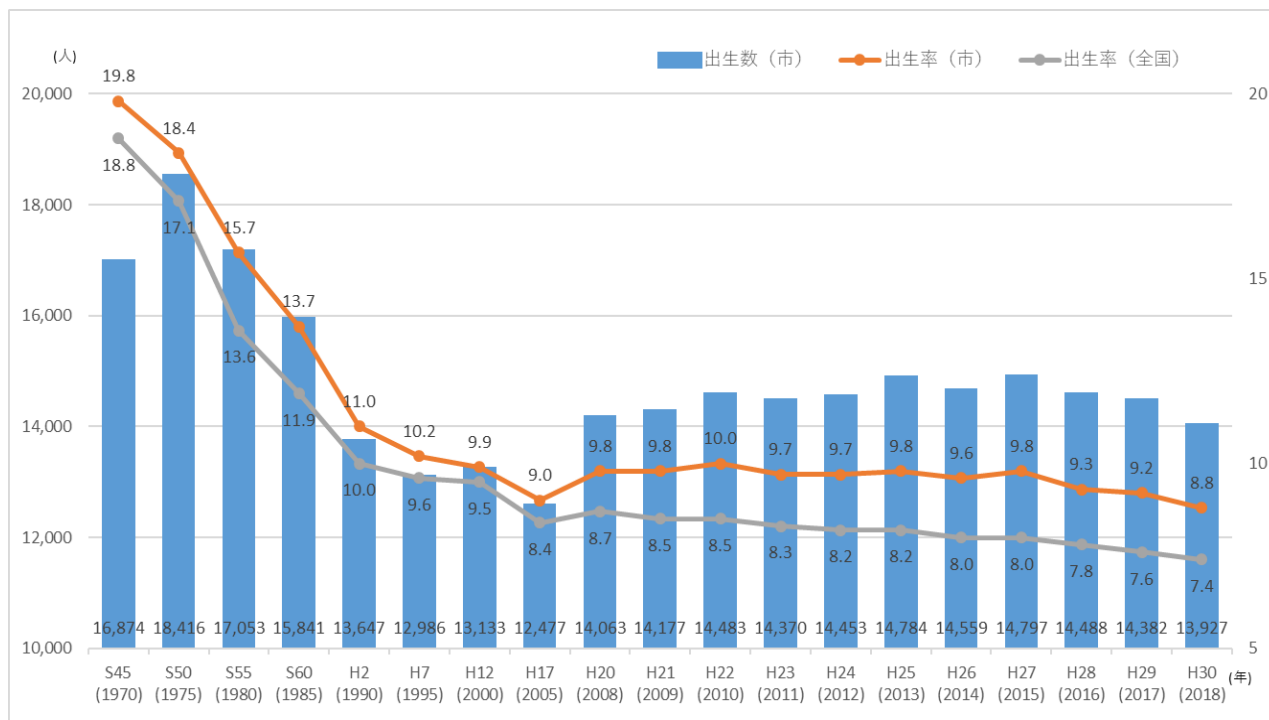
◇関連データ（子ども・若者を取り巻く状況）

（１） 少子化の状況

① 出生数と出生率の推移

福岡市の出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の10年間はほぼ14,000人台で推移しています。

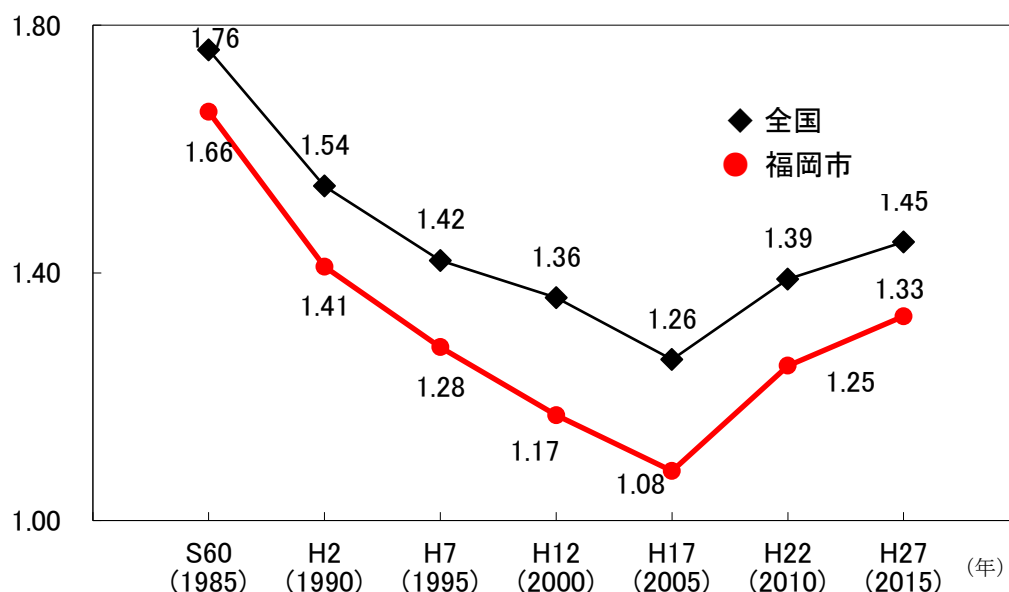
出生率（人口1,000人あたりの出生数）は全国と比較すると高い状況にあります。



出典：厚生労働省「人口動態調査」

② 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

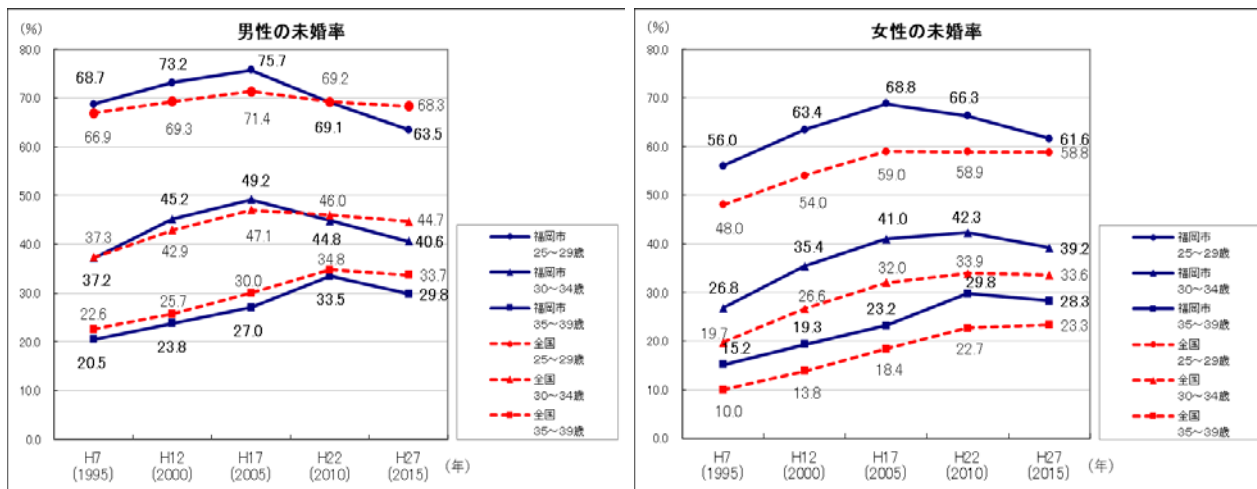
福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年以降、上昇傾向にあります。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。



出典：厚生労働省「人口動態調査」

③ 福岡市の未婚率の推移

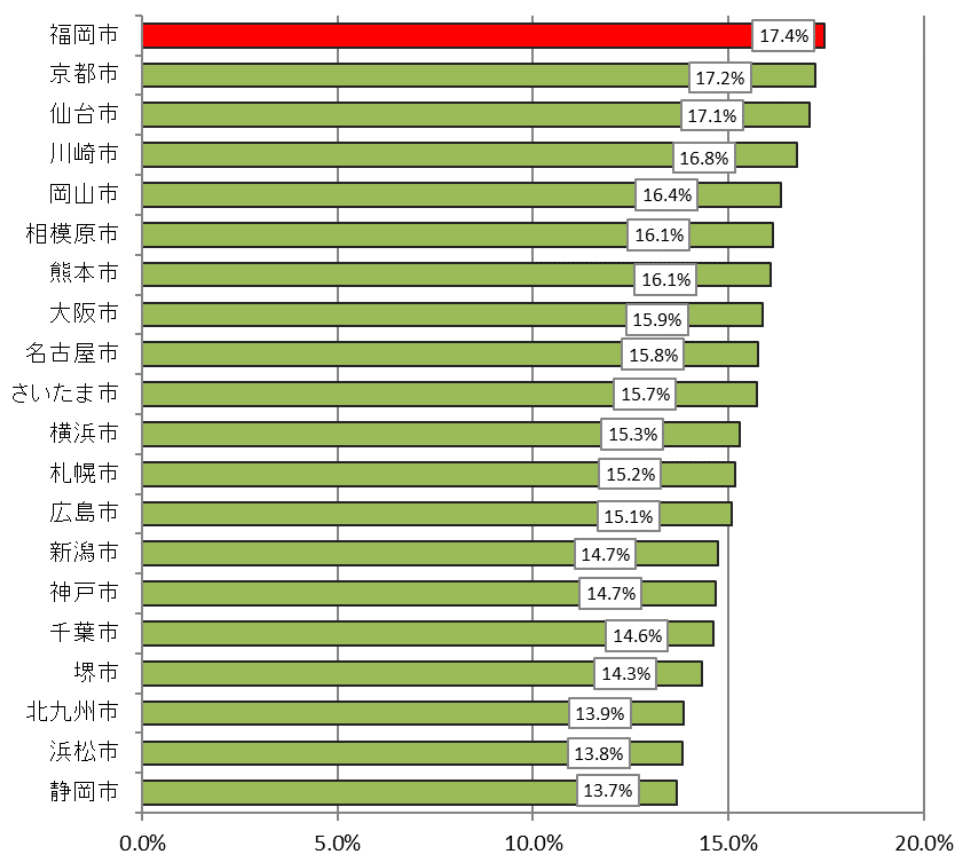
福岡市の未婚率は、男女ともに減少傾向にあります。
なお、女性は、全国平均より高い値となっています。



出典：総務省「国勢調査」

④ 政令指定都市の若者率

福岡市の若者率（15～29歳の人口÷総人口）は、20政令指定都市中、最も高くなっております。

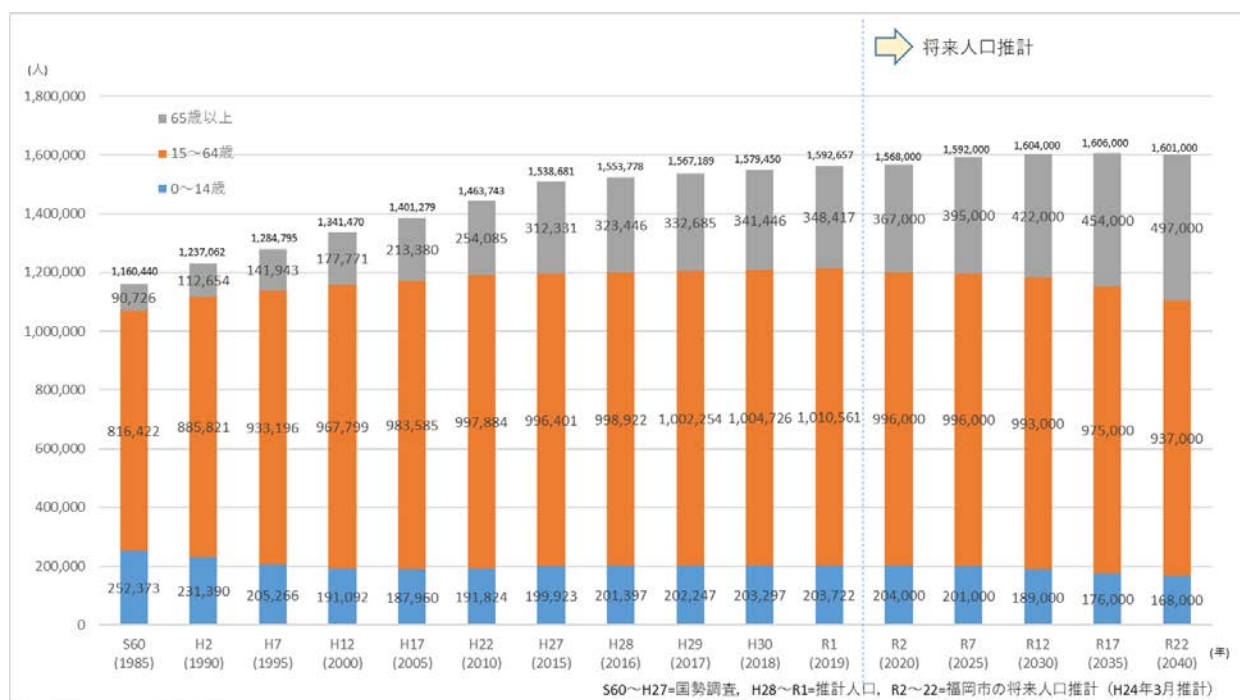


出典：総務省「国勢調査（平成27年）」

(2) 人口・世帯の状況

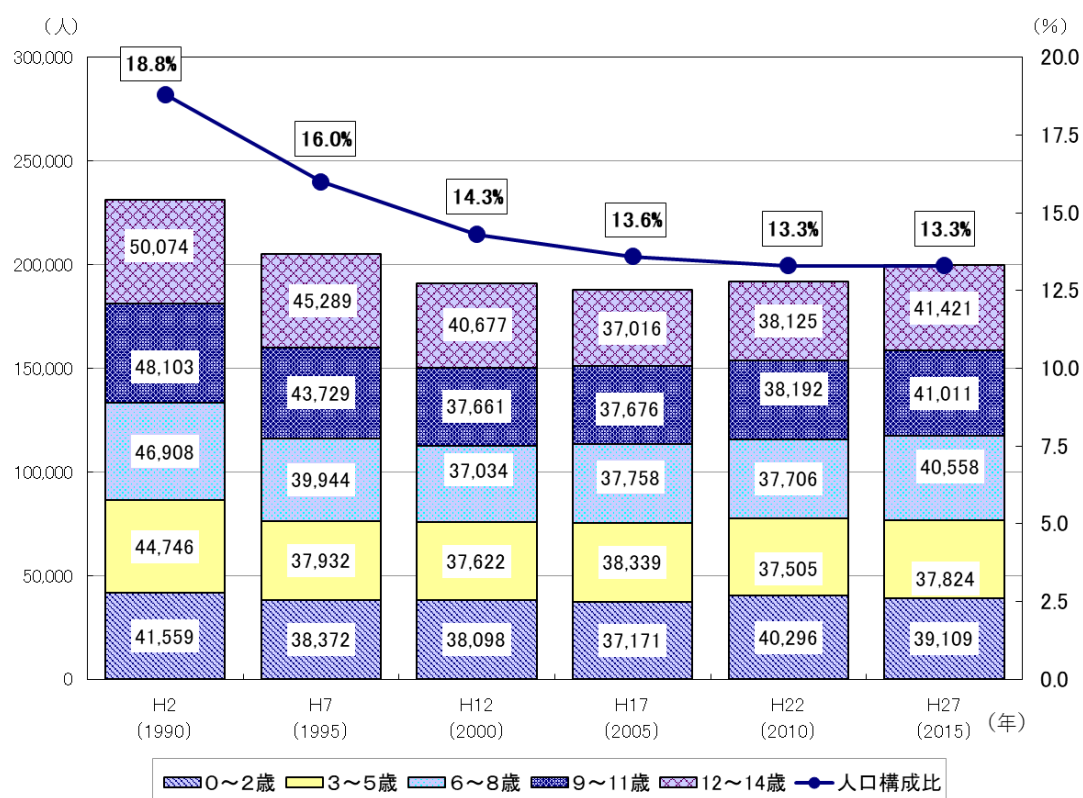
① 福岡市の人口と年齢構成の推移

福岡市の人口は増加傾向にありますますが、今後、2035（令和 17）年頃をピークに減少に向かうと予測されています。



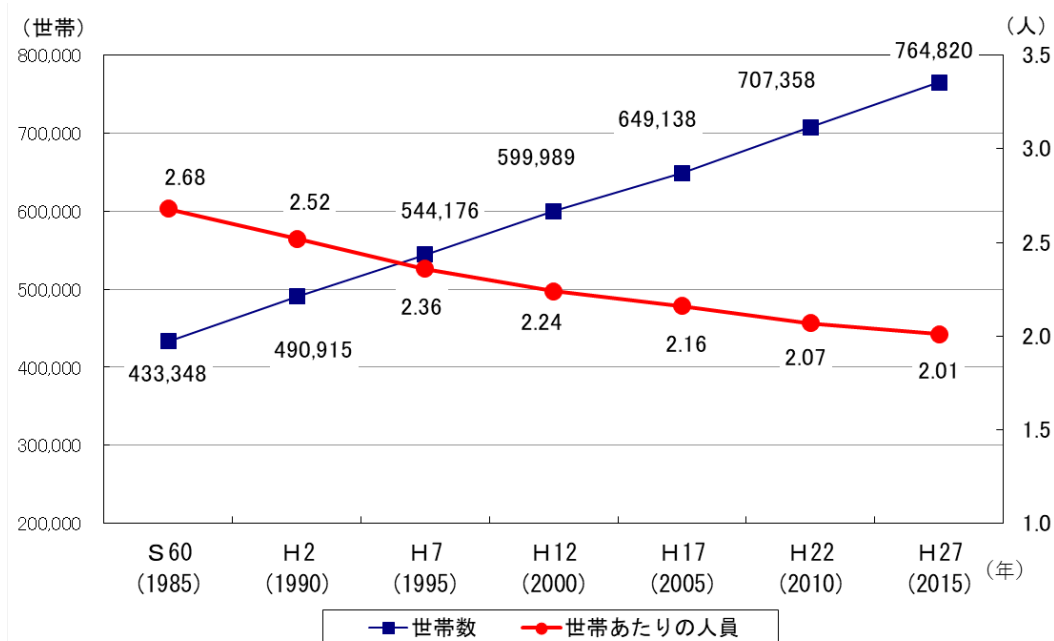
② 福岡市の 15 歳未満人口内訳と構成率の推移

全人口に占める年少人口（0～14 歳）の割合は、2005（平成 17）年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



③ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

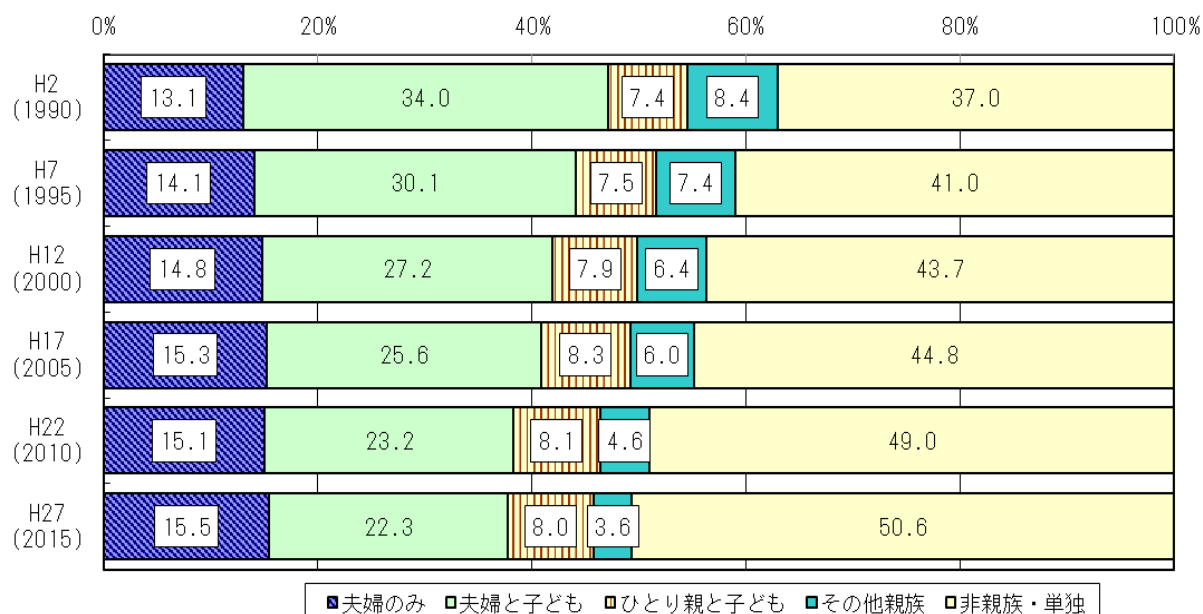
福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



出典：総務省「国勢調査」

④ 福岡市の家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。

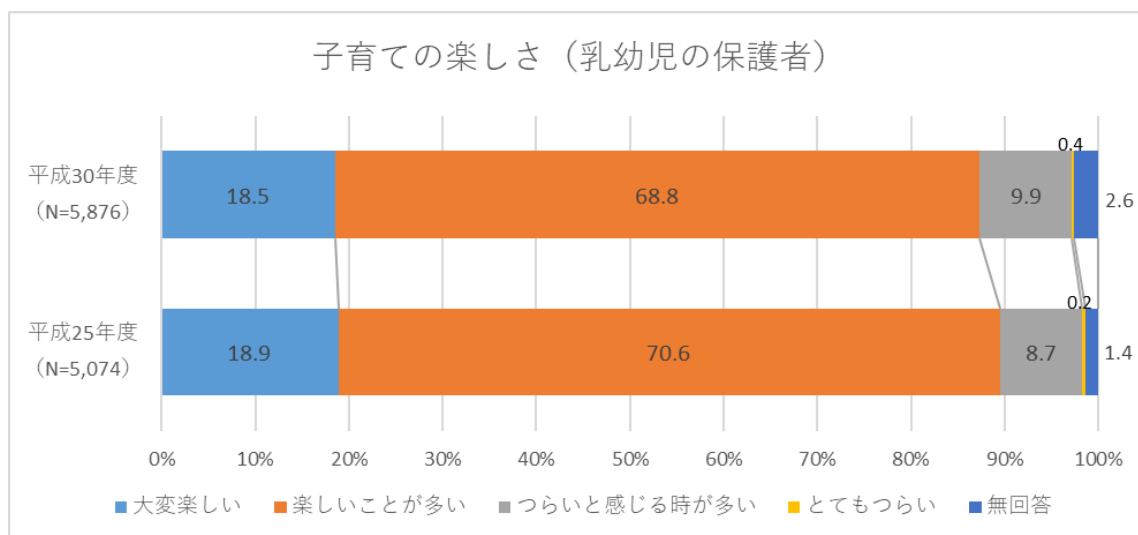


出典：総務省「国勢調査」

(3) 子育てに関する状況

① 子育ての楽しさ（乳幼児の保護者）

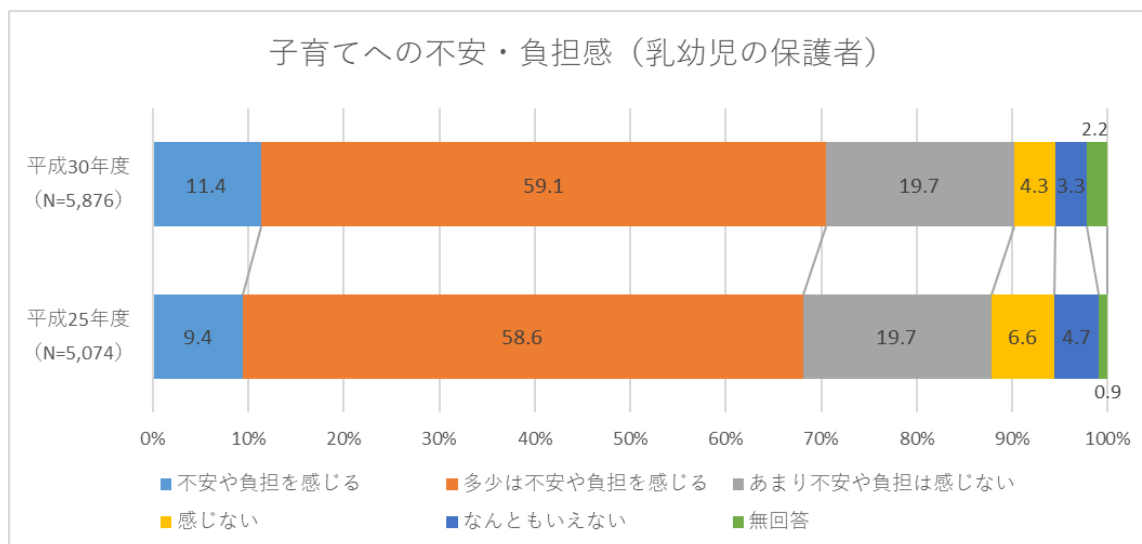
子育てを楽しんでいる人（「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計）は全体の87.3%となっており、前回調査と比べ2.2ポイント減少しています。



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

② 子育てへの不安・負担感（乳幼児の保護者）

子育てに不安や負担を感じる人（「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」の合計）は全体の70.5%となっており、前回調査と比べ、2.5ポイント増加しています。

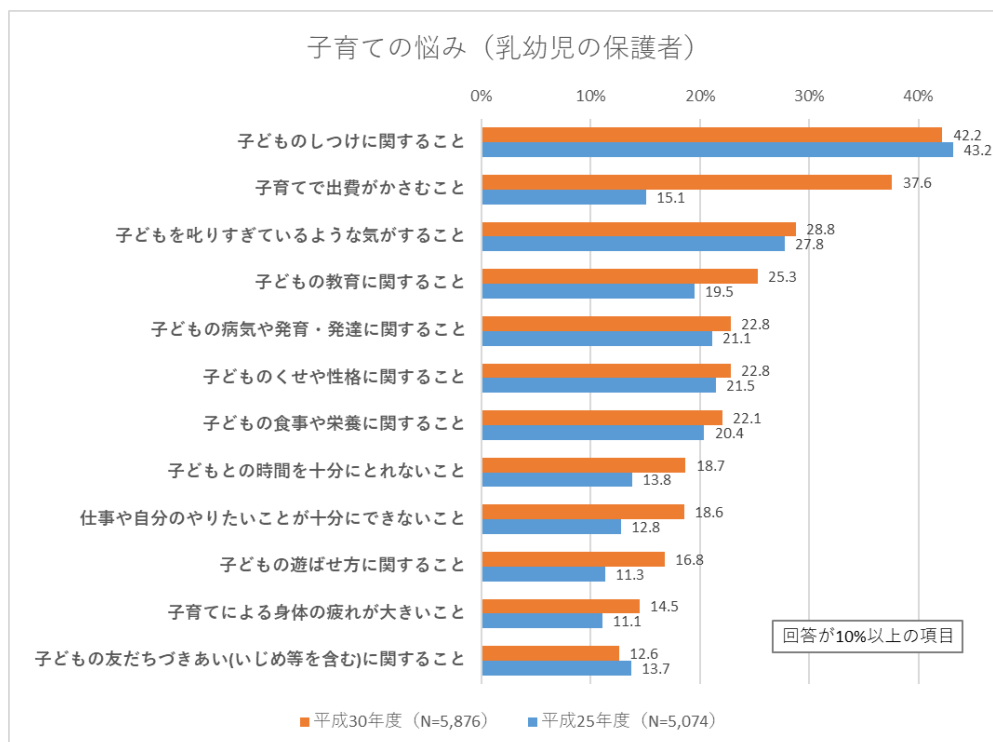


出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

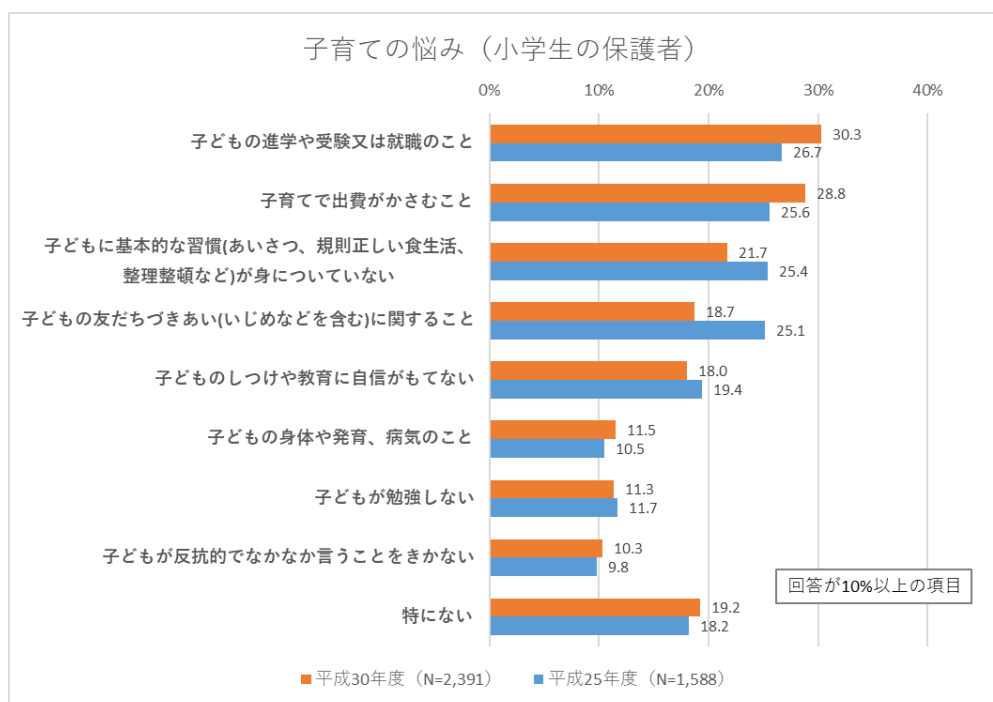
③子育ての悩み（乳幼児の保護者・小学生の保護者）

子育ての悩みについては、乳幼児の保護者は「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。

また、小学生の保護者は「子どもの進学や受験、又は就職のこと」の割合が最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」「子どもに基本的な習慣が身についていない」となっております。



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

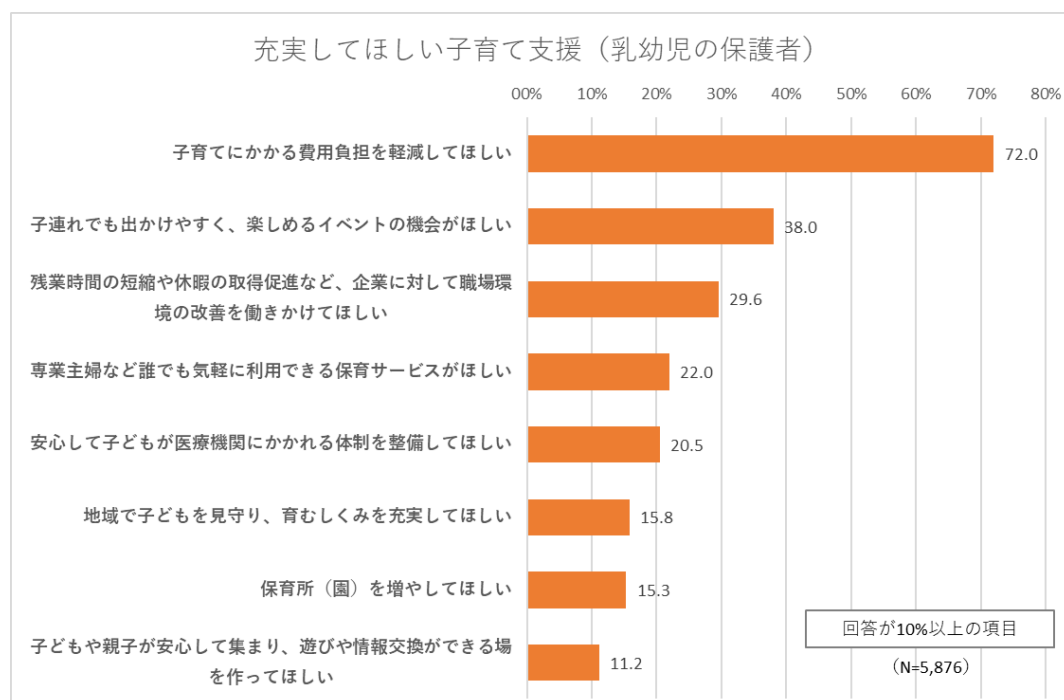


出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

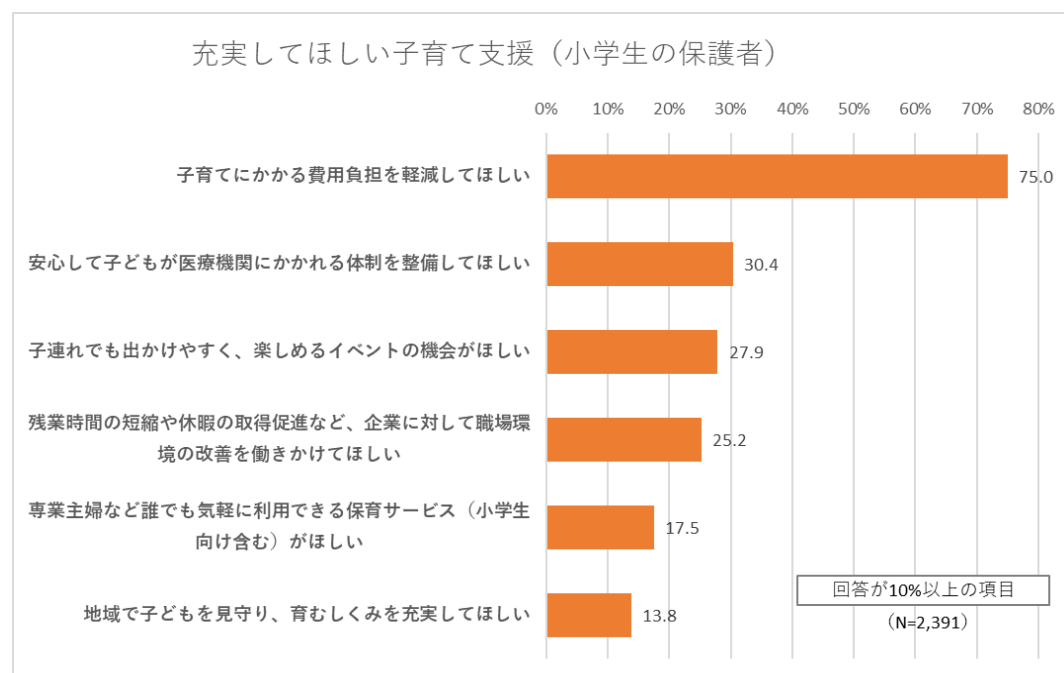
④充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者・小学生の保護者）

充実してほしい子育て支援については、乳幼児の保護者は「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」となっています。

小学生の保護者は「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」となっています。



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

◇前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の関連指標の状況

計画全般

【総合的な成果指標】

成果指標	初期値 (H26 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R 元年度)
福岡市の子育て環境満足度	60.4%	72.0%	70%

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

【成果指標】

成果指標		初期値 (H26 年度末)	現状値 (H30 年度末)	目標値 (R 元年度末)
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		77.7%	75.0%	80%
子どもの自尊感情（自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合）	小学校 6 年生	77.0%	85.3%	85% (H30 年度)
	中学校 3 年生	69.4%	82.7%	80% (H30 年度)
里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合）		32.4%	47.9%	40%
「不登校児童生徒」の人数		931 人	1,814 人 (H30 年度)	822 人 (H30 年度)

【事業目標】（国指定項目）

事業名		指数	H26 年度末 (実績)	H30 年度末 (目標値)	H30 年度末 (実績)	R 元年度末 (目標値)
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 (養育支援訪問事業)	量の見込み	支援人数 (人)	101	226	123	237
	確保方策	支援体制 (人)	80	100	77	100
			こども総合相談センター・区保健福祉センターにおける実施体制			

【事業目標】（市独自項目）

事業名	指数	H26 年度末 (実績)	H30 年度末 (実績値)	R 元年度末 (目標値)
子ども家庭支援センター	設置数	1	2	2
児童養護施設のケア単位の小規模化	施設数	1	1	2
ファミリーホーム	施設数	12	13	16
自立援助ホーム	施設数	1	3	3
児童心理治療施設	施設数	0	1	1
若者のぷらっとホームサポート事業	実施箇所数	6	14	7
子ども・若者の活躍の場プロジェクト	参加団体数	5	6	10

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

【成果指標】

成果指標		初期値 (H26 年度末)	現状値 (H30 年度末)	目標値 (R 元年度末)
4 か月児健診時のアンケート調査の結果(母親)				
	育児に心配があると答えた母親の割合	14.4%	13.8%	減少
	育児は疲れると答えた母親の割合	21.4%	21.7%	減少
	育児は楽しいと答えた母親の割合	90.8%	92.2%	増加
男女の固定的な役割分担意識の解消度 (「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合)	男性	60.9%	63.4% (H30 年度)	75% (R4 年度)
	女性	66.0%	75.9% (H30 年度)	80% (R4 年度)
父親の1週間あたりの家事・育児の時間(乳幼児の保護者)		15 時間 48 分 (H25 年度)	15 時間 10 分 (H30 年度)	増加

【教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策】(国指定項目)

				H26 年度 (実績)	H30 年度 (目標値)	H30 年度 (実績)	R 元年度 (目標値)
保育の必要性あり	0歳	量の見込み(必要利用定員総数)		2,481	3,546	2,980	3,765
		確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	2,562	3,232	3,001	3,321
			地域型保育事業	64	314	445	444
	1-2歳	量の見込み(必要利用定員総数)		11,628	12,760	14,473	12,946
		確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	10,935	12,058	12,089	12,224
			地域型保育事業	352	702	1,765	722
	3-5歳	量の見込み(必要利用定員総数)		18,304	19,393	20,773	19,612
		確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	18,621	19,393	21,495	19,612
			地域型保育事業				
学校教育のみ	3-5歳	量の見込み(必要利用定員総数)		23,469	22,251	22,065	21,973
		確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	23,469	22,251	22,065	21,973
			地域型保育事業				

【事業目標】（国指定項目）

事業名		指数	H26 年度末 (実績)	H30 年度末 (目標値)	H30 年度末 (実績)	R 元年度末 (目標値)
延長保育 (時間外保育事業)	見込み	利用人数 (人)	8,766	10,000	8,660	10,170
	確保方策		8,766	10,000	8,660	10,170
病児・病後児デイケア事業 (病児保育事業)	見込み	利用者数 (人日)	22,431	26,770	29,126	26,930
	確保方策	利用者数 (人日)	22,431	27,300	29,126	27,300
		実施施設 数	18	21	21	21
		医療機関併設型施設				
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(預かり保育))	見込み	定員数 (人日)	494,911	777,000	571,893	884,000
	確保方策		884,000	884,000	884,000	884,000
一時預かり事業 (一時預かり事業(預かり保育を除く))	見込み	定員数 (人日)	12,356	50,000	23,414	59,000
	確保方策		26,000	50,000	28,733	59,000
子どもショートステイ (子育て短期支援事業)	見込み	利用者数 (人日)	1,383	1,200	2,342	1,200
	確保方策		1,383	1,200	2,342	1,200
福岡市子育て支援コンシェルジュ (利用者支援に関する事業)	見込み	箇所数 (人数)	7	14	12	14
	確保方策		7	14	12	14
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込み	対象者数 (人)	15,702	14,100	14,499	13,900
	確保方策		市内の委託医療機関で実施			

【事業目標】（市独自項目）

事業名	指数	H26 年度末 (実績)	H30 年度末 (実績値)	R 元年度末 (目標値)
休日保育	実施箇所数	5	6	7
安心して住める市営住宅の整備 (市営住宅のバリアフリー化)	整備戸数	9,100	11,591	13,100
全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合(%)	27.1	29.9	31 (H28 年度末)

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

【成果指標】

成果指標	初期値 (H26 年度末)	現状値 (H30 年度末)	目標値 (R 元年度末)
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	37.3%	38.8%	65% (R4 年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合	82.4% (25 年度)	91.4%	90%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	62.9%	66.9%	75%
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合)	58.9%	64.3%	65% (R4 年度)

【事業目標】（国指定項目）

事業名		指数	H26 年度末 (実績)	H30 年度末 (目標値)	H30 年度末 (実績)	R 元年度末 (目標値)
母子保健訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	14,489	13,720	12,683	13,480
	確保方策	実施体制	母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問を実施			
ファミリーサポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	見込み	定員数 (人日)	11,356	21,700	12,856	23,500
	確保方策		24,200	24,200	24,200	24,200
留守家庭子ども会 (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用者数 (人)	12,519	14,000	16,125	14,000
	確保方策		14,901	15,000	16,564	15,000
子どもプラザ (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回/月)	11,891	32,000	12,960	41,000
	確保方策	箇所数	14	14	14	14

【事業目標】（市独自項目）

事業名	指数	H26 年度末 (実績)	H30 年度末 (実績値)	R 元年度末 (目標値)
放課後等の遊び場づくり事業	設置数	86	126	143
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合(%)	39.2	73.0 (H26～30 年度平均)	80
通学路の歩車分離	割合(%)	82.5	87.5	78 (H28 年度末) 引き続き整備

第2章 計画各論

目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

施策 1 母と子の心と体の健康づくり

これまでの取組と成果

- ◆全区に母子保健訪問指導員を配置して母子保健訪問指導や新生児全戸訪問を充実させるとともに、全区に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を強化しました。
- ◆産後サポート事業を実施し、産後早期の母子に対する心身のケアや育児サポートに取り組むとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、母親と子どもの心と体の健康づくりを推進しました。
- ◆子どもを望む夫婦に対する不妊治療費の助成を実施するとともに、不妊カウンセラーや医師が不妊の相談に応じる不妊専門相談センターを開設し、不妊に悩む人への支援と相談体制を強化しました。

現状と課題

- ◆子育てへの不安や負担を感じる保護者の割合が増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要であり、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援を行う必要があります。
- ◆産後早期の母親等に対して心身のケアや育児等の支援を行う事業の利用者が増加しており、産後早期における支援ニーズの高さがうかがわれます。
- ◆児童相談所における児童虐待対応件数の約 5 割が乳幼児期であるなど、児童虐待防止に向けても、乳幼児を持つ保護者に対する支援は重要です。

施策の方向性

- ◆母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。
- ◆不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊産婦に対する産前・産後支援の充実

①子育て世代包括支援センターを中心とした妊産婦に対する支援の充実

- 母子健康手帳交付の際に、助産師等の専門職がすべての妊婦と面談を行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、産科医療機関と連携した支援を行います。
- 出産後、母体の回復状況や精神状態等の把握を行う産婦健康診査の実施を検討します。
- 必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、助産師等が生後 3 か月ごろまでにすべての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

- 乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

②情報提供の充実

- 子育て世代包括支援センターにおける母子健康手帳や副読本の交付等により、妊婦や乳幼児の保護者に、乳幼児の発達段階に応じた育児・健康に関する情報を提供します。
- ホームページやメールマガジンなどを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健康診査など、さまざまな機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。
- 妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活、早寝早起きなどの基本的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

(2) 健康づくりと小児医療の推進

- 妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などのため、医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。
- すべての赤ちゃんを対象に、新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担し、生まれつきの難聴の早期発見・早期療育につなげます。
- 乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- 感染症を予防するため、ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら、予防接種を推進します。
- 保育所や幼稚園において、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。
- 福岡市立こども病院において高度小児医療、小児救急医療、周産期医療を提供します。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実に取り組みます。
- 未熟児、小児慢性特定疾病児童などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実に取り組みます。

(3) 食育の推進

- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」に取り組みます。
- 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実に取り組みます。

(4) 不妊に関する相談支援

- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊専門相談センター等での相談・支援や不妊治療費への助成を行うとともに、不育症の方への支援を検討します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯と口の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、委託歯科医療機関にて妊婦を対象とした歯科健康診査を実施
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する乳幼児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所・幼稚園にて歯科健康診査を実施
障がい児歯科健康診査	障がい児の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、委託歯科医療機関にて歯科健康診査を実施
子育て世代包括支援センター	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、区保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置し、新たに母子保健相談員を配置するとともに、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う
母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施
産後サポート事業	- 産後ケア事業 生後4か月未満の乳児と産後、家族からの支援を十分に得られない母を対象に委託事業所に宿泊又は通所させ、母体・乳児ケア、カウンセリング等の心身のケア等を行う - 産後ヘルパー事業 生後6か月未満の乳児と産後、家族からの支援を十分に得られない保護者を対象に、委託事業所がヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行う
こんにちは赤ちゃん訪問事業（施策3再掲）	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、助産師及び保健師による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は「子ども家庭支援員」を派遣し、支援を実施
ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本を配布し、ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさを伝え、よりよい親子関係を築いてもらうとともに読書活動を促進

新生児聴覚検査事業	先天性難聴を早期に発見し、早期に療育につなげるため、すべての児が新生児聴覚検査を受診し、リファーマー（要精密検査）児が精密検査につながり、両耳難聴児が早期に療育につながるよう支援を実施
未熟児養育医療	身体の発達が未熟（2,000 g 以下）なまま生まれ、治療を要する乳児に対し、医療費を助成
小児慢性特定疾病児童に対する支援（医療費助成・自立支援事業）	18 歳未満の児童が、特定の慢性の病気にかかった場合、自己負担分の医療費の一部を公費で負担（20 歳未満まで継続可）
食育推進	「第3次福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市的な食育の推進及び普及啓発を図る
各区における食育推進事業	母子巡回健康相談や子育てサロン、乳幼児ふれあい学級の間などを活用し、乳幼児や学童の食育を推進
保育所での食育の推進	保育所保育指針に基づき、保育所の特性を生かした食育が推進されるよう、給食献立の提供や実地監査等を通じた支援を実施
特定不妊治療費助成	子どもを望む夫婦に対し、高額な医療費がかかる保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成 また、不妊に関する悩みについて助産師などによる個別相談（予約制）を実施
一般不妊治療費助成	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、若い世代からの不妊治療を支援するため、保険診療の対象とならない一般不妊治療（人工授精）の費用に一部を助成
不妊専門相談センター	不妊カウンセラーや医師が不妊に関する専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施

施策２ 幼児教育・保育の充実

これまでの取組と成果

- ◆保育需要の増加に対応するため、保育所等の新設や増改築、小規模保育事業の認可を実施したほか、企業主導型保育事業を促進するなど、多様な手法により保育所等の整備を進めた結果、待機児童の数は減少傾向にあります。
- ◆様々な就労形態に対応する夜間保育や延長保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業など、多様な保育サービスを実施しました。
- ◆医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。
- ◆保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、潜在保育士等の就職支援などを実施するとともに、就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みました。

現状と課題

- ◆女性就業者数の増加に伴って共働き家庭が増加していることなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。地域におけるニーズを考慮し、きめ細かに対応していくことが必要です。
- ◆保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要であり、また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアなどの拡充が求められています。

施策の方向性

- ◆質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。
- ◆共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

- 教育・保育のニーズに的確に対応するため、福岡市こども・子育て審議会「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。
- 企業主導型保育事業や幼稚園における２歳児受入れの促進など多様な手法により、保育の受け皿を確保します。

(2) 保育士の人材確保

- 保育士を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」における就職あっせんや保育士就職支援研修会などを実施するとともに、ハローワークなどとも連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。また、指定保育士養成施設などにおける学生への就職支援・相談会などを実施します。
- 就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みます。

(3) 多様な保育サービスの充実

- 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり事業（施策3再掲）、子どもショートステイ（施策11再掲）など、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。
- 子育て家庭のニーズが高い子どもショートステイについて、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用するなど、受け入れが必要な人数の見込みに応じた利用枠の確保を計画的に進めるとともに、子ども家庭支援センター等による受け入れ先のマッチングを行うなど、育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防に取り組みます。（施策11再掲）

(4) 障がい児保育等の推進

- 社会情勢の変化や障がい児保育ニーズの高まり等に対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対して保育サービスを提供するなど、障がい児保育を推進します。

(5) 教育・保育の質の向上

- 保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、保育現場のニーズを踏まえた効果的な研修の実施方法を検討するなど、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。
- 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。

(6) 教育・保育における連携推進

- 保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
保育所等整備の推進	地域の保育需要に応じ、多様な手法により保育所等の整備に取り組む
企業主導型保育促進事業	企業主導型保育事業の実施を検討している企業を支援するとともに、企業主導型保育施設卒園児の幼稚園での優先的な受け入れ等について、企業主導型保育施設と幼稚園との連携を支援
幼稚園 2 歳児受入れ促進事業	幼稚園において 2 歳児の保育を実施することにより、保育の受け皿の拡大を図る
保育士の人材確保事業	保育士不足が深刻な中で、国から保育人材確保のための取組の推進等として打ち出された「未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業」及び「潜在保育士の再就職支援事業」を活用して保育所の勤務環境の改善を図るとともに、潜在保育士の掘り起し・確保の強化を図る
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援、相談会などを実施
保育士就労継続支援事業	保育士不足が深刻な中で、保育士確保と併せて、就労継続を支援するため、産業カウンセラー及び社会保険労務士による相談窓口を設置し、現役保育士の就労関係等の悩みに対応することで就労支援を図る
保育士奨学金返済支援事業補助金	市内保育所に勤務する正規保育士のうち、奨学金を返済する保育士に対して、返済額の一部助成を実施することで、就職促進及び離職防止を図るもの
保育士家賃助成事業補助金	市内保育所に勤務する正規保育士に対して月 1 万円を上限に家賃助成を実施することで、就職促進及び離職防止を図る
子育て支援員等研修事業	地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援員として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等で働く人材を確保
延長保育（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育を実施
休日や夜間の保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育需要に対応する保育を実施
病児・病後児デイケア事業	保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
一時預かり事業（施策 3 再掲）	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かることで、保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（施策 11 再掲）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
障がい児保育	保育施設等において発達の遅れ、または心身に障がいをもつ子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図る
医療的ケア児保育モデル事業	公立保育所において、集団保育が可能な医療的ケアを必要とする児童（医療的ケア児）の受け入れをモデル的に実施
保育所職員等研修事業	保育の質の向上を図るため、保育内容や保健衛生、給食等の保育に必要な専門的知識や技術を取得できるよう、新人や中堅、ベテランに区分した保育士研修、園長研修、各区分研修等を実施
保育所等における人権教育の推進	保育所等を対象に人権教育を推進するための研修を実施

施策3 身近な地域における子育て支援の充実

これまでの取組と成果

- ◆地域全体で子どもを見守り育む活動の一環として、民生委員・児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て情報を提供する、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、地域の見守りのもとで乳幼児の親子が気軽に集える子育て交流サロンの支援などを実施し、事業の充実に取り組みました。
- ◆各区配置の子育て支援コンシェルジュを増員し、身近な場所に出向いての出張相談を実施するなど寄り添い型支援の充実を図りました。

現状と課題

- ◆都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。
- ◆子育て家庭における子育てに対する不安や負担を解消するため、子どもプラザ、子育て交流サロン、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなど、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。
- ◆子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に取り組みます。

(1) 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

- 公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に取り組みます。
- 地域のボランティアの見守りの下、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる「子育て交流サロン」の開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場である「子どもプラザ」について、増設を検討するとともに、一時預かり事業、子育て相談機能の充実に取り組みます。
- 区役所（保健福祉センター）や子どもプラザなどにおいて、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室・講座を実施するなど、家庭の子育て力の向上に向けた取組みを推進します。
- 子育て支援コンシェルジュが子育ての相談に応じるとともに、ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。

(2) 乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり

- 子育て交流サロンに関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。
- ファミリー・サポート・センターを通じ、地域における子育ての相互援助活動を推進します。
- 民生委員・児童委員による子育て家庭への訪問活動や情報提供などを行います。

(3) 身近で利用しやすい一時預かりの充実

- 乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、乳幼児を一時的に預かる事業の充実に取り組みます。

(4) 子育て支援サービスの情報提供と利便性向上

- 「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。
- A I など新たな情報技術を活用し、市民一人ひとりのニーズに沿った新たな問い合わせサービスの提供に取り組みます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）	乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場を常設し、子育て活動を支援する拠点として「子どもプラザ」を設置し、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育ての不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進
子育て教室	子どもへの関わり方で悩んでいる親を対象に、子どもの発達に応じた関わり方や遊び方を学べる教室を開催
子育て支援コンシェルジュ（利用者支援事業）	各区に福岡市子育て支援コンシェルジュを配置し、保護者に対して、個々のニーズに合った教育・保育サービスなどについての情報提供や相談を実施
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育て交流サロン・サークルへの訪問、支援を行うとともに、地域における子育て支援活動を支援し、連携を図る。また、区内の小学校、保育所などのほか、主任児童委員や民生委員との情報交換を実施
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進
こんにちは赤ちゃん訪問事業	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
地域子育て交流支援事業	地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりに取り組むとともに、地域の見守りのもと子育て中の親子が気軽に集い交流する「子育て交流サロン」を自主運営する子育てサポーターの養成並びに育成を行うなど、「子育て交流サロン」の開設・運営を支援
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育て交流サロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進
一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かることで、保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
子ども情報提供	ホームページ「ふくおか・子ども情報」の管理・運営や、「ふくおか子育て情報ガイド」の発行など、子どもに関する行政や民間の様々な情報を広く市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介
園庭開放、園行事の地域開放など	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流を支援

施策4 障がい児の支援（乳幼児期）

これまでの取組と成果

- ◆療育センター等における新規受診児数の増加に対応し、相談対応・診断・療育を実施するとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、障がい児の早期発見と早期支援に取り組みました。
- ◆通園療育ニーズの増加に対応するため、児童発達支援センターを、平成27年度と31年度にそれぞれ1か所設置しました。また、保育所・幼稚園に通う障がい児の専門的な療育の場として、平成28年度に児童発達支援センターの分園を4か所開設しました。
- ◆医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。（施策2再掲）

現状と課題

- ◆療育センター等における新規受診児数が引き続き増加しており、特に発達障がい児の新規受診や相談の増加が顕著であることから、相談・診断・療育機能について早急に充実を図る必要があります。
- ◆障がい児の保護者に行った調査（平成28年度福岡市障がい児・者等実態調査）では、障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安として、「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」が最も多く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」「保健所や福祉事務所、専門機関でもっと指導してほしい」などとなっており、障がいのある子どもをもつ保護者のニーズに対応した相談支援や情報提供が求められています。

施策の方向性

- ◆障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実に取り組みます。
- ◆発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。

(1) 早期発見・早期支援

- 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に取り組みます。
- 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。

(2) 療育・支援体制の充実強化

- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、児童発達支援などの支援体制を充実強化します。
- 療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、南部地域の相談・診断・療育機能の強化について検討を行います。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。

(3) 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組めます。
- 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育て交流サロン等へのペアレントメンターの派遣など、保護者支援に取り組めます。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。

(4) 障がい児保育等の推進（施策2再掲）

- 社会情勢の変化や障がい児保育ニーズの高まり等に対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対して保育サービスを提供するなど、障がい児保育を推進します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施
療育センター等	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
発達障がい者支援センター	発達障がい児・者及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」において、関係機関との連携を強化

施策5 子育てを応援する環境づくり

これまでの取組と成果

- ◆子育てを応援する“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”の賛同企業数を増やすなど、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組みました。
- ◆男女共に子育てを行う意識を醸成する講座やイベント、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの実施などにより、男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」との固定概念をもたない市民の割合）は増加傾向にあります。
- ◆授乳やオムツ交換ができる「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、子育て世帯の住み替えに対する助成、バリアフリー化された市営住宅や歩道の整備に取り組み、子育てしやすいまちづくりを推進しました。
- ◆子どもの通院及び入院にかかる医療費の助成対象年齢の拡大や、保育所等における実費徴収に対する助成を開始し、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

現状と課題

- ◆女性の就業率は上昇しており、男性も女性も子育てを行っていくことが重要となっています。
- ◆子育てしやすいまちづくりに向け、子育てに関する経済的な負担の軽減が求められています。
- ◆子どもや子育て世帯などが安全・安心に外出することができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆市民、事業者などと共働り、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。
- ◆安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。
- ◆子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯対策などに取り組みます。
- ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

(1) 男女共に子育てを行う意識の醸成

- 男女共に子育てを行う意識を高めるため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組みを行います。
- 学校教育においては、男女平等教育を推進するため、副読本の活用を促進するなどの取組みを行います。
- 母子健康手帳に、産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間のブランクを克服するための講座を開催するなど、再就職の支援を行います。

(2) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

- 企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や所定外労働の縮減など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組みを支援します。
- 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、企業を対象とした講座を開催します。
- 女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組みを支援します。
- 社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。

(3) 子育てを支援するまちづくり

- 良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の住替えに要する費用の助成など、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。
- 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住宅確保に向け、住宅セーフティネット法第8条の登録住宅の供給促進に向けた取組みを進めます。
- 市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組みを進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

(4) 子どもの安全を守る取組み

- 子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、小中学校、障がい児通所支援事業所等において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。
- 保育園等における児童の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。

(5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

- 中学校までの子どもを対象に児童手当を支給するなど、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。
- 子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組みます。(施策 13 再掲)
- 経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。(施策 12 再掲)
- 子ども施策の各種利用料等の算定において、未婚のひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。(施策 12 再掲)

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
男女共同参画推進センターによる啓発	男女共同参画に関する啓発の一環として、子育てに関連した講座などを実施
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施
女性活躍推進事業	企業のワーク・ライフ・バランスや、働く場における女性の活躍を推進するため、セミナー等を開催するとともに、再就職を目指す女性や、働く女性向けのスキルアップ講座等を実施
市民や企業と共働した子育て支援	“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”の普及啓発を図るとともに、「子ども参観日」を実施
子育て世帯住替え助成事業	子育てがしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、住替えが必要な子育て世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成
新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを産み育てることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進するとともに、大規模な市営住宅の建替に際して、子育て施設などを誘導
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	子育て世帯、高齢者、障がい者等、特に住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	すべての鉄道やバスなどの公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入について、その費用の一部に補助を行い、バリアフリー化を促進
バス利用環境の改善	バスの利便性向上を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋やベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、「ユニバーサル都市・福岡」の実現のため、バス事業者などと役割分担を図りながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
ベンチプロジェクト	「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、誰もが気軽に外出しやすい環境づくりのため、官民が協力してバス停付近や地域が要望するバス路線沿い等にベンチの設置を推進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設のシンボルマーク掲示を促進
各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底、交通安全の確保
通学路の歩車分離	安全な歩行空間確保に向け、歩道整備や路側帯のカラー化などを推進
子どもの安全対策（通学路の安全確保）	登下校の安全確保や防犯意識の高揚を図るため、小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配付 また、スクールガード（学校安全ボランティア）や、地域の団体などとの連携による通学路のパトロール強化、危険箇所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組を促進
防犯出前講座	P T Aなどの地域委員、留守家庭子ども会などに対し防犯出前講座を開催
防災体験や新米パパママ応急手当講習会	福岡市民防災センターにおいて、強風、地震、火災などの体験ができる機会を提供するとともに、出産予定者や1歳未満の子どもの保護者を対象とした応急手当講習会（新米パパママ応急手当講習会）を実施
保育所・幼稚園での防災教室	市内の幼稚園・保育園の園児の防災教室を実施し、地震、津波、火災その他の災害に関する対策や対処方法などを指導

犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進事業	子どもをはじめとする市民にとって、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関などで構成する「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置し、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子どもを養育する者に手当を支給（国内に住所を有する者が、中学校修了前（15歳）までの子どもを監護している場合に支給）
第3子優遇事業	18歳未満（18歳に達する年度末まで）の児童を3人以上養育する保護者に対し、第3番目以降の児童が小学校入学前3年間の期間にいる間の支援を実施
子ども医療費助成	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診できるよう医療費を助成（通院：小学校6年生まで、入院：中学校3年生までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。所得制限なし。）
児童扶養手当（施策12再掲）	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居（施策13再掲）	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施 また、随時募集において、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申し込み要件のひとつとしている
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（施策12再掲）	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成（施策12再掲）	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり。）
寡婦（夫）控除のみなし適用（施策12再掲）	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施
実費徴収にかかる補足給付事業（施策13再掲）	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、幼稚園・保育所などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成

◆目標 1 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を 実施する事業）	見込み	対象者数(人)	14,499 (H30 年度末)	14,260	14,070	14,020	14,010	14,010
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
母子保健訪問指導 （乳児家庭全戸訪問事業）	見込み	対象者数(人)	12,683 (H30 年度末)	13,680	13,500	13,460	13,440	13,440
	確保方策	実施体制	区保健福祉センターの助産師等の専門職により実施					
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用者数	8,660 (H30 年度末)	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
	確保方策	(人)	8,660 (H30 年度末)	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
病児・病後児デイケア事 業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 (人日)	29,126 (H30 年度末)	35,606	35,742	35,573	35,733	35,851
	確保方策	利用者数 (人日)	29,126 (H30 年度末)	33,000	34,500	36,000	36,000	36,000
		実施施設数	21	22	23	24	24	24
			医療機関併設型施設数 (R 元年度末)					
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業(預かり保 育)）	見込み	利用者数	571,893 (H30 年度末)	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
	確保方策	(人日)	884,000 (H30 年度末)	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
子どもプラザ （地域子育て支援拠点事 業）	見込み	利用者数 (人回/月)	12,960 (H30 年度末)	13,600	14,200	14,800	15,400	16,000
	確保方策	箇所数	14 (R 元年度末)	14	14	15	15	15
福岡市子育て支援コン シェルジュ （利用者支援事業基本型・ 特定型）	見込み	箇所数	7 (R 元年度末)	7	9	11	13	14
	確保方策		7 (R 元年度末)	7	9	11	13	14
ファミリー・サポート・センタ ー事業 （子育て援助活動支援事 業）	見込み	定員数	12,856 (H30 年度末)	13,800	14,100	14,400	14,600	14,800
	確保方策	(人日)	15,560 (H30 年度末)	16,800	17,100	17,500	17,700	18,000
一時預かり事業 （一時預かり事業(預かり保 育を除く)）	見込み	定員数	23,414 (H30 年度末)	27,400	30,800	34,200	37,600	41,000
	確保方策	(人日)	28,733 (H30 年度末)	30,440	30,800	34,200	37,600	41,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	現状値（R元年度）				R2 年度				R3 年度			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み （必要利用定員総数）	19,691	39,489			18,931	40,382			18,212	41,329		
		21,614	14,781	3,094		22,292	14,783	3,307		22,998	14,911	3,420
確保方策	19,691	21,976	14,574	4,247	18,931	22,445	14,852	4,251	18,212	22,914	15,130	4,255
	R4 年度				R5 年度				R6 年度			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み （必要利用定員総数）	17,168	42,090			16,448	43,078			15,673	44,048		
		23,225	15,296	3,569		23,833	15,525	3,720		24,322	15,846	3,880
確保方策	17,168	23,384	15,409	4,258	16,448	23,853	15,687	4,262	15,673	24,322	15,965	4,266

※行政区を「提供区域」として設定する（46 ページ[別表]参照）。

福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値	目標値 R6 年度末
休日保育	実施箇所数	7 (R 元年度末)	8
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	割合（％）	37 (H30 年度末)	増加
生活関連経路のバリアフリー化された割合（直轄道路、臨港道路等除く）	割合（％）	87.5 (H30 年度末)	98 (R2 年度末)
通学路の歩車分離率	割合（％）	70.9 (H30 年度末)	75 (R2 年度末)

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

〔別表〕教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧（提供区域は行政区）

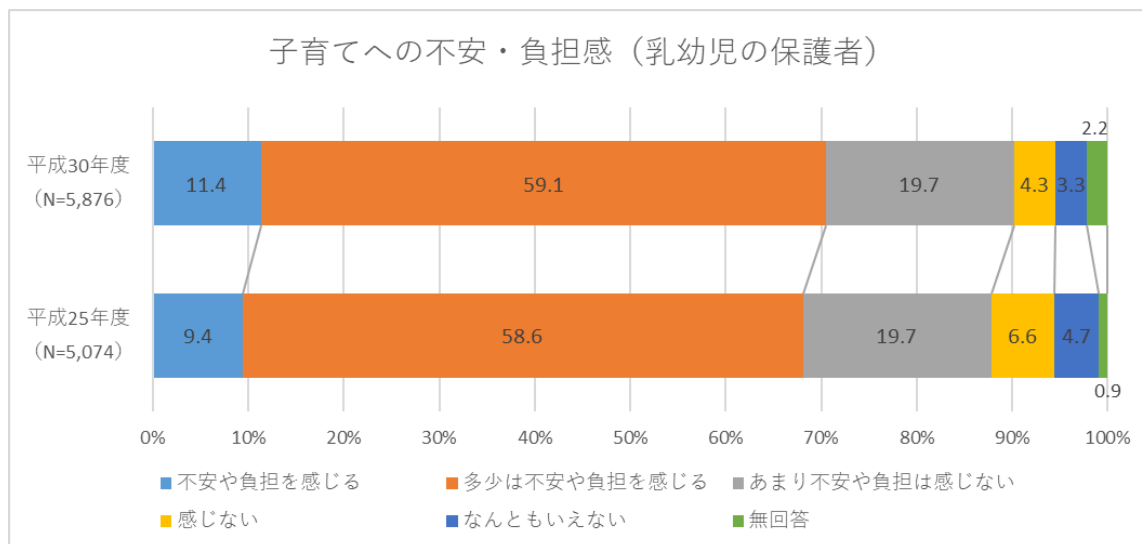
	区分	R元年度(実績)				R2 年度				R3 年度				R4 年度				R5 年度				R6 年度			
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
東区	量の見込み	3,894	4,786	3,228	715	3,779	4,987	3,230	762	3,629	5,137	3,283	790	3,444	5,225	3,367	827	3,293	5,349	3,428	864	3,159	5,486	3,509	904
	確保方策	3,894	4,892	3,104	901	3,779	5,011	3,185	902	3,629	5,130	3,266	902	3,444	5,248	3,347	903	3,293	5,367	3,428	903	3,159	5,486	3,509	904
博多区	量の見込み	2,054	3,325	2,415	517	1,987	3,378	2,475	547	1,937	3,461	2,515	564	1,863	3,501	2,560	587	1,812	3,585	2,590	610	1,734	3,618	2,634	635
	確保方策	2,054	3,425	2,276	717	1,987	3,464	2,348	717	1,937	3,502	2,419	717	1,863	3,541	2,491	717	1,812	3,579	2,562	717	1,734	3,618	2,634	717
中央区	量の見込み	2,256	2,137	1,569	338	2,134	2,179	1,512	344	2,068	2,274	1,480	342	1,909	2,262	1,486	344	1,792	2,287	1,483	346	1,682	2,316	1,488	349
	確保方策	2,256	2,206	1,607	510	2,134	2,228	1,607	510	2,068	2,250	1,607	510	1,909	2,272	1,607	510	1,792	2,294	1,607	510	1,682	2,316	1,607	510
南区	量の見込み	3,819	3,199	2,251	459	3,714	3,348	2,300	496	3,611	3,494	2,338	522	3,472	3,600	2,407	553	3,387	3,755	2,459	584	3,268	3,868	2,527	616
	確保方策	3,819	3,133	2,167	616	3,714	3,280	2,239	616	3,611	3,427	2,311	616	3,472	3,574	2,383	616	3,387	3,721	2,455	616	3,268	3,868	2,527	616
城南区	量の見込み	1,779	1,532	988	226	1,698	1,597	980	242	1,589	1,630	986	253	1,507	1,686	1,017	266	1,408	1,717	1,042	279	1,315	1,750	1,073	293
	確保方策	1,779	1,500	1,022	277	1,698	1,550	1,032	280	1,589	1,600	1,042	284	1,507	1,650	1,053	286	1,408	1,700	1,063	290	1,315	1,750	1,073	293
早良区	量の見込み	3,115	3,104	2,078	425	3,001	3,229	2,076	455	2,863	3,321	2,050	474	2,663	3,327	2,096	498	2,544	3,421	2,127	523	2,394	3,457	2,172	548
	確保方策	3,115	3,144	2,141	613	3,001	3,206	2,147	613	2,863	3,269	2,153	613	2,663	3,332	2,160	613	2,544	3,395	2,166	613	2,394	3,457	2,172	613
西区	量の見込み	2,774	3,531	2,252	414	2,618	3,574	2,210	461	2,515	3,681	2,259	475	2,310	3,624	2,363	494	2,212	3,719	2,396	514	2,121	3,827	2,443	535
	確保方策	2,774	3,676	2,257	613	2,618	3,706	2,294	613	2,515	3,736	2,332	613	2,310	3,767	2,368	613	2,212	3,797	2,406	613	2,121	3,827	2,443	613
市	量の見込み	19,691	21,614	14,781	3,094	18,931	22,292	14,783	3,307	18,212	22,998	14,911	3,420	17,168	23,225	15,296	3,569	16,448	23,833	15,525	3,720	15,673	24,322	15,846	3,880
	確保方策	19,691	21,976	14,574	4,247	18,931	22,445	14,852	4,251	18,212	22,914	15,130	4,255	17,168	23,384	15,409	4,258	16,448	23,853	15,687	4,262	15,673	24,322	15,965	4,266

◆目標 1 成果指標

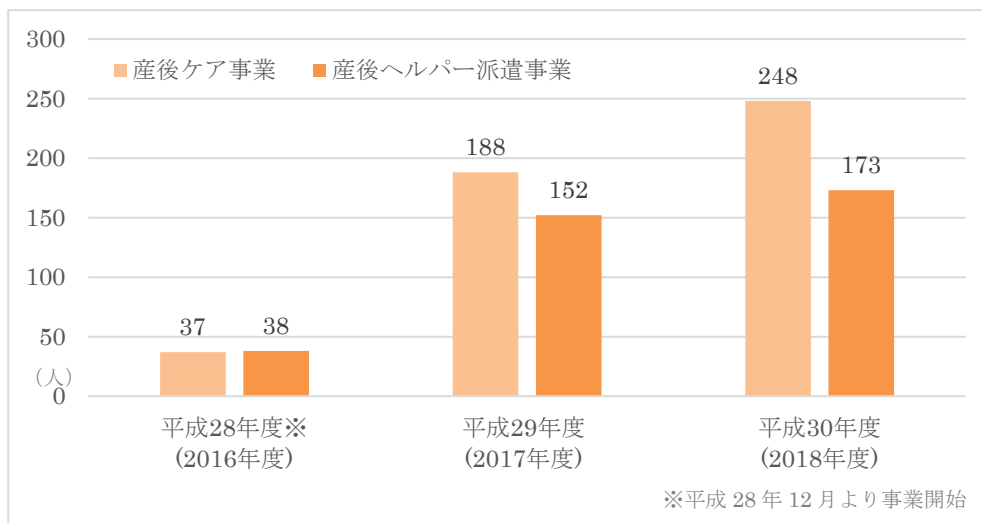
成果指標		現状値	目標値 R6 年度末
4 か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）			
育児に心配があると答えた母親の割合		13.8% (H30 年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		21.7% (H30 年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		92.2% (H30 年度)	増加
地域での支えあいにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合		38.8% (H30 年度)	65% (R4 年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合		91.4% (H30 年度)	95%
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	63.4% (H30 年度)	75% (R4 年度)
	女性	75.9% (H30 年度)	80% (R4 年度)
父親が子育てを「十分にやっている」と回答した乳幼児の保護者の割合		30.5% (H30 年度)	40%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		66.2% (H30 年度)	75%

◆目標 1 関連データ

子育てに対する不安や負担（乳幼児の保護者）

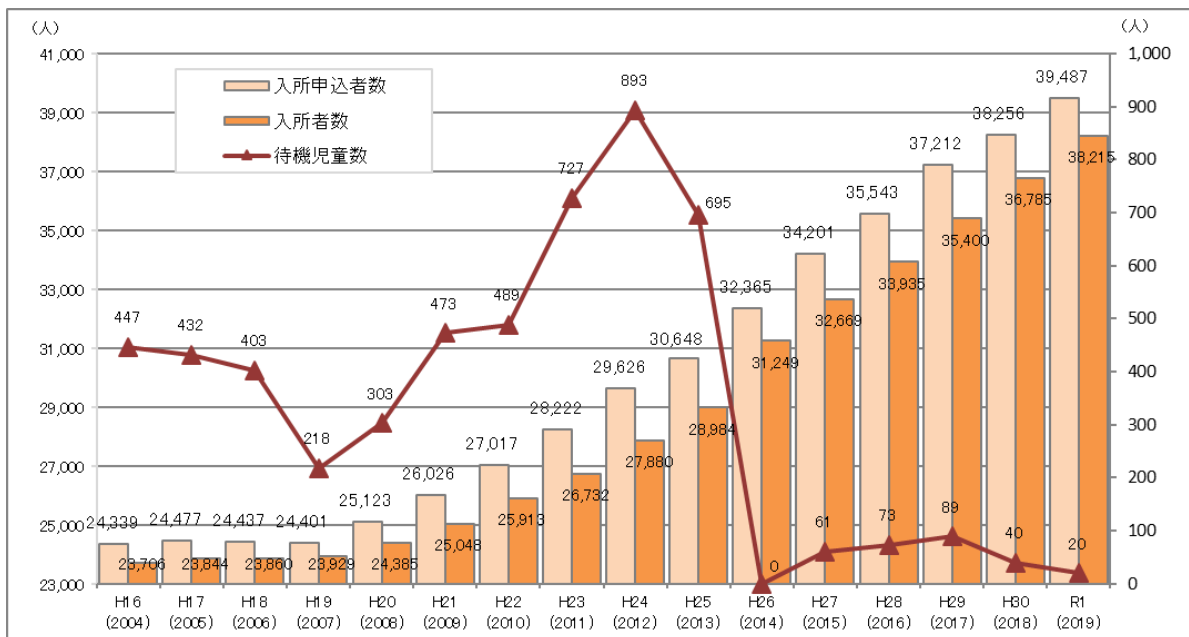


産後サポート事業の利用者数の推移（実人数）



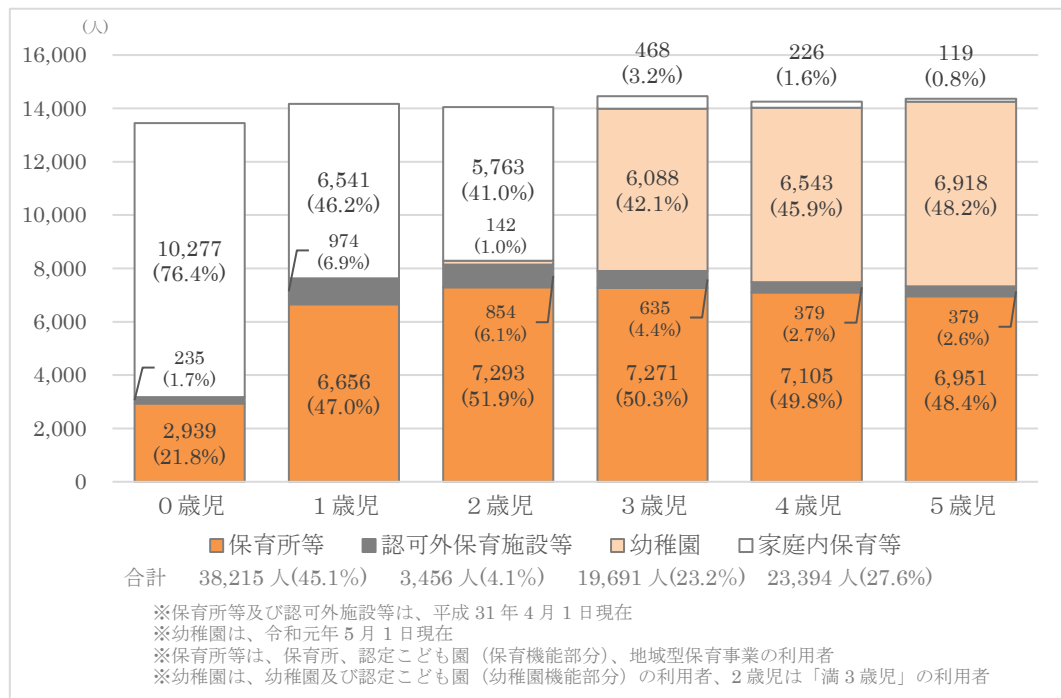
福岡市子ども未来局調べ

福岡市の保育需要の推移



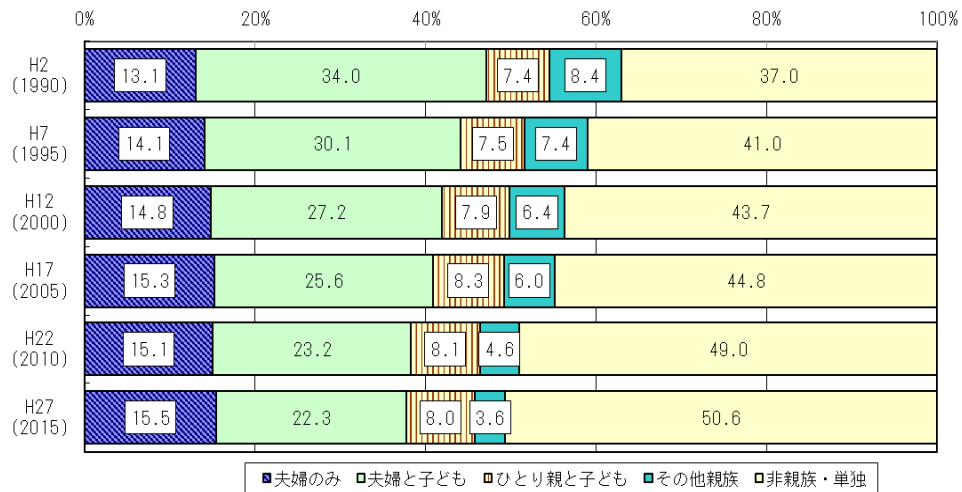
福岡市子ども未来局調べ

福岡市の保育等利用の状況



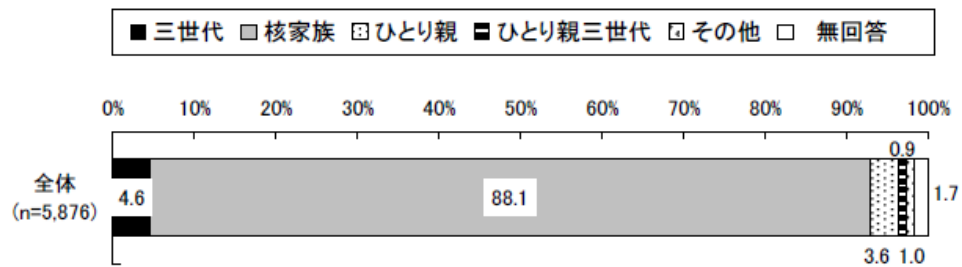
福岡市子ども未来局調べ

家族類型別の一般世帯数の割合



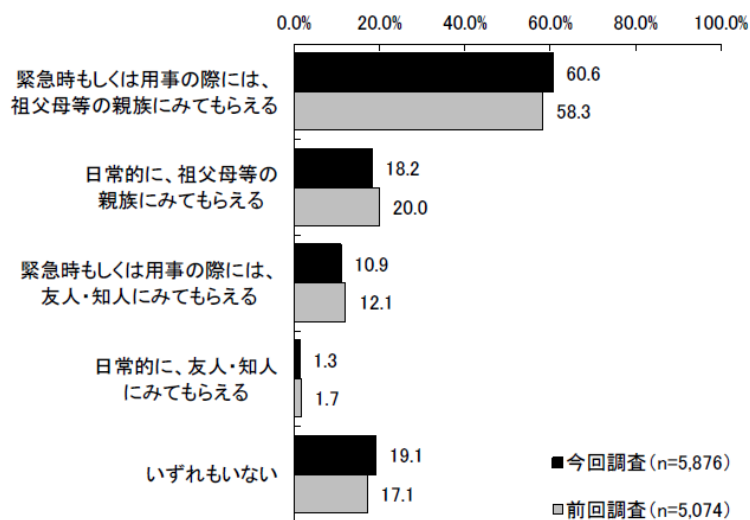
出典：総務省「国勢調査」

乳幼児がいる保護者の世帯分類



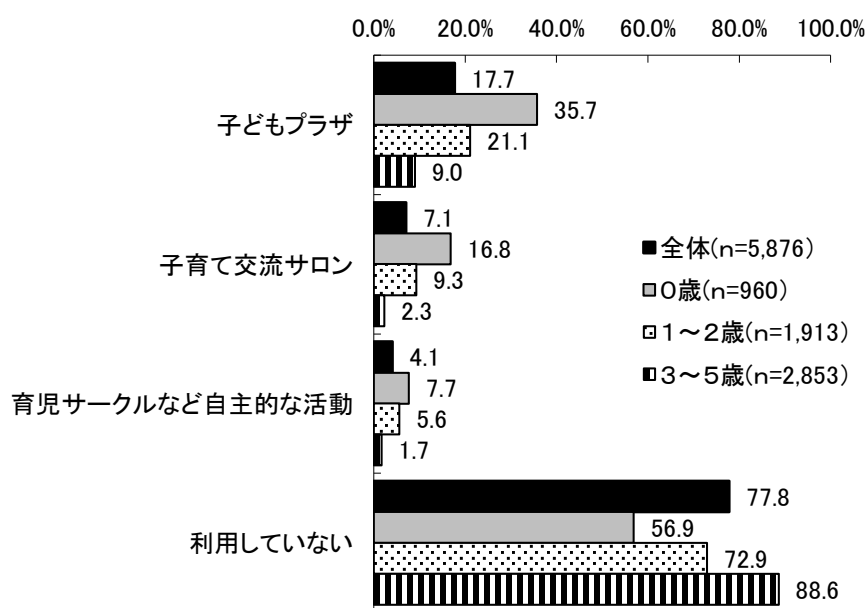
出典：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（乳幼児の保護者）



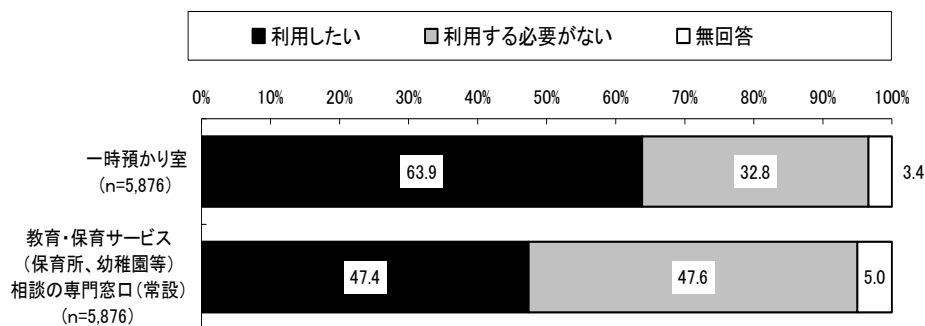
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもプラザ・子育て交流サロン等の利用状況（乳幼児の保護者）



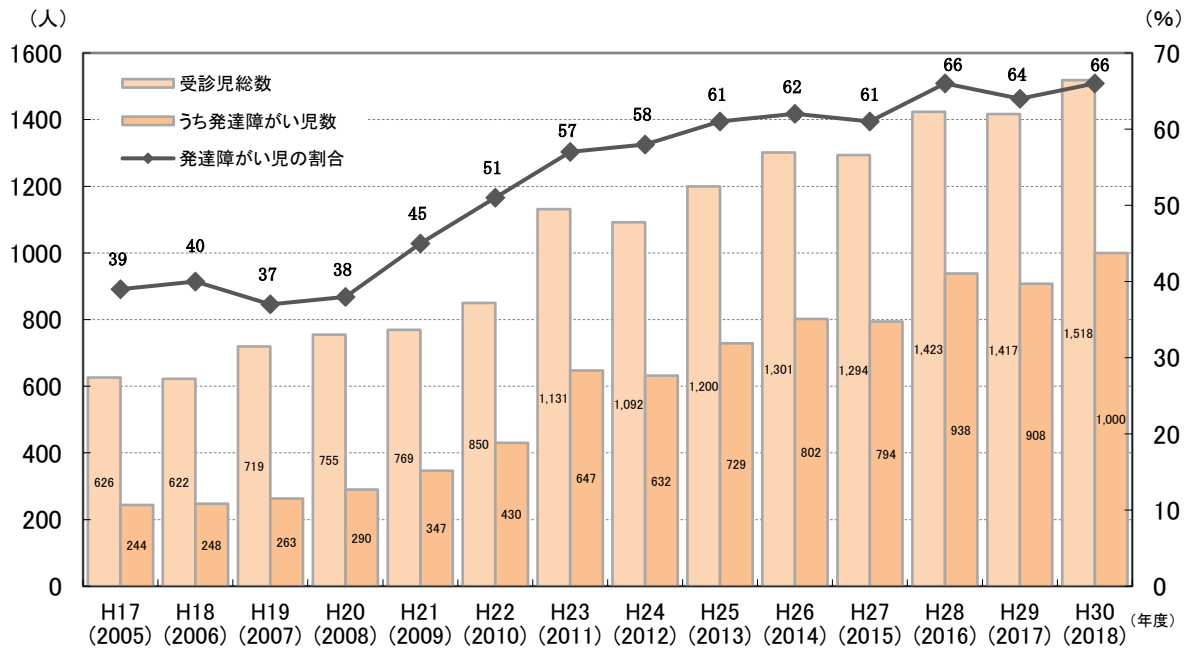
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもプラザに次の機能があったら利用したいですか



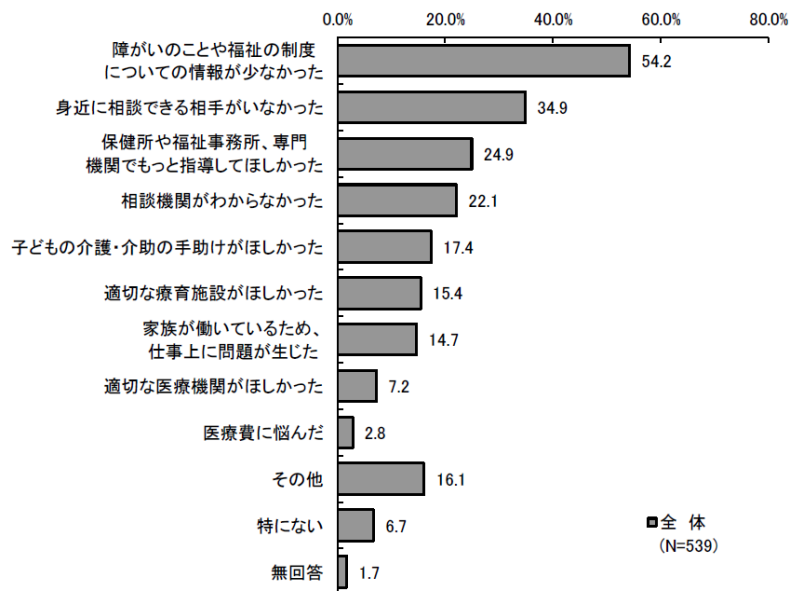
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

療育センター等における新規受診児数の推移

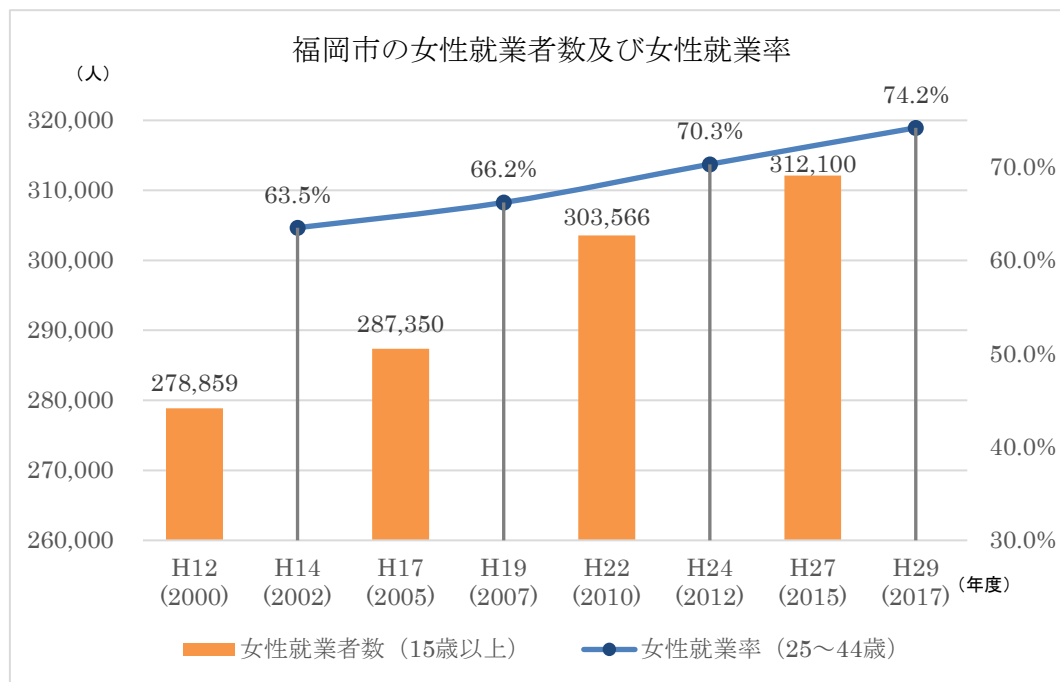


福岡市子ども未来局調べ

障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安

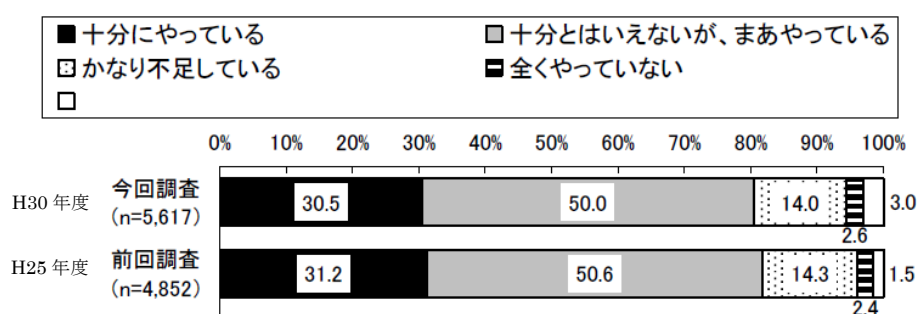


出典：平成 28 年度 福岡市障がい児・者等実態調査



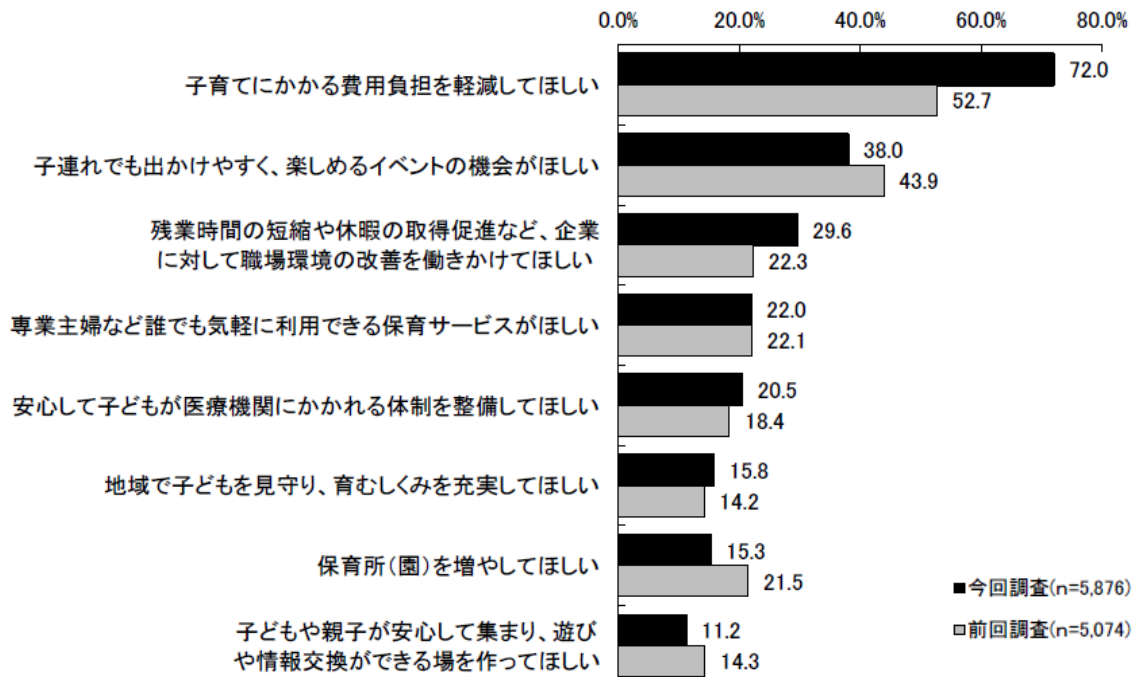
出典：総務省「就業構造基本調査」「国勢調査」

あなたの家庭では、父親はどの程度子育てをしていますか



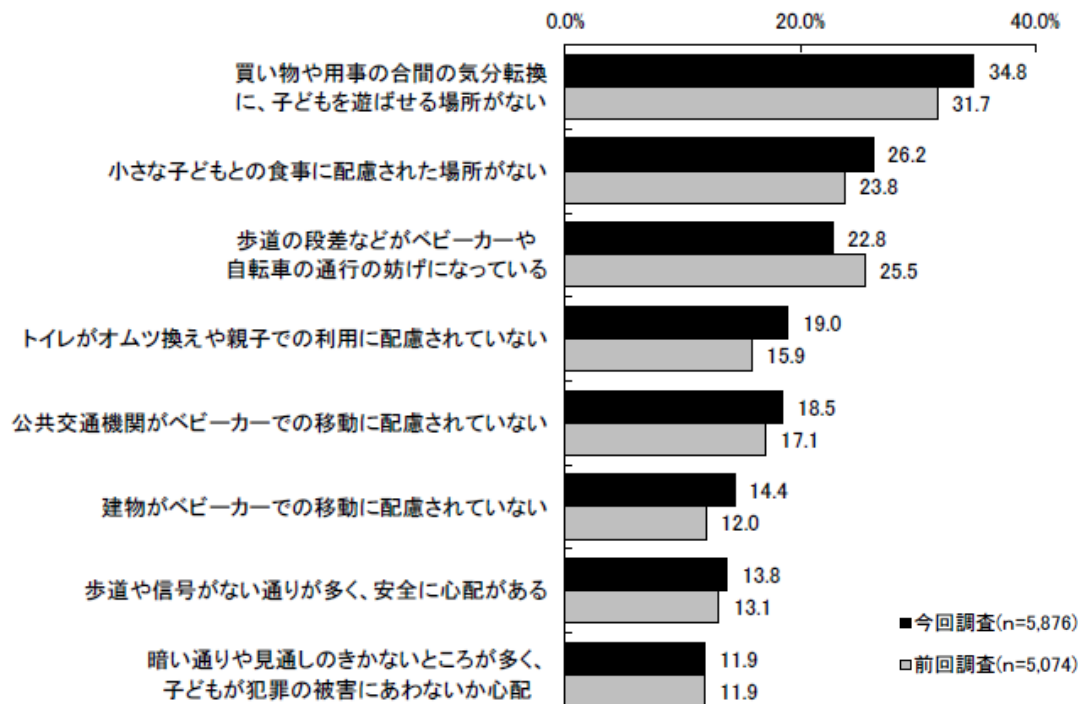
出典：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者）



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市内においてお子さんと外出する際、困ること・困ったこと（乳幼児の保護者）



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

目標２ 子ども・若者の自立と社会参加

施策６ 子どもの居場所や体験機会の充実

これまでの取組と成果

- ◆留守家庭子ども会について、対象学年を段階的に拡大して平成 27 年度より小学生の全学年の受け入れを実施し、利用者数の増加に対応した施設の増改築やスタッフ研修の充実を行うなど、放課後等における児童の健全育成に取り組みました。
- ◆放課後等デイサービスの充実や、いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成・支援に取り組むなど、放課後等における子どもの居場所づくりに取り組みました。
- ◆わいわい広場の設置校の拡大（平成 26 年度末 86 校→平成 30 年度末 126 校）、福岡市科学館の開館、中央児童会館あいくるのリニューアルオープンなど、子どもの遊びや体験機会の充実に取り組みました。
- ◆公園の整備にあたって開催したワークショップのうち約 7 割（平成 26 年度～平成 30 年度）に子どもが参加したほか、ミニふくおかについて、小・中学生に加えて高校生も企画・運営に参画するなど、子どもが社会参加する機会の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆女性就業率の上昇に伴い、留守家庭子ども会の需要が高まっています。
- ◆緊急時や用事の際に子どもを預けられる親族等がいない家庭のため、休日夜間や急用時に保護者が監護できない小学生の居場所の充実が課題となっています。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、子どもどうしでの遊びやスポーツなどの活動が不足しているという保護者の意見が多くみられ、放課後等の遊び場が引き続き求められています。
- ◆同調査によると、子ども向け事業や子どもの居場所活動の利用ニーズが高く、引き続き、子どもの体験機会を充実させるための事業や居場所活動の支援が求められています。

施策の方向性

- ◆放課後や長期休暇などに子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援します。
- ◆地域等との協力や公園の整備など、子どもたちの放課後等の遊び場の充実を図ります。
- ◆関係部局や地域団体などが連携し、子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流の機会の充実を図るとともに、それらに関わる担い手の育成に取り組みます。

(1) 放課後等における居場所の充実

- 放課後等に保護者が就労等により不在である子どもたちが安全に過ごせるよう、学校や地域、保護者などの協力を得て留守家庭子ども会を運営し、わいわい広場との連携を強化するなど児童の主体的な活動を支援し児童の健全育成に取り組みます。
- 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。(施策9再掲)
- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。(施策13再掲)
- ファミリー・サポート・センターを通じ、地域における子育ての相互援助活動を推進します。(施策3再掲)

(2) 遊び・活動の場づくり

- 放課後等に自由に安心して遊べる場として、地域やNPOなどの参画を得て、小学校の校庭などを活用してわいわい広場を実施し、留守家庭子ども会や学校などと連携するとともに、より子どもたちが主体的に活動できる場になるよう事業の充実に取り組みます。
- 中央児童会館において、常設の「遊び・体験・交流の場」の提供や、クラブ活動・親子遊び等の月例行事、季節のイベントを実施するなど、子どもの視点での活動の場づくりや「異年齢・異世代の交流の場」としての機能を充実させるとともに、遊びのプログラムを体育館・公民館等に出向いて実施します。
- 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を全校で実施します。(施策9再掲)
- 安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。
- 都市公園の整備や再整備にあたっては、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや、親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。

(3) さまざまな体験機会の充実

①主体的・創造的な活動の推進

- ・ 小・中学生及び高校生等を対象に、発達段階に応じた主体性・社会性・創造性などを育み、福岡市の未来を切り拓く人材を育成するミニふくおかを実施します。
- ・ 子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため、活動経費の一部を助成し、より多くの子どもの参加を促進します。

②国際交流活動の推進

- ・ アジア太平洋こども会議・イン福岡の開催事業を支援するなど、子どもたちが、異文化とふれあい、豊かな国際感覚を醸成する機会の提供に取り組みます。
- ・ 地域に居住する外国人やその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、さまざまな国際交流の機会の提供に努めます。

③文化芸術活動の推進

- ・子どもたちが、創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、学校や地域コミュニティとも連携しながら、子どもたちがさまざまな文化芸術に触れる機会や、音楽、ダンス、絵画・工作などを体験する機会を提供します。

④科学の体験学習の推進

- ・福岡市科学館において、子どもが興味に応じて自由に、自発的に学べる展示や演示、学校や地域へ出向いての体験学習など、多彩な科学体験活動を展開します。
- ・福岡市科学館では、ボランティアの養成や、大学、企業、NPOなどとのネットワーク形成を行い、多様な主体の参画の下で、より魅力的な事業を展開するとともに、地域での活動につなげるなど、地域における子どものための「科学コミュニケーション活動」を推進します。

⑤自然体験活動の推進

- ・背振少年自然の家や海の中道青少年海の家において、子どもが家庭や学校では得ることができない体験ができる場として、豊かな立地環境を活かしたプログラムを充実し、子どもや家族、小・中学校、地域の青少年団体などの自然体験活動の機会を提供します。

⑥スポーツ活動の推進

- ・スポーツ活動を通じて、子ども・若者の心と体の健康づくりを促進します。
- ・スポーツを行うきっかけをつくり、気軽に継続してスポーツを行う習慣を身に付けられるよう、体育館やプール、公民館、学校などにおいて、各種スポーツの教室や体験事業を実施するなど、スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

⑦読書活動の推進

- ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動への理解と関心を高める取組みを進めます。

⑧多様な体験活動の推進

- ・公民館において、子どもの健全育成に関する事業を行い、生活体験・社会体験・自然体験など、さまざまな活動の機会を提供します。
- ・動物とのふれあいや水道施設の見学、環境問題に関する体験学習など、身近な事柄を通じて社会の仕組みを学ぶ機会を提供するなど、多様な体験活動を推進します。

⑨社会参加の促進

- ・公園など子どもが利用する施設の整備や運営にあたって、たとえばワークショップ等への子どもの参加を促すなど、子どもの意見を取り入れた遊び場づくりや体験機会の充実に努めます。

(4) 遊び・活動・体験を支える地域活動の支援

- 子ども会育成連合会、PTA、自治協議会などを積極的に支援し、コミュニティ活動や遊びを通じて、地域の中でのコミュニケーションや世代間交流の充実・活性化に努めるとともに、子どもたちが多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感や協調性、責任感などを身につけることができるよう取り組みます。
- 地域における子どもの活動の充実を図るため、地域のさまざまな人材を発掘し、子どもの育成に携わる指導者の育成や支援者の確保に取り組みます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
留守家庭子ども会	保護者や同居する親族などが、就労などの理由により、昼間家庭にいないことが常態で、小学校の授業終了後・学校休業日に家庭で適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、「放課後児童支援員」などの活動支援のもと、児童の健全な育成を図る
放課後等デイサービス（施策 9 再掲）	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進
子どもの食と居場所づくり支援事業（施策 13 再掲）	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行う NPO やボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（施策 3 再掲）	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進
わいわい広場	子どもの心身にわたる健全育成を図るため、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後などに、自由に安心して、遊びや活動ができる場や機会づくりを推進
中央児童会館での遊び・体験・交流の場の提供	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、常設の「遊び、体験、交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や、季節のイベントなど、さまざまな催しものを実施
特別支援学校放課後等支援事業（施策 9 再掲）	特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイトの時間を確保するため、市立特別支援学校の放課後などの支援事業を実施
公園再整備事業	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進
身近な公園整備事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進
ミニふくおか	子どもが、仮想のまち「ミニふくおか」をつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、子どもの主体性を育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とする
地域子ども育成事業（子どもの夢応援等）	地域の子どもの育む力の回復をめざして、地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進
アジア太平洋こども会議・イン福岡	アジア太平洋諸国地域の相互理解の促進、国際感覚あふれる青少年の育成を図る目的で、NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が実施するアジア太平洋諸国地域の子どもたちの招へい事業等を支援
子ども文化芸術魅力発見事業	子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験できる機会の創出を目的に、音楽・ダンス・日本伝統文化・国際文化などのワークショップを、小学校などで実施
夏休みこども美術館	展覧会・ワークショップ・ギャラリートーク、本などによる芸術の知識と、子どもたちが自らの興味で選択できるよう、さまざま「入口」を設け、楽しみながら美術を体験できる機会を提供
スクールツアーファミリー DAY	未就学児童から小学生くらいまでの子どもとその保護者を対象に、美術館内各所でさまざまなワークショップを実施。家族で美術を楽しみながら体験できる機会を提供。美術を通して家族同士の楽しみの共有や対話を促進
博物館夏休み親と子のワークショップ	小学生を対象に、親子で博物館資料に親しみ、歴史やくらしの様々な事象について体験的に学ぶワークショップ。展示を見学するだけでなく、実際に「モノ」を制作することで、その原理、くらしの中で果たしてきた役割や歴史について具体的・感覚的に理解する

こども博物館	小学生とその保護者を対象に、講話、展示室見学、体験学習などを通して、郷土の歴史と文化に対する理解を促進
福岡市科学館	子どもの健やかな育ちや学びを促すことを基本に、科学の原理や最新の科学技術に親しみ、楽しく学べる参加体験型の科学館を運営
背振少年自然の家・海の中道 青少年海の家	野外活動を通して自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育むため、小・中学校自然教室などの受け入れや、子どもまたは家族を対象とした主催事業を実施
海っ子山っ子スクール	海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切にし、自然を生かした教育活動を行っている小規模の小学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培うことを目的に実施
スポーツビュッフェ・プロジェクト	小学校の体育館や運動場などの身近な場所で、子どもたちがスポーツと出会い、スポーツを始めるきっかけとなる体験機会を提供し、スポーツに親しむ子どもたちを増やしていくことを目的として実施
アビスパ少年少女サッカー教室	幼児や小・中学生を対象に、高い指導力を有するプロの指導陣の高度な指導を身近に受けられる環境を提供するため、アビスパ福岡からコーチを派遣し、巡回型サッカー教室を開催
アビスパ福岡心の教育プロジェクト事業	アビスパ福岡のコーチまたは選手を小学校に派遣し、人格形成において重要な時期である小学校高学年児童に対して、夢に向かって目的と手段をあわせて考えることの大切さや、フェアプレー精神などの理解を促すことにより、健全育成を推進
親子サッカー教室	子どもたちに、ボール遊びやゲームを中心とし、外で体を動かすことの楽しさを伝えるため、アビスパ福岡から選手・コーチを派遣し、サッカー教室を実施
子ども読書活動の推進	子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するため、ポスターやホームページなどでの「共読」や「子どもと本の日」の啓発、また、子ども読書フォーラムなどのイベントを通して、子どもの読書活動に関する理解と関心を高める活動を実施
こども図書館	子どもが読書の楽しみを発見し、読書に親しむことができるように、図書等の収集・提供を行い、子どもと本をつなぐ機会や情報提供の充実を図る
公民館などで行う子ども向け事業	子どもの健全育成に向けて、地域諸団体やボランティア、公民館サークルなどと連携し、体験活動などの地域ぐるみの活動を実施
小学校等での動物愛護事業	動物愛護管理センター職員が小学校等に出向き、動物の命を大切にする心、ペットの飼い主の責任についての講座を実施
こども水たんけん隊	水源地域・流域を訪ね、自然の中での体験を通して水源かん養林の働きや水の大切さを学ぶとともに、森林を守っている地元の人たちとふれあう交流事業を実施
親子水道施設見学会	浄水場の取組（水の安全管理や環境への配慮策など）やダムの役割をPRし、子どもに「水の大切さ」を感じてもらい、保護者には市の水事情や水道事情への理解促進を図る
フクちゃんのこども水道教室	水の大切さ、水道水の安全性やおいしさを知り、水道に対する理解を深めるため、小学校に出向いて水道に関する説明を行う出前講座を実施
環境わくわく出前授業	学校等における環境学習を支援・推進するため、知識・経験を備えた人材を派遣し、環境に関する出前授業を実施 また、日常的な学校教育に環境の視点を取り入れるため、教職員等の指導者向け講座も実施
PTA の活動支援	家庭と学校と地域を結ぶ存在として、PTAの自主的な会員相互の学習や活動を支援するため、研修会や研究集会を開催
子ども会育成連合会の支援	子ども会活動の振興を図るため、市及び区子ども会育成連合会の行う事業（体育、文化、ジュニアリーダー育成）に対して助成を実施
子ども会などの活動支援（ジュニアリーダーの育成）	子どもの活動などを支援する中学・高校生のジュニアリーダーを育成するため、市子ども会育成連合会と共催で研修を実施

施策7 青少年の健全育成と自己形成支援

これまでの取組と成果

- ◆子どもの基本的生活習慣の定着や規範意識の醸成を図る家庭教育についての講習会等を開催するとともに、小・中学生の職場見学・体験、キャリア形成への意識を高める中学生向けのセミナーを実施するなど、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進しました。
- ◆地域、学校等の関係機関と連携し、非行防止のための見回りや啓発活動に取り組むとともに、児童生徒を対象に、インターネットや携帯電話の正しい利用や危険性の指導・啓発を行い、また、「青少年を見守る店」の数を増やすなど、青少年の健全育成や非行防止、被害の防止に取り組んでいます。

現状と課題

- ◆将来の目標をまだ描いていない中高生年代を中心とした子どもたちのため、自己形成の支援や職業観を育む機会の充実が求められています。
- ◆非行相談件数は減少傾向にありますが、性的非行に関する相談割合が増加するなど、スマートフォンやSNSの普及などを背景に、個々の相談の深刻化がみられます。非行防止の取組みとあわせて、正しい性知識などの保健・健康教育も必要とされています。

施策の方向性

- ◆子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進します。
- ◆非行や被害を防止し、青少年が深刻な状況に陥ることがないように、インターネットやSNS等の適切な使用に関する啓発を行うとともに、家庭や学校、地域と連携し、非行防止活動や有害環境への対応、思春期の保健・健康教育などに取り組めます。

(1) 子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み

- PTA等と連携し、また、公民館等において、家庭教育に関する学習の機会を提供するなど、子どもの基本的な生活習慣、規範意識、自立心などを育む取組みを行います。
- 小・中学校において、地域や家庭と一体となって、子どもの道徳性を育む取組みの充実を図ります。
- 小学校や中学校の段階から、職場見学、職場体験を行うなど、勤労観や職業観を育てる教育を推進します。
- 男女共同参画の視点から、性別にとらわれないキャリア形成について考える機会を提供するため、中学校へ講師を派遣する出前セミナーを実施し、福岡市の将来を担う多様な人材を育成します。
- 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます「成人の日」について、新成人の参画のもとで記念行事を実施します。
- 小・中学生及び高校生等を対象に、発達段階に応じた主体性・社会性・創造性などを育み、福岡市の未来を切り拓く人材を育成するミニふくおかを実施します。(施策6再掲)

(2) 非行防止と有害環境への対応

- フィルタリングソフトの導入や家庭内のルールの設定など、インターネットや SNS、スマートフォン等の適切な利用や青少年の被害防止を進めるための啓発を行います。
- 非行の未然防止や早期発見のため、家庭や学校、地域コミュニティ等の機関・団体が連携して非行防止活動を行うとともに、校区での少年愛護パトロールを実施します。
- 非行等の問題を抱える生徒の居場所をつくり、学習等の支援を行います。(施策8再掲)
- 携帯電話販売代理店、有害図書類の取扱店などへの立入調査を実施します。携帯電話販売代理店においては、18 歳未満の者が使用する携帯電話等についてフィルタリングサービスの説明や利用勧奨を行っているかなどを確認します。

(3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

- 望ましい食習慣を体得する大切な時期である学齢期に、食事を通して自らの健康管理を身につけられるよう、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- 思春期を迎える子どもに、学校や区役所（保健福祉センター）において、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さに関する学習機会を提供します。
- 近年、特に低年齢化している薬物乱用や、エイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組みを支援します。
- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者などからの相談体制を充実します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
家庭教育支援事業	子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識を身に付けるため、家庭教育に関する学習情報の提供や、PTA と連携した講座・講演会等の家庭教育支援事業を実施
公民館などにおける家庭教育の機会の提供	子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心、自立心、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育むために、主として、児童生徒の保護者を対象とした学習機会を提供する家庭教育学級や乳幼児の健やかな成長を育むため、育児サークル等と連携し、育児に関する学習機会及び孤立しがちな乳幼児と親の交流の場を提供する乳幼児ふれあい学級を実施
職場体験学習事業	生徒が「生きる力」を身につけ、さまざまな問題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験やさまざまな世代との交流を通じて、子どもの勤労観・職業観を育成
アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～	全小・中学校に「立志」「チャレンジマインド」に係る書籍を整備するとともに、起業家を中心とした地域人材の活用により、子どもたちが将来に目標や夢を持てるよう、チャレンジマインドを育成
小学生からのキャリア教育事業	小学生を対象に、技能職者によるものづくり体験講座を実施
中学生向け出前セミナー	中学生を対象に、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施
ミニふくおか（施策6再掲）	子どもが、仮想のまち「ミニふくおか」をつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、子どもの主体性を育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とする
インターネット・携帯電話を介した児童生徒の被害防止取組推進事業	携帯電話などを介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の指導・啓発を実施
メディアリテラシーの育成	学校において、幼少期からの過度なメディア接触や、インターネットに関連した子どもたちの事件・事故などへ対応するため、通信会社や関係機関と連携し、発達段階に応じて様々な情報への関わり方の指導を行うことで、各種メディアに対する正しい向き合い方や活用能力の向上を図る
区青少年育成推進事業	区において、地域、学校、関係機関と連携しながら、健全育成、非行防止、啓発活動など、地域に根ざした各種青少年育成事業を推進
遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業（施策8再掲）	学校復帰を目的として、“遊び・非行型”の不登校児童生徒の居場所をつくり、退職教員などによる学習指導などの立ち直りの支援を実施
学校等における食育の推進	健全な食習慣を身に付けさせるため、学級担任等と栄養教諭が連携した食育を推進
ティーンエイジャー教室	小・中学生、高校生などに対して将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで母性・父性の健全育成を図る
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、「薬物乱用防止啓発イベント」や「薬物乱用防止街頭キャンペーン」を実施

施策 8 若者等の相談支援と居場所の充実

これまでの取組と成果

- ◆スクールソーシャルワーカーを全中学校区に、また、登校支援が必要な児童生徒に対応する教員を小呂、玄界中を除く全中学校に配置するとともに、教育相談の増加や地域における思春期相談の増加に対応した電話・面接相談、訪問相談等を実施するなど、登校支援が必要な状況やひきこもりの状態にある子どもへの支援の充実に取り組みました。
- ◆中高生を中心とした若者が自由に過ごすことができる居場所を運営する団体への支援によって居場所を拡充しました。また、ひきこもりや非行等の状態にある若者の農業体験等の社会参加の機会を提供し、参加した若者の生活習慣や対人関係に改善がみられました。

現状と課題

- ◆学校復帰率は向上していますが、依然として多くの児童生徒が登校支援が必要な状態にあるため、生徒や保護者の状況に応じた相談・支援を行う必要があります。
- ◆福岡市青少年の意識と行動調査（平成 31 年 1 月実施）によると、18～39 歳の若者のうち 0.74%（市内 3,308 人）がひきこもりの状態、4.61%（市内 20,613 人）が無業の状態にあると推計され、そのうち 7～8 割に職歴があり、就職を希望しています。
- ◆同調査によると、ひきこもりや無業の状態にある若者は悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」傾向があるため、困難を有する若者や家族を早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援につなぐ機能が求められています。
- ◆登校支援が必要な状態やひきこもりの状態にある中高生や青年などの若者が安心して過ごし、社会的なつながりを感じられる多様な居場所や活動の充実が課題となっています。

施策の方向性

- ◆登校支援が必要な児童生徒に関しては、学校内での連携を図って教育・心理・福祉の面から子どもと家庭を支援するとともに、適応指導教室、NPO などとの連携を通して、安心して学校へ復帰することや社会的な自立を支援します。
- ◆ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」による連携体制を強化します。
- ◆これらの機能や連携体制のもと、不登校などの経験やいじめの被害体験、家庭内での暴力・虐待等の逆境体験、発達障がいなどを有する中高生や若者に対し、中学卒業や高校中退・卒業後も切れ目なく、社会参加や自立の支援に取り組みます。
- ◆登校支援が必要な状況にある中高生、ひきこもりや無業の状態にある若者などの多様なニーズに合った情報の提供、居場所や活動の場の提供、それらを行う民間活動への助言や支援を行います。

(1) 若者に関する総合的な支援・連携体制の整備

- 社会生活を営む上で様々な困難を有する若者や家族からの相談を広く受け付けるとともに、アウトリーチや家庭、地域、関係機関(学校等)との連携によって、支援が必要な若者を早期に把握し、働きかけ、ニーズに応じた適切な機関(就労支援等)や団体(居場所活動、当事者グループ等)などの社会資源につなぐための相談機関の設置を検討します。
- 各分野の支援機関の「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会について、より実効的な連携体制や調整機能を強化することにより、困難を有する若者の社会的つながりや社会参加、自立を支援します。

(2) 不登校・ひきこもり・無業の状態にある若者等の支援

- 中学校1年生において、各学校の判断に応じて少人数学級を実施し、個に応じたきめ細かな対応に努めます。
- 登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員を中心に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどがチームとなって、登校支援が必要な児童生徒や保護者に対する支援を実施するとともに、教育相談や適応指導教室などを通じ、学校復帰等に向けた相談・支援に取り組みます。
- ひきこもりの傾向がある20歳未満や成人期の若者や家族に対し、相談事業や家族教室、訪問支援、集団活動の場の提供、必要な情報の提供など、社会的つながりの維持や社会参加、自立に向けた支援を行います。

(3) 中高生や若者に寄り添う居場所の充実

- 非行等の問題を抱える生徒の居場所をつくり、学習等の支援を行います。
- 子ども・若者の自立心や社会性を養うため、中高生や若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせるフリースペースを提供します。
- 不登校などの経験やいじめの被害体験、家庭内での暴力・虐待等の逆境体験、社会的養護の経験、発達障がいなど、さまざまな背景や特性を抱える中高生や若者のための居場所や当事者グループ、社会参加の場の提供などの民間活動に対する助言や支援を行い、多様な活動の拡大を図ります。

(4) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援

- 中学卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある若者に対する支援が途切れることがないように、スクールソーシャルワーカー等の支援者、若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校、県の若者自立相談窓口などと連携し、若者の社会的つながりや社会参加、自立の支援に取り組めます。

(5) 発達障がい等を抱える若者の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組めます。(施策4再掲)
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実を図ります。(施策4再掲)

- 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援、研修の充実、待機時間の短縮など、発達障がい児・者のニーズに応えられる体制の整備を進めます。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。（施策4再掲）

(6) 自立・就労の支援

- 無業やひきこもり、非行の状態にあるなど社会生活上の困難を有する若者に対して自立に向けた一歩を踏み出すための機会（さまざまな社会参加や就労体験の場など）を提供する民間団体、若者サポートステーション等の機関、事業者などの相互連携を、子ども・若者支援地域協議会を通じて促進します。
- 各区に設置している就労相談窓口で、キャリアコンサルタントなどによる個別相談を実施するとともに、企業とのマッチングを行うなど、若者の就労支援を推進します。
- 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携し、精神障がい・発達障がい・知的障がいなどがある若者の就労を支援するとともに、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓などを進めます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
子ども・若者支援地域協議会	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置（現在は、福岡市こども・子育て審議会をこれに充てている）
中学校1年生における少人数学級の実施	個に応じたきめ細かな指導により、確かな学力の向上、「中1ギャップ」への対応、不登校の予防などを図るため、学校の選択による1学級35人以下の少人数学級を実施
登校支援が必要な児童生徒に対応する教員の配置	登校支援が必要な児童生徒に適切な指導・支援、校内適応指導教室の運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、登校支援が必要な児童生徒への対応に専任的に従事する教員を全中学校（小呂・玄界中を除く）に配置
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して、児童生徒の課題の改善を図る
スクールカウンセラー等活用事業	子どもが抱える課題の早期発見・早期対応を図り、課題の深刻化を防止するため、「心理の専門家」であるスクールカウンセラーなどを市立の小中学校・高等学校・特別支援学校へ配置し、教育相談体制を強化 小呂・玄界小中学校には心の教室相談員を配置
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする子どもの課題を改善するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施
適応指導教室の運営	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接や集団生活への支援を組織的・計画的に行うことにより、学校復帰や社会的自立を支援
大学生相談員派遣事業	ひきこもり、または、ひきこもりがちな児童生徒に、話し相手や遊び相手として大学生相談員を派遣し、学校復帰や社会的自立を支援
思春期集団支援事業	心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに、自立に向けた場を提供し、専門的な集団支援を実施

思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり、またはひきこもり気味の子どもを改善するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施（おおむね20歳未満を対象）
ひきこもり地域支援センターの運営（地域思春期相談事業）	大学との連携により思春期のひきこもり地域支援センター「ワンド」において、ひきこもり状態にあるおおむね15歳から20歳の人を対象に、大学構内のフリーなスペースによる集団支援と本人・家族への相談・支援を実施
成人期ひきこもり地域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、ひきこもり本人の自立の相談・支援を実施（おおむね20歳以上を対象）
遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業	学校復帰を目的として、“遊び・非行型”の不登校児童生徒の居場所をつくり、退職教員などによる学習指導などの立ち直りの支援を実施
中高生や若者の社会参加につながる居場所づくり・民間活動に対する助成	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所の提供や若者の居場所を運営する団体への支援を行い、若者の自律心や社会性の醸成と健全育成を推進
NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業（不登校よりそいネット）	教育委員会とNPOとの共働による保護者支援事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問い合わせに対応する「不登校ほっとライン」や、不登校セミナー、フォーラム等の啓発事業を実施
発達障がい者支援センター（施策4再掲）	発達障がい児・者及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」において、関係機関との連携を強化
子ども・若者活躍の場プロジェクト	非行・ひきこもりなど、困難を有する若者とともにを行う農業体験などを通して、立ち直りや就労等に向けた第一歩を踏み出す機会を創出
就労相談窓口事業	各区に設置している「就労相談窓口」において15歳以上の求職者を対象に、個別相談を行うほか、セミナーや求人企業の紹介等を行い就職を支援 また、就労への一歩を踏み出せない39歳以下の若者やその保護者等を対象に、臨床心理士がカウンセリングを実施し、就職による経済的自立を支援
障がい者就労支援センター	就職を希望する障がい者に対する個別支援の他、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等への技術的支援などを実施

施策9 障がい児の支援（学童期以降）

これまでの取組と成果

- ◆発達障がいと診断を受ける児童の増加などに伴う放課後等デイサービス等の利用者数の急激な増加に対応するとともに、サービスの質の向上に向けた研修の充実や指導の強化に取り組みました。
- ◆関係団体・機関などとの連携により、特別支援学校卒業生の就労促進に取り組んだ結果、就労率が上昇しました。

現状と課題

- ◆障がいのある児童生徒数の増加や放課後等デイサービス利用者数の大幅な増加がみられ、障がいのある子どもの学校における支援や、放課後や休日の支援ニーズに対する施策の充実、支援の質の向上などが求められています。
- ◆特別支援教育を要する児童生徒数の増加やニーズの多様化を踏まえ、個に応じた連続性のある支援、就労など自らの可能性を追求できる環境の整備などが求められています。

施策の方向性

- ◆学校において合理的配慮の提供に努めるとともに、保護者と連携し、十分な情報共有のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組みます。
- ◆関係部局や障がい福祉サービス事業所等が連携し、障がいのある子どもの福祉の向上や自立に向けた訓練等に関する相談や利用支援を行うとともに、放課後や休日の支援ニーズに対応できるよう、放課後等における支援の充実や質の向上を図ります。
- ◆障がいのある子どもの社会的自立や就労に向けた相談や支援をおこなうとともに、地域交流の支援、理解の促進などに取り組み、共生社会の実現に努めます。

(1) 特別支援教育の推進

- 各区特別支援教育連携協議会を中心に、各校種（小・中学校、特別支援学校等）における組織的な支援体制の構築に取り組みます。
- 保護者と連携して作成する個別の教育支援計画と指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育や、将来を見据えた専門的かつ連続性のある支援・指導の充実などに取り組みます。
- 障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組み、特別支援学校に加えて小中学校における医療的ケアの実施など、インクルーシブ教育の充実を図ります。

(2) 発達障がい児の支援や放課後等における支援の充実

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組みます。（施策4再掲）

- 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を全校で実施します。

(3) 自立や社会参加に向けた相談・支援

- 学校と行政、障がい福祉の相談やサービスに関わる事業者などが連携し、障がいのある子ども・若者の社会的自立や就労に向けた相談・支援などの取組みを推進します。
- 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を促進し、地域において障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校の児童生徒との交流活動を推進します。また、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる団体の活動を支援します。
- 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援、研修の充実、待機時間の短縮など、発達障がい児・者のニーズに応えられる体制の整備を進めます。（施策8再掲）

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
特別支援学級	小・中学校において、知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい、病弱等、障がいのある児童生徒の学びの場を、児童生徒の実態や学校の状況等踏まえ、適切に設置
通級指導教室	通常の学級に在籍する聴覚障がい、言語障がい、自閉症又はそれに類する障がいのある児童生徒の学びの場の設置
ふくせき制度（交流及び共同学習）	特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、交流を実施
発達障がい者支援センター（施策4再掲）	発達障がい児（者）及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」において、関係機関との連携を強化
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進
特別支援学校放課後等支援事業	特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイトの時間を確保するため、市立特別支援学校の放課後などの支援事業を実施
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク（夢ふくおかネットワーク）において、関係団体・機関などとの連携を図り、生徒の自立と社会参加を進め、企業などへの就労を促進
発達教育センターによる相談・支援	児童生徒の障がいの状態及び適正等を的確に把握し、学校教育などについて保護者や教職員などを対象に教育相談を実施。また、障がいのある児童生徒の就学について専門的な立場から就学相談を実施

◆目標 2 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
留守家庭子ども会 （放課後児童健全育成事業）	見込み	利用者数（人）	16,880 (H31.4.20)	17,200	17,400	17,600	17,700	17,800
	確保方策		17,000	17,500	17,500	18,000	18,000	18,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値	目標値 R6 年度末
子どもの食と居場所づくり（目標 3 再掲）	支援 団体数	27 (H30 年度末)	54
わいわい広場	実施 箇所数	126 (H30 年度末)	144
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合（％）	73 (H26～30 年度平均)	80
地域で中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所	支援 団体数	13 (H30 年度末)	23

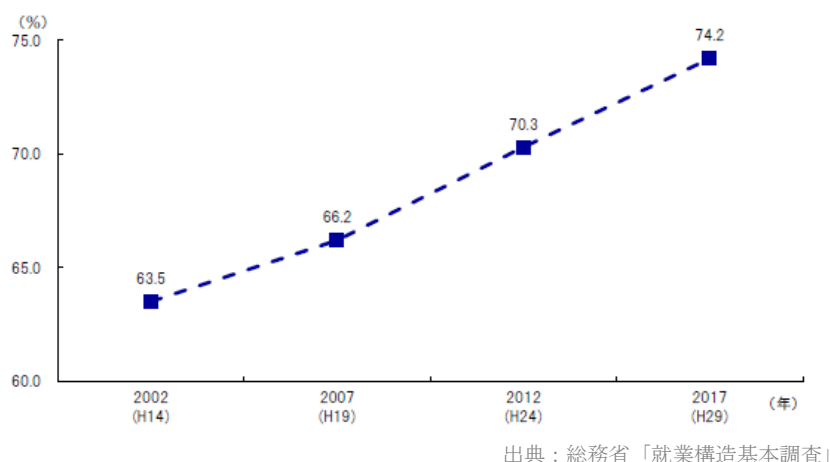
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

◆目標 2 成果指標

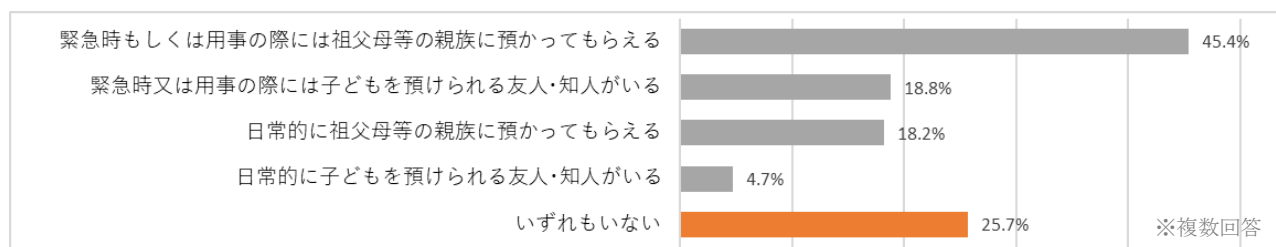
成果指標	現状値	目標値 R6 年度末
地域の遊び場や体験学習の場への評価（地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合）	64.3% (H30 年度)	65% (R4 年度)
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを設けている」割合	80.7% (H29 年度)	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率	44.8% (H30 年度)	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合	13.2% (H30 年度)	10%未満
知的障がい特別支援学校高等部 3 年生で就労を希望している生徒（5 月時点）の卒業時の就労率	92.7% (H30 年度)	100%

◆目標2 関連データ

女性就業率（25 歳から 44 歳まで）の推移

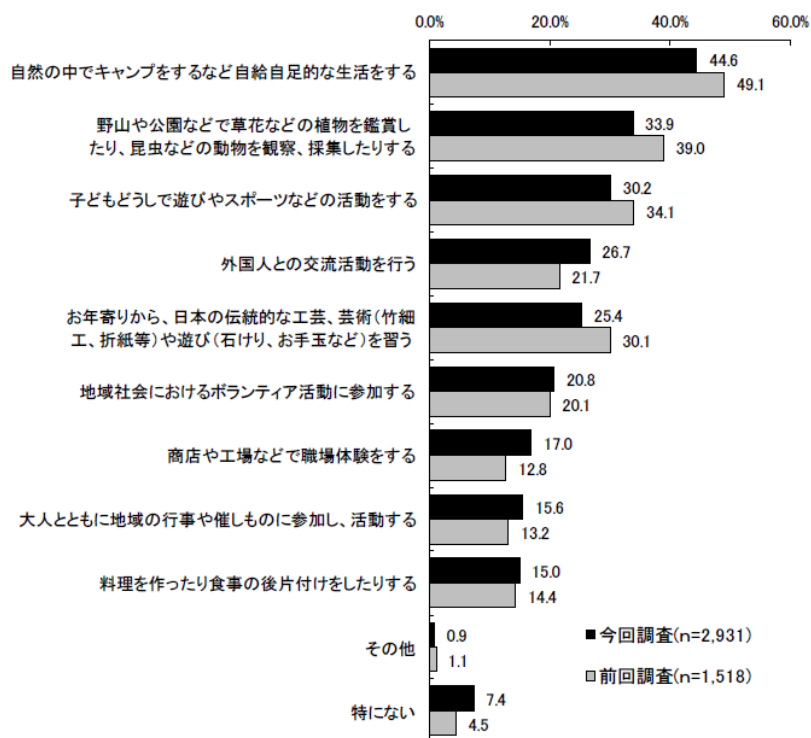


子どもを預かってもらえる親族・知人の有無（小学生の保護者）



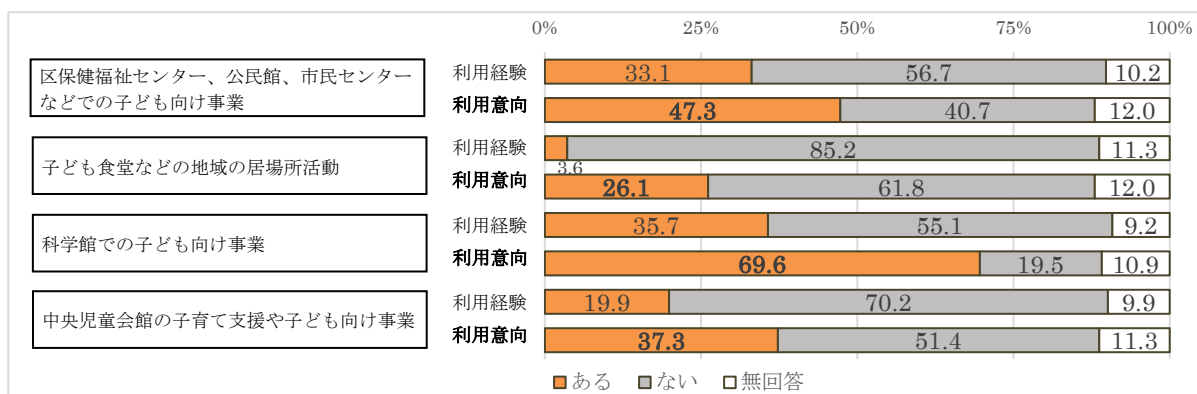
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

最近の子どもに不足していると思う体験（小学生の保護者）



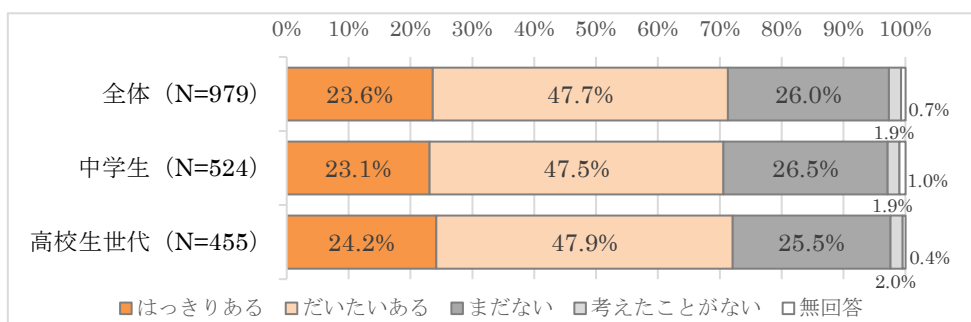
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子ども向け事業等の利用経験と今後の利用意向（小学生の保護者）



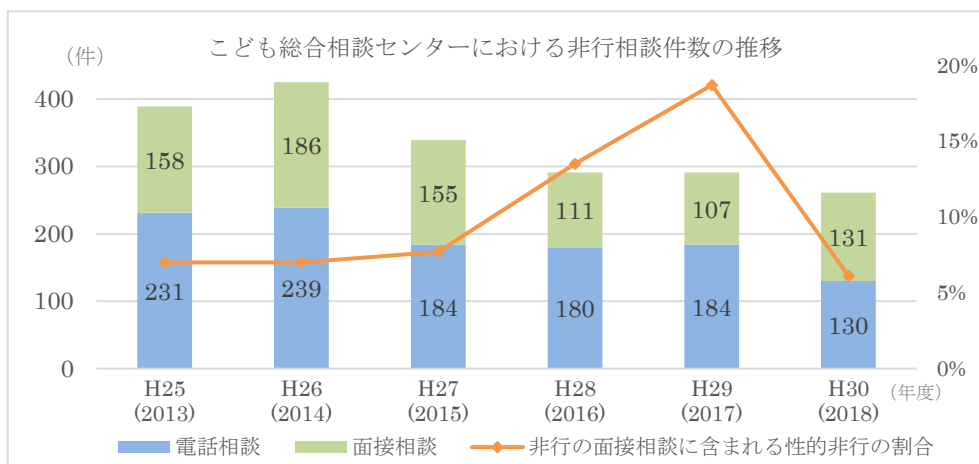
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

将来の目標の有無（中学生本人・高校生世代本人）



出典：平成 30 年度 福岡市青少年の意識と行動調査

非行相談の状況



福岡市こども未来局調べ

長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の状況

年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
1,000人当たりの 不登校に分類される 生徒数(中学校) (人)	30.7	27.9	24.6	24.1	23.7	22.8	22.0	21.2	23.2	17.9	36.7
不登校に分類される児童 生徒(小学校・中学校)の 復帰率 (%)	16.3	17.9	22.5	32.6	30.9	39.9	39.4	43.2	43.2	49.2	44.8

福岡市教育委員会調べ

ひきこもりや無業の状態にある若者（18～39 歳）の状況

	該当回答者	該当率(※3)	推計数(※4)	H27 内閣府調査(※5)
ひきこもりの状態にある若者	11 人 (※1)	0.74%	3,308 人	1.63%(56.3 万人)
無業の状態にある若者	69 人 (※2)	4.61%	20,613 人	4.83%(166.5 万人)

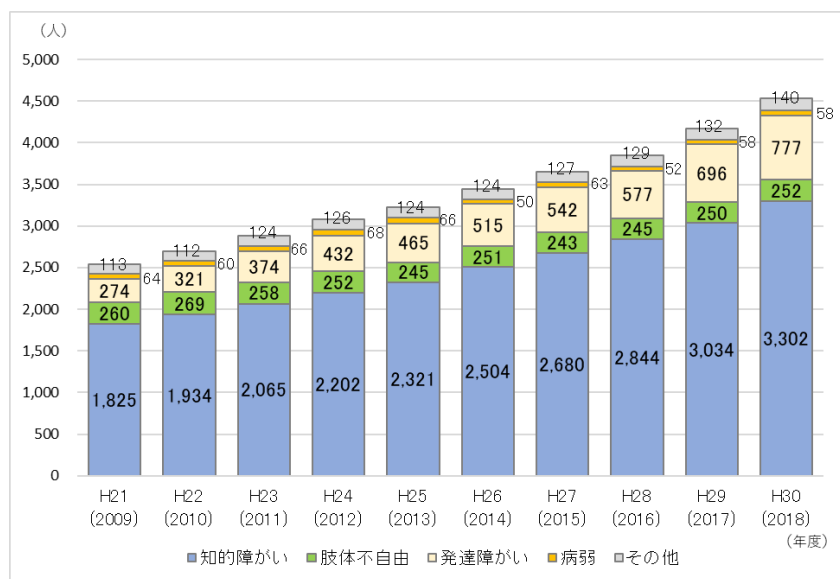
出典：平成 30 年度 福岡市青少年の意識と行動調査

- ※1 内閣府『若者の生活に関する調査』報告書（平成 28 年 9 月）「広義のひきこもり群」の定義に従って算出
 ※2 「派遣会社に登録しているが働いていない」及び「無職」を選択した回答者数。専業主婦(夫)、家事手伝い、学生を除く。
 ※3 (該当回答者数) ÷ (有効回答数) × 100%
 ※4 (18～39 歳 H31.1 月末登録人口 447,150 人) × (該当率)
 ※5 調査対象者 15～39 歳の有効回収率に占める割合（及びその割合と 15～39 歳人口(3,445 万人)の積）

項目	全回答者	ひきこもりの 状態にある若者	無業の状態 にある若者
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた人の割合	13.2%	63.6%	27.5%
とりのこされた気になることが「よくある」「ときどきある」と答えた人の割合	33.2%	54.6%	49.3%
今までに働いたことがある（雇用形態問わず）と答えた人の割合	—	75.0%	81.2%
現在の希望として「就職したい」と答えた人の割合	—	87.5%	75.4%

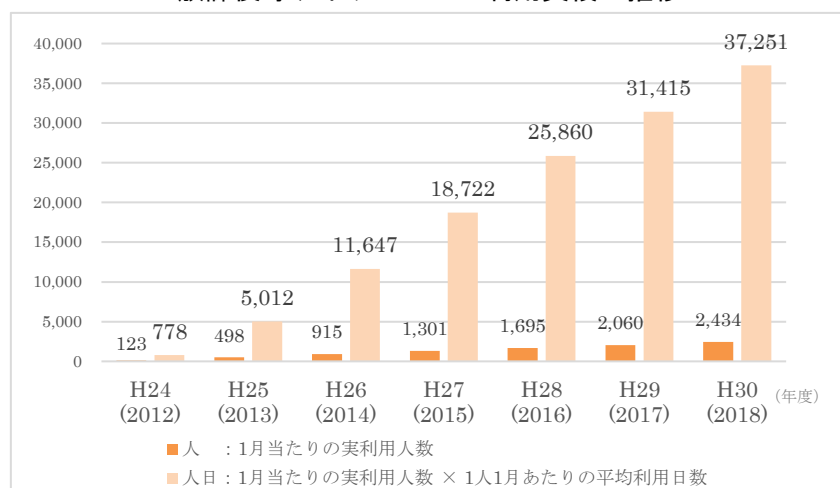
出典：平成 30 年度 福岡市青少年の意識と行動調査

障がいのある児童生徒数の推移（特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室の在籍者）



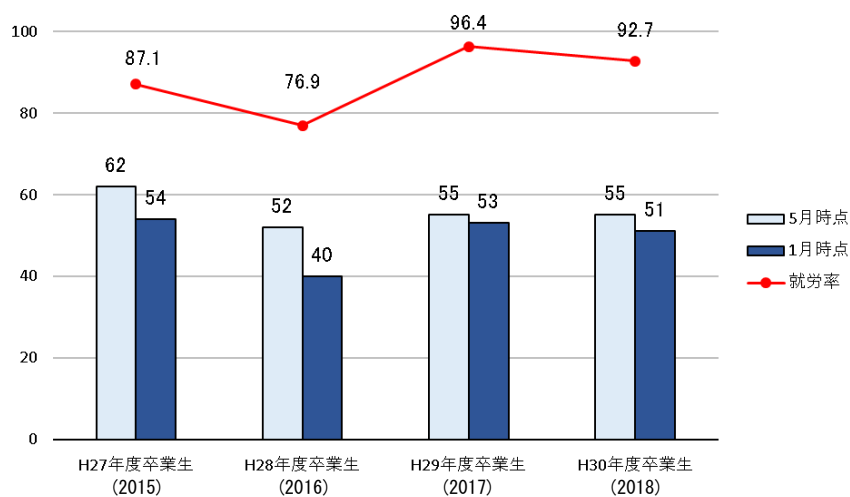
福岡市教育委員会調べ

放課後等デイサービスの利用実績の推移



福岡市こども未来局調べ

知的障がい特別支援学校高等部の就労希望者数（高等部3年生5月時点）と就労者数



福岡市教育委員会調べ

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

施策10 子ども家庭支援体制の充実

これまでの取組と成果

- ◆こども総合相談センター(児童相談所)の児童福祉司や児童心理司を増員し、児童虐待に関する相談・通告を含む相談受理件数の急激な増加に対応するなど、専門的・総合的な介入・支援の充実に取り組みました。
- ◆子ども家庭支援センターを増設し、家庭からの相談や区役所等の関係機関からの紹介による相談など様々な相談に対応できる支援体制の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆区役所、子ども家庭支援センター、こども総合相談センター(児童相談所)などの相談窓口には、子育ての悩み、養育困難、児童虐待、ひきこもりなど、子どもに関する様々な相談が寄せられています。区やこども総合相談センター(児童相談所)の面接相談件数は年々増加しており、子ども家庭支援センターの相談件数も開設初年度(平成25年度)の約5倍に達するなど、子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあります。
- ◆こども総合相談センター(児童相談所)では、養護相談や障がい相談が集中・増加する一方で、児童虐待など緊急性の高い重篤な事案への対応が求められています。一般的な子育ての悩みに関する相談から専門的・介入的な支援を要する相談まで、増加するすべての相談に的確に対応するためには、より市民に身近な区役所や子ども家庭支援センターなど、市の相談機関全体の体制強化や役割分担などが必要となります。

施策の方向性

- ◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備します。
- ◆各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター(児童相談所)と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。
- ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業)などと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進します。
- ◆子ども家庭支援センターの増設を検討するなど、専門的な通所相談機能を強化します。
- ◆こども総合相談センター(児童相談所)の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。

(1) 子どもを支える校区の支援体制の充実

- 子ども家庭総合支援拠点において、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）、民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの各機関や、居場所づくり等の地域活動に関わる住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添い、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。
- 学校においては、スクールソーシャルワーカー、登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員、養護教諭その他の教職員、スクールカウンセラー等が十分に連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に努め、地域や行政と連携して、深刻化を防止します。

(2) 区子ども家庭総合支援拠点の整備（区役所の相談支援体制強化）

- 各区役所を子ども家庭総合支援拠点として在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター（児童相談所）から区役所への在宅支援機能の移管、こども総合相談センター（児童相談所）と区役所の機能分化を推進します。
- 子ども家庭総合支援拠点においては、身近な場所における子ども等の相談対応から通所、在宅支援サービスによる専門的な支援までの継続的なソーシャルワーク機能を強化するとともに、要保護児童支援地域協議会、子育て世代包括支援センター、こども総合相談センター（児童相談所）、子ども家庭支援センター等と連携し、養育状況の深刻化や児童虐待の発生・再発の予防に取り組むなど、子ども家庭に関する福祉的・心理的な専門性を活かした相談・支援を行います。

(3) 子ども家庭支援センターの充実

- 子ども家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組み、こども総合相談センター（児童相談所）や各区子ども家庭総合支援拠点などと連携しながら、子どもや子育てに関する相談に対応します。

(4) 児童相談所機能の強化

- 児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係不良の深刻化などに関する専門的な介入・支援に取り組むため、児童福祉司や児童心理司などの増員や専門性の強化、医師、保健師、弁護士の配置など、必要な体制を確保していきます。
- 子どもの状況に応じた一時保護の環境づくりを進めるため、こども総合相談センター（児童相談所）の一時保護所の小規模化などケアの質を向上させるとともに、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置、里親等への委託など、一時保護の地域分散化を進めます。
- 児童虐待等の深刻な問題に対応するため、必要に応じて一時保護、里親委託・施設入所等の措置を実施し、社会的養護に関わる関係者（里親、乳児院、児童養護施設、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）等の民間団体など）とともに、家庭の養育機能の獲得や回復、親子関係の再構築、子どもの自立支援などに取り組めます。

(5) 電話相談・通告窓口の一元化

- 問題が深刻化する前に子どもや保護者が気軽に相談できるよう、24 時間の電話相談や女の子専用の電話相談などの総合相談窓口としての機能を引き続き充実させるとともに、電話による相談・通告の内容や相談者のニーズに応じて適切な機関等へ引き継ぐ振り分け機能（一元的相談・通告窓口）を整備します。

(6) 被害に遭った子どもなどへの支援

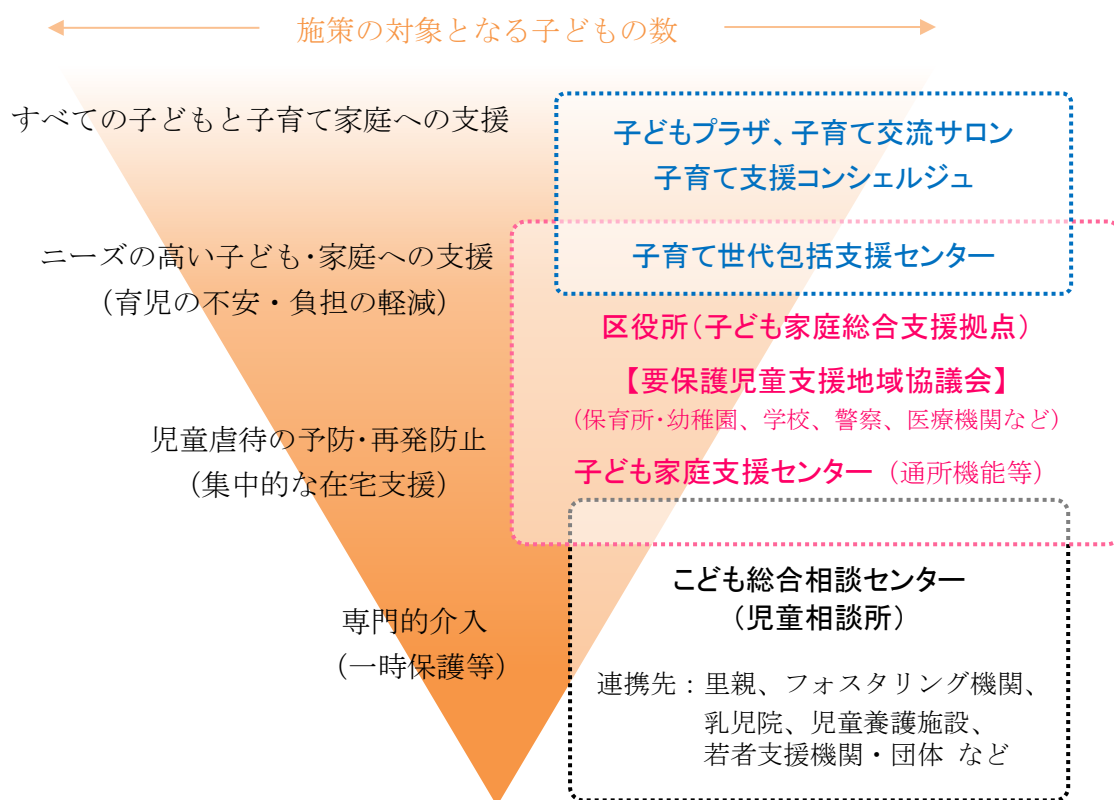
- 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センター（児童相談所）などの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族を支援します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業（施策 13 再掲）	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
家庭児童相談室	区保健福祉センター家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人相談、家庭・児童相談を実施
要保護児童支援地域協議会（要支協）（施策 11 再掲）	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
こども総合相談センター	0 歳から 20 歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施
被害に遭った子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などにさまざまな反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施

(参考)

充実させる支援体制の全体像



施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

これまでの取組と成果

- ◆子どもに関係する機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修の企画を行うなど、市民、行政、地域、企業などを含めた社会全体で子どもを見守る取組みを推進しました。
- ◆家庭での養育が一時的に困難な場合に子どもを預かる子どもショートステイについて、利用ニーズの増加に対応して受け入れを拡大するなど、育児不安や養育困難の深刻化を予防する支援の充実に取り組みました。
- ◆医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置し、また、各医療機関が関わった児童虐待の事例を相互に検討する機会を充実させるとともに、養育状況を確認できない全ての子どもの家庭訪問を実施するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。
- ◆区役所（保健福祉センター）に対し、支援に関する助言等を行うスーパーバイザーを派遣するとともに、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同の研修を実施するなど、児童虐待に対する対応力の向上に取り組みました。

現状と課題

- ◆こども総合相談センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は5年連続で増加し、平成25年度の4倍を超えており、夫婦間暴力（DV）の目撃を含む心理的虐待や身体的虐待に関する相談・通告が増加するとともに、放任虐待（ネグレクト）に関する相談・通告も依然として高い状況にあります。個々の相談の内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）によると、家庭での子どもへのしつけに関し、母親では32.5%、父親では40.0%の保護者が体罰を容認する考えをもっており、体罰等によらない養育の社会的な浸透が課題となっています。

施策の方向性

- ◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。
- ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進します。
- ◆体罰等によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組みます。

(1) 在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化

- 区役所においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、産後早期の支援、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした子育て教室などを実施するとともに、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握、支援に取り組みます。

- こども総合相談センター(児童相談所)や区役所などにおいて、保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるためのペアレントトレーニング等を実施するとともに、子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業)における講座や学校における保護者懇談の場などを通じ、体罰等によらない子育てに関する啓発等に取り組みます。
- 要保護児童の保護者が利用しやすい養育支援訪問事業(育児・家事援助型)の拡充や要保護児童等に対する訪問相談支援を実施するとともに、乳児院等による産前産後の予防的な支援を行うなど、家庭での養育困難を防止するための支援サービスを充実させます。
- 子育て家庭のニーズが高い子どもショートステイについて、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用するなど、受け入れが必要な人数の見込みに応じた利用枠の確保を計画的に進めるとともに、子ども家庭支援センター等による受け入れ先のマッチングを行うなど、育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防に取り組みます。
- 地域では、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組みを推進します。

(2) 関係機関の連携による支援や啓発

- 子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修を行うなど、市民、地域、企業とともに、社会全体で子どもを見守る取組を進めます。
- 要保護児童支援地域協議会において、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者などが連携し、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 地域では、スクールソーシャルワーカー、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが中心となって、困難を抱える子ども家庭を身近な場所で見守り、支援するためのネットワークの構築、関係機関との連携に努めます。

(3) 早期発見・早期対応

- 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認等を行う体制のさらなる充実や、養育環境を確認できない子どもの家庭訪問に取り組みます。
- 児童虐待の早期発見が可能な医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校(スクールソーシャルワーカー等)、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、警察などと、こども総合相談センター(児童相談所)や区役所が、日ごろの業務や研修の機会を通じて相互理解を深め、必要な連携を行い、子どもと家族に支援を届けます。
- 医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組を行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待について、配偶者暴力相談支援センターなどとの連携をさらに深め、早期の対応を行います。

(4) 再発防止と重篤事例の検証

- 児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センター(児童相談所)や区役所、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。
- 保護された子どもと保護者の親子関係の再構築を支援するため、保護者へのカウンセリングや親子プログラム等を実施します。
- 虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の権利擁護等専門部会において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査(施策1再掲)	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
乳幼児健康診査(施策1再掲)	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
母子保健訪問指導(施策1再掲)	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなどの再発防止などの取組を実施
虐待防止等強化事業(養育支援訪問事業等)	区保健福祉センター職員等を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施
子どもショートステイ(子育て短期支援事業)	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
こんにちは赤ちゃん訪問事業(施策3再掲)	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
要保護児童支援地域協議会(要支協)	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに係る団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施
他機関連携強化事業	警察、検察と連携し、児童虐待への法的対応を高めるため、職員の面接手法の取得及びスキルアップを図る
児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化
DV相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施
措置児童の家庭移行支援事業(施策14再掲)	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施

施策 12 ひとり親家庭の支援

これまでの取組と成果

- ◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や高等学校卒業程度認定資格合格支援事業を開始するとともに、養育費セミナーを開催するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組みました。
- ◆児童扶養手当の多子加算を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

現状と課題

- ◆福岡市ひとり親家庭実態調査によると、福岡市においてひとり親家庭の約9割を占める母子家庭は増加し続けており、平成28年度の実態調査では、母子家庭の平均年収(推計)は251.5万円であるなど、引き続き経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭への支援が求められています。
- ◆同調査(平成28年度)によると、母子家庭の10.1%が未婚であり、他のひとり親家庭と同様の負担軽減策が求められます。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成30年度)によると、ひとり親家庭の保護者はフルタイムへの転職希望割合が高く、就業の支援が求められています。
- ◆同調査によると、ひとり親家庭では、全世帯に比べて
 - ・日頃「子どもとの時間が十分にとれない」、子どもと一緒に過ごす時間が「不足している」と感じる割合が高く、子どもだけで過ごす時間が長い傾向にあり、保護者と子どもが接する時間の確保を支援することや、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所を提供することが課題となっています。
 - ・自宅での子どもの学習習慣が身に付きにくい傾向もみられ、その支援も課題となっています。

施策の方向性

- ◆ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。
- ◆貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(1) 身近な相談支援体制の充実と利便性向上

- より多くのひとり親家庭が、身近な場所で相談でき、自立支援プログラム、自立支援給付金、養育費確保支援、日常生活支援事業などの各種給付制度やサービスを手軽に利用できるよう、区役所、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制を充実し、情報発信や連携を強化します。

(2) 子育て・生活の支援

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、子どもショートステイの実施などにより、ひとり親家庭の子育てや、仕事と子育ての両立を支援します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育委員会などと連携し、就学や学習の支援、教育費の援助、進学の実支援などに取り組めます。(施策 13 再掲)
- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。(施策 13 再掲)

(3) 就業や自立の支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、公共職業安定所、市の関係部署と連携し、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の算定において、未婚のひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

(5) 養育費の確保

- 子どもの養育に対する責務は両親にあるため、離婚した配偶者からの養育費の取得に関する啓発を行うとともに、ひとり親家庭支援センター等において法律面の相談の場を提供します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
家庭児童相談室（施策 10 再掲）	区保健福祉センター家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人相談、家庭・児童相談を実施
ひとり親家庭支援センター（就業相談など）	ひとり親家庭支援センターにおいて各種相談（生活、就業など）、法律相談（養育費の取り決め、親権、金銭問題など）を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー自立支援プログラムの策定などを実施
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談（総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談）及び法律講座（親権、面会交流、養育費）を実施
母子生活支援施設における自立支援	保護を必要とする 18 歳未満の子どもを養育している母子家庭などを入所させ、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
ひとり親家庭ガイドブック	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の修学などの自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣して、必要な支援を実施
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（施策 11 再掲）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
子どもの食と居場所づくり支援事業（施策 13 再掲）	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、入学準備金、就職準備金の貸付を実施
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の 6 割、最高 20 万円×上限 4 年間までの給付金を支給
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において 1 年以上修業している場合に、4 年間で上限に給付金を支給
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び 20 歳未満の子どもが高卒認定試験合格のための講座を受講する費用の一部を助成
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで（障がい児については 20 歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居（施策 13 再掲）	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施 また、随時募集において、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申し込み要件のひとつとしている
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり。）
寡婦(夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施

施策 13 子どもの貧困対策の推進

これまでの取組と成果

- ◆生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターに子ども支援員を配置し、関係機関と連携して包括的な支援に取り組みました。
- ◆生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問や面談を通じて自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校等で社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもの支援に取り組みました。
- ◆いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成や運営等の支援を開始するとともに、その運営団体を中心とした地域のネットワークづくりのための研修会を開催するなど、貧困等の困難な状況にある子どもを地域で支える活動の支援に取り組みました。
- ◆児童扶養手当の多子加算を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。(施策 12 再掲)

現状と課題

- ◆生活保護世帯の子ども的高校等進学率は全世帯に比べて低い状況にあります。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成 30 年度)によると、世帯収入が低い世帯では、全世帯に比べて
 - ・子どもの自宅学習の習慣が少ない状況にあり、貧困の状況にある子どもに対する学習支援が課題となっています。
 - ・放課後に子どもだけで過ごす割合が高く、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所、体験の機会を地域や社会全体で提供することが求められています。
 - ・子育てに関して不安や負担を感じる割合が高い一方で、気軽に相談できる人が少ない傾向にあり、子育てに関する相談体制や情報提供を充実させる必要があります。

施策の方向性

- ◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組めます。

(1) 子どもの学習支援の推進

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育委員会などと連携し、就学や学習の支援、教育費の援助、進学の実支援などに取り組めます。

(2) 地域の居場所と関わりの充実

- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員、保育所や学校、区役所（保健福祉センター）などの関係機関、居場所づくりを行っている団体や地域がつながり、子どもや家庭が抱える困難を早期に把握し支援できる地域ネットワークの構築を促進・支援します。

(3) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援（施策 8 再掲）

- 中学校卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある若者に対する支援が途切れることがないように、スクールソーシャルワーカー等の支援者、若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校、県の若者自立相談窓口などと連携し、若者の社会的つながりや社会参加、自立の支援に取り組みます。

(4) 保護者に対する養育支援・相談支援

- 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者が抱える生活上の様々な課題に関する相談・支援、子どもの社会的・経済的自立につながる支援に取り組みます。
- 困難な状況にある子どもと保護者が社会的な孤立に陥ることがないように、スクールソーシャルワーカー等の学校職員、生活困窮世帯や生活保護世帯の支援やひとり親家庭の支援に関わる職員、子ども・子育ての相談に関わる職員・施設などと連携し、子育てや生活上の課題、経済的な援助や法的手続、就労に関することなど、様々な相談ニーズに対応します。
- 身近な地域における子育て支援の充実（施策 3 再掲）、子ども家庭支援体制の充実（施策 10 再掲）、児童虐待防止対策と在宅支援の強化（施策 11 再掲）に取り組みます。

(5) 保護者に対する就業支援・経済的支援

- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。（施策 12 再掲）
- 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて、各種手当の支給や助成などの経済的な支援を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組みます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域、家庭と連携した放課後補充学習を実施し、「共育」による学力向上の取組を進める
地域学び場応援事業	保護者を中心とした地域グループが中学生を対象に実施する放課後補充学習活動を支援
就学援助	児童生徒が国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
進学準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの大学等への進学支援のため、進学する高校3年生に一時金を支給
特別支援教育就学奨励費	児童生徒が市立小中学校の特別支援学級に通学・通級するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施
子ども・若者支援地域協議会（施策8再掲）	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置（現在は、福岡市こども・子育て審議会をこれに充てている）
福岡市生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置
子どもの健全育成支援事業（相談・学習）	○相談支援 未成年の子どもがいる生活保護世帯及び生活困窮世帯に対し、子どもの健全育成という観点で、学校等関係機関との連携を図りながら、世帯が抱える様々な課題に係る相談・支援を行い、次の世代の将来における社会的・経済的自立を図る ○学習支援 生活保護世帯及び生活困窮世帯で、社会的な繋がりがなく、学習が遅れている子どもに対し、子どもの健全育成という観点で、学校等関係機関との連携を図りながら学習支援を実施し、高等学校への進学及び中途退学防止に関する支援を行うことにより、将来の選択の幅を広げ、次の世代の将来における社会的・経済的自立と貧困の連鎖の防止を図る
スクールソーシャルワーカー活用事業（施策8再掲）	教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して、児童生徒の課題の改善を図る
社会的養護自立支援事業（施策14再掲）	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施。生活の安定、将来の自立に結びつける
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施 また、随時募集において、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申し込み要件のひとつとしている

ひとり親家庭の支援（施策 12 再掲） ※各事業の詳細は 88 ページ参照	家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談、母子生活支援施設における自立支援、ひとり親家庭ガイドブック、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、寡婦(夫)控除のみなし適用
実費徴収にかかる補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、幼稚園・保育所などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成

施策 14 社会的養護体制の充実

これまでの取組と成果

- ◆子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児里親リクルート事業による乳幼児専門の里親の開拓・養成、ファミリーホームの拡大に取り組んだ結果、里親等委託率は目標値（40%）を上回る 47.9%となるなど、社会的養護を必要とする子どもに対する家庭養育の推進に取り組みました。
- ◆児童養護施設等の小規模化を進めたほか、児童心理治療施設を設置するなど、社会的養護を必要とする子どもに対する適切なケアを提供する環境づくりに取り組みました。
- ◆自立援助ホームを増設し、施設や里親等への措置を解除された子どもなどに対する自立支援の充実に取り組みました。

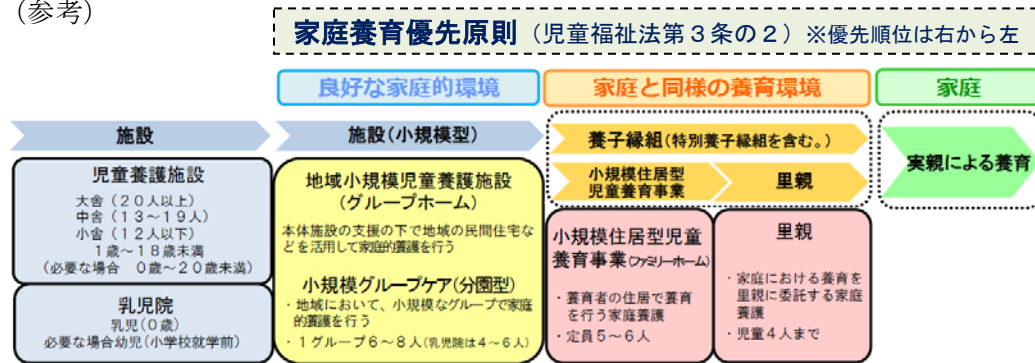
現状と課題

- ◆さまざまな事情で社会的養護が必要になった子どもを家庭と同様の環境で養育するため、里親やファミリーホームによる家庭養育を推進してきた結果、里親等委託率は大幅に上昇するとともに、乳児院と児童養護施設の入所児童数は年々減少しています。
- ◆登録里親数の継続的な確保とともに、里親養育に対する支援の充実が求められています。
- ◆乳児院・児童養護施設を家庭的な養育環境に近づけるため、施設の小規模化を進めていますが、さらに家庭に近い養育や被虐待児童等へのきめ細かなケアを実現するため、家庭や地域の身近な場所に地域分散化された施設の整備を進める必要があります。また、施設の専門性を活かし、地域の子どもや保護者、里親などの家庭を支援する機能への転換が求められています。
- ◆里親・施設等への措置期間が長期化しないよう、子どもが法的に永続性を保障された家族をもつ権利を早期に確保するための支援（親子関係再構築や家庭復帰、家庭復帰後の生活維持、親族等による養育、養子縁組などの支援）が課題となっています。

施策の方向性

- ◆家庭養育優先原則（児童福祉法第3条の2）に従い
 - ・子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、フォスティング機関（里親養育包括支援機関）、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組みます。
 - ・社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組みます。
 - ・小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が地域の子ども家庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進します。
- ◆若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスに的確につなぐなど、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子どもの支援を強化します。

(参考)



(1) 家庭支援・親子関係再構築支援の充実

- 里親や社会的養護関連施設に措置された子どもが、可能な限り早期に、家族とともに暮らすことができるよう、措置権者であるこども総合相談センター(児童相談所)は、区役所、子ども家庭支援センター、里親、フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)、児童養護施設などとともに、家庭の生活安定や養育力向上のための支援、親子関係の再構築に向けた交流の支援、虐待を行った保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるための支援、親族による養育への移行支援などを実施します。
- 家庭に復帰した子どもの養育が適切に維持されるよう、こども総合相談センター(児童相談所)や区役所、子ども家庭支援センター、NPOその他の支援機関が連携し、虐待の再発防止、良好な親子関係の維持などのための相談支援に取り組みます。

(2) 里親リクルートと里親等養育の推進

- 里親による養育を必要とするすべての子どもを里親に委託できるよう、里親のリクルートから委託後の支援までを包括的に行うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)への委託事業を拡大するとともに、引き続き、里親制度の啓発に取り組みます。
- こども総合相談センター(児童相談所)やフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)において、里親の登録前から登録後まで、里親が置かれた各段階に応じた研修等を実施するとともに、子どもを受託した後の養育に関するきめ細かな支援などを充実させます。

(3) 養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援

- 里親や社会的養護関連施設に措置された子どものうち、家庭復帰が困難な子どもに対しては、こども総合相談センター(児童相談所)が中心となり、可能な限り早期に養子縁組による新しい家族を確保するための支援に取り組みます。
- 養子縁組をした親子が良好な関係を築き、子どもが養親のもとで心身とも健やかに成長できるよう、真実告知(「育ての親」であることを伝えること)などに関する研修・支援、思春期前後の困難に対する相談・支援、養子縁組家族同士の交流促進など、養子縁組後の継続的な支援に取り組みます。

(4) 施設機能の向上・転換

- 多様なニーズ（ショートステイ、一時保護、自立援助など）にも対応できる小規模かつ地域分散化された地域小規模児童養護施設の設置、適切なアセスメントの結果ケアニーズが非常に高いと認められる子どもを養育する本体施設の生活単位の小規模化（ユニット化）の実施、一時保護専用施設の設置などについて、必要な定員に基づく計画的な体制整備を推進し、児童心理治療施設の通所も活用しながら、専門的なケアを提供します。
- 乳児院において、一時保護やショートステイを必要とする乳幼児や、医療的ケアが必要で里親委託が困難な乳幼児を養育するとともに、乳児院等は、産前産後の予防的な支援などを行う多機能な施設への転換を図ります。
- 社会的養護の質を確保するため、研修などにより社会的養護関連施設の人材育成に取り組めます。

(5) 自立支援策の充実と若者支援策との連携

- 里親や児童養護施設等からの措置解除を見据え、こども総合相談センター（児童相談所）と里親、児童養護施設等、若者支援に関わる民間団体などが連携し、子どもの自立に向けた支援を計画的に行います。
- 自立援助ホームによる支援を充実させるとともに、里親や児童養護施設等から措置解除となる（なった）若者等に対し、社会的養護自立支援員、施設職員、若者支援に関わる機関・団体、当事者グループなどが連携し、社会的つながりの維持や社会参加、自立の支援に取り組めます。
- 各分野の支援機関の「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会について、より実効的な連携体制や調整機能を強化することにより、困難を有する若者の社会的つながりや社会参加、自立を支援します。（施策8再掲）

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
措置児童の家庭移行支援事業	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施
乳幼児里親リクルート事業	保護者の病気や経済困窮等により家庭で暮らすことができない乳幼児の緊急な一時保護にも対応可能な乳幼児専任の養育里親を開拓・育成し、委託後の支援を実施
児童養護施設などケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進
児童心理治療施設	専門的なケアを必要とする児童に適切な治療や支援を行う入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”をえがお館内に設置
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施
社会的養護自立支援事業	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施。生活の安定、将来の自立に結びつける
子ども・若者支援地域協議会（施策8再掲）	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置 （現在は、福岡市こども・子育て審議会をこれに充てている）

施策 15 子どもの権利擁護の推進

これまでの取組と成果

- ◆いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組み、児童生徒のいじめに対する意識（全国学力・学習状況調査）は高まっています。
- ◆こども総合相談センター（児童相談所）の児童福祉司や児童心理司の増員、医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口の設置や研修の実施、区子育て支援課に対するスーパーバイザーの派遣、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同研修の実施など、重大な権利侵害である児童虐待に対する対応力を向上させるとともに、社会的養護に措置されている子どもの権利擁護のための啓発や相談支援の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査（平成 30 年度）によると、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は 7 割を超えていますが、引き続き、社会のあらゆる分野において、すべての子どもの意見が尊重され、その「最善の利益」が優先して考慮される社会づくりが求められています。
- ◆学校では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にありますが、学校ごとのいじめのとりえ方に差がみられます。
- ◆社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など、子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっています。

施策の方向性

- ◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取り組みを推進します。
- ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。
- ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。
- ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。

(1) いじめの防止・対応

- 各学校で、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、引き続き、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことで、いじめの未然防止、早期発見、即対応に取り組めます。
- 教育委員会と学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身に付けられるよう指導の充実を図ります。
- 学校サポーター会議の活用など、地域・家庭と連携したいじめ問題への対策を進めるとともに、より多くの大人が子どもの悩み等を受け止められる体制づくりに努めます。
- 学校や教育委員会、こども総合相談センター(児童相談所)、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。

(2) 子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明の支援、代弁など）の推進

- 一時保護所や児童養護施設等に対する第三者（行政や施設から独立した第三者）による評価を実施し、それらの施設に一時保護や措置されている子どもの権利擁護を推進します。
- 里親や社会的養護関連施設に措置されている子ども専用の相談電話や冊子「権利ノート」の充実・活用に取り組み、子どもの意見表明を支援します。
- 子どものアドボカシーについて専門性を有する第三者（行政や施設から独立した第三者）が、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもを定期的かつ積極的に訪問して意見表明を支援し、行政や関係機関に対して代弁等を行う仕組みをつくるとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりに向けた取組みを社会全体で推進します。
- こども総合相談センター(児童相談所)による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などには、福岡市こども・子育て審議会専門部会が子どもの意見を聴取・審議し、こども総合相談センター(児童相談所)は審議の結果を踏まえた措置を行うなど、子どもの最善の利益を考慮した決定を行います。
- 親権者の不在などによって親権行使ができない状況にある場合、子どもの福祉のため、未成年後見制度を活用します。

(3) 子どもの権利の啓発と尊重

- 子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組めます。
- 学校、こども総合相談センターなどの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます。

- 日本語指導が必要な児童生徒が、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
Q-U アンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-U アンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
処遇困難事例等専門部会による子どもの意見聴取・審議	児童の最善の利益を確保するために、児童や保護者の意見が児童相談所と異なる場合には、こども・子育て審議会「処遇困難事例専門部会」において意見聴取・審議を実施
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
学校・保育所などでの人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施
子ども日本語サポートプロジェクト	福岡市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行う

◆目標3 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 （養育支援訪問事業）	見込み	専門的相談支援（世帯数）	123 (H30 年度末)	146	147	150	154	157
		育児・家事援助（世帯数）	－	50	55	60	70	80
	確保方策	専門的相談支援（支援員数）	77 (H30 年度末)	80	80	85	85	90
		育児・家事援助（受託団体数）	－	5	5	6	6	7
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	支援人数（人）	2,342 (H30 年度末)	2,700	3,100	3,500	4,000	4,500
	確保方策	支援体制（人）	2,342 (H30 年度末)	2,700	3,100	3,500	4,000	4,500

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値	目標値 R6 年度末
子ども家庭総合支援拠点	設置数	－	7
子ども家庭支援センター	設置数	2 (R 元年度末)	4
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定	就職者数 (人)	81 (H30 年度末)	100
子どもの健全育成支援事業（相談・学習）	高校進学率 (%)	93.2 (H30 年度末)	98
子どもの食と居場所づくり	支援団体数	27 (H30 年度末)	54
地域小規模児童養護施設	施設数	6 (R 元年度末)	10
児童養護施設等の生活単位の小規模化	施設数	2 (R 元年度末)	4
乳児院等多機能化推進事業（産前・産後母子支援事業等）	実施箇所数	－	2
自立援助ホーム	施設数	3 (R 元年度末)	4

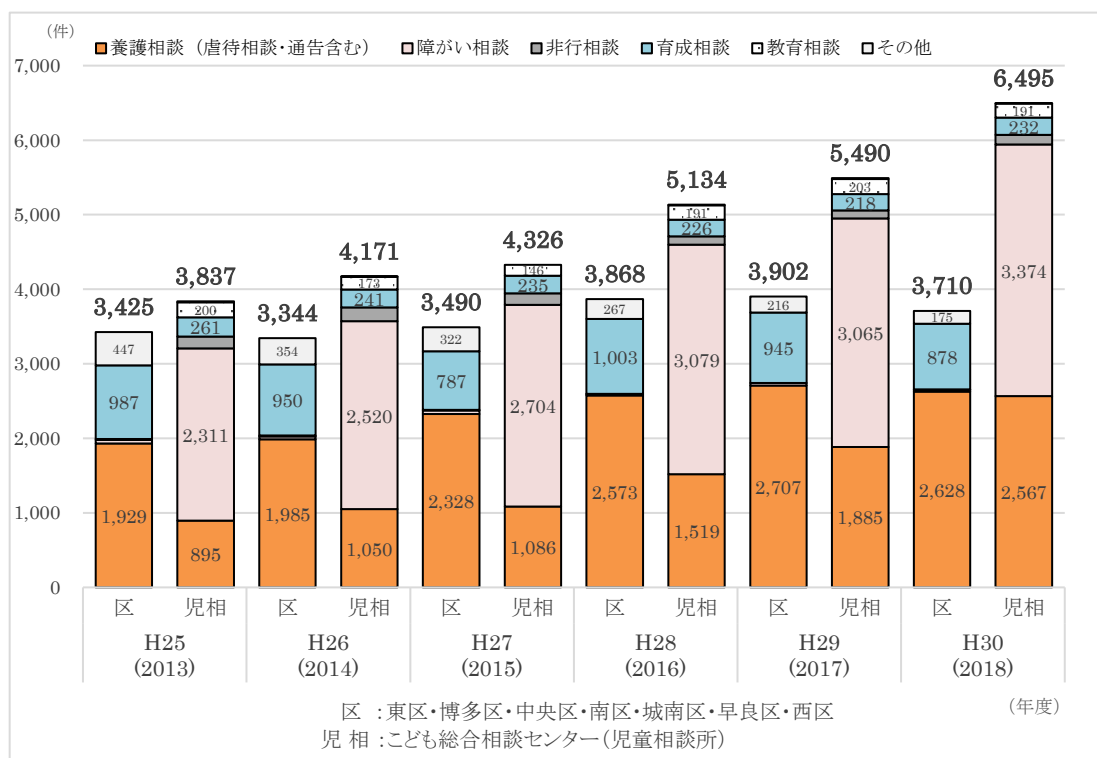
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

◆目標 3 成果指標

成果指標		現状値	目標値 R6 年度末
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると 感じる市民の割合		35.9% (H30 年度)	50% (R4 年度)
児童生徒の自尊感情の状況 「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」 「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 6 児童	85.3% (H30 年度)	90%
	中 3 生徒	82.7% (H30 年度)	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者 (乳幼児の保護者)		19.6% (H30 年度)	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	86.8% (H28 年度)	88% (R3 年度)
	父子家庭	90.6% (H28 年度)	92% (R3 年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した 相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	75.6% (H28 年度)	減少 (R3 年度)
	父子家庭	92.7% (H28 年度)	減少 (R3 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.3% (H30 年度)	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と 答えた乳幼児の保護者の割合 (世帯収入 300 万円未満の世帯)		7.9% (H30 年度)	減少 (R5 年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童 のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	60.3% (H30 年度末)	75%
	学齢児	44.7% (H30 年度末)	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		75.0% (H30 年度)	80% (R4 年度)
いじめに対する意識 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、 「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合		96.6% (H30 年度)	97%

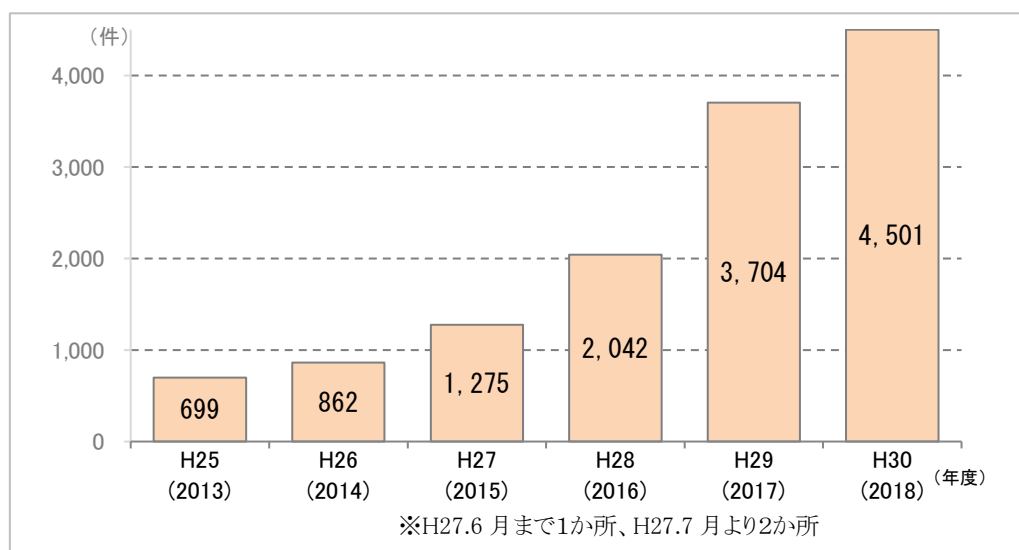
◆目標3 関連データ

区役所及びこども総合相談センター(児童相談所)における相談受付件数(実人数)の推移



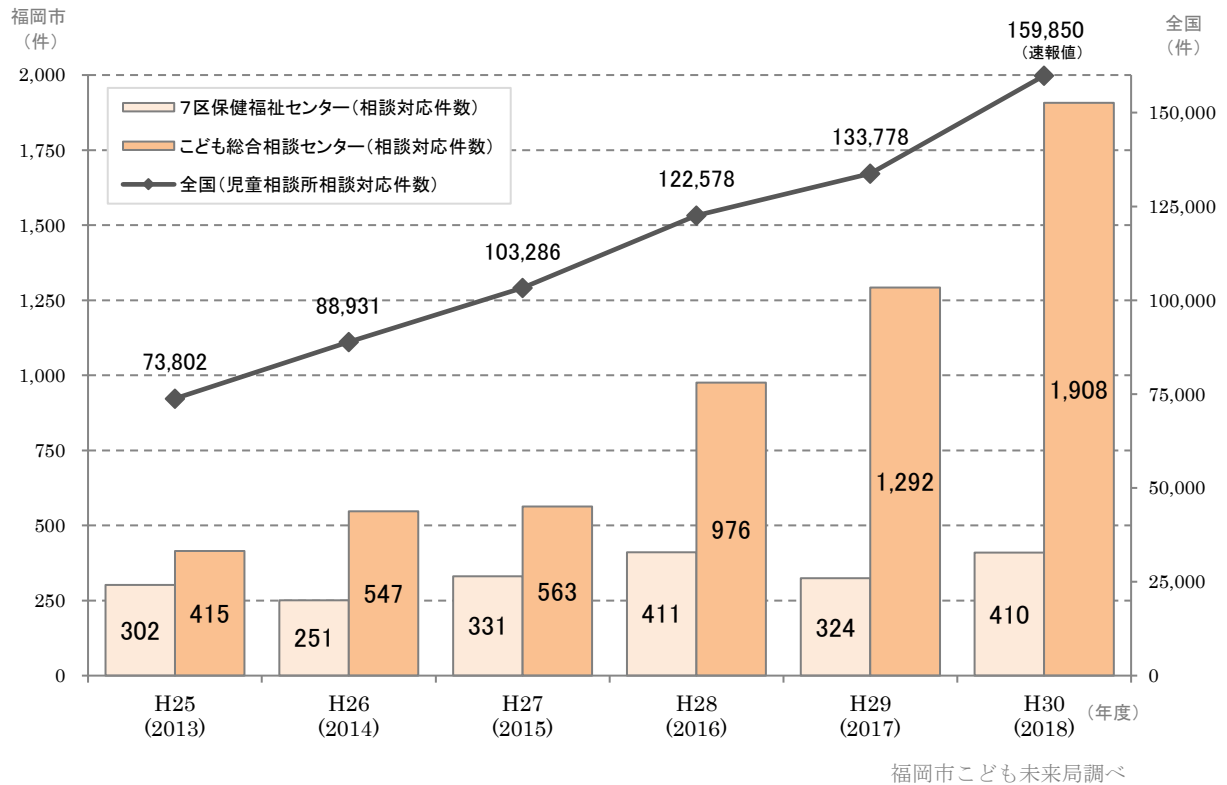
福岡市こども未来局調べ

福岡市子ども家庭支援センターにおける相談件数(延べ件数)の推移

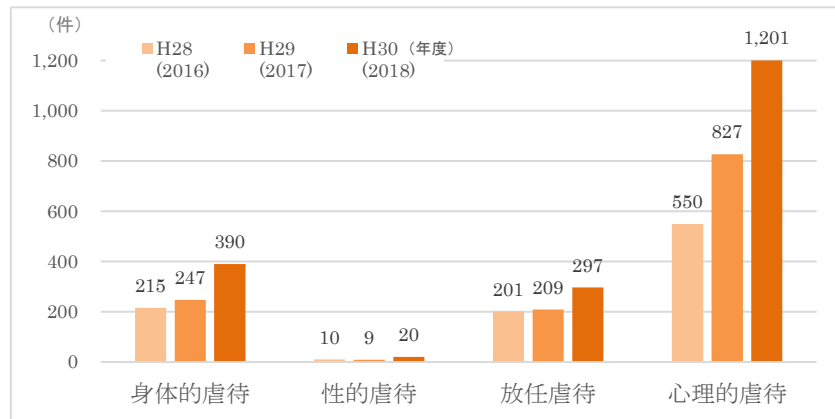


福岡市こども未来局調べ

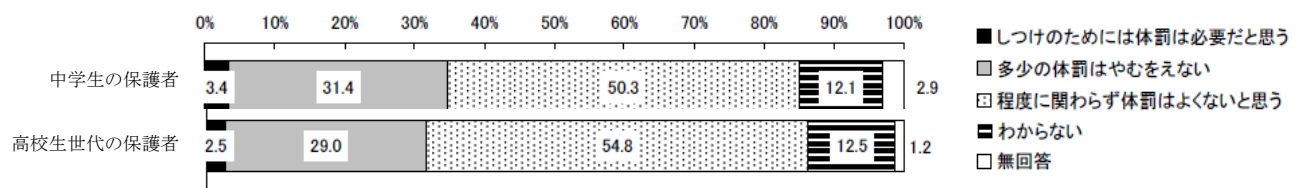
児童虐待相談対応件数の推移



こども総合相談センター(児童相談所)の虐待内容別受付状況(平成30年度)



体罰についての考え方

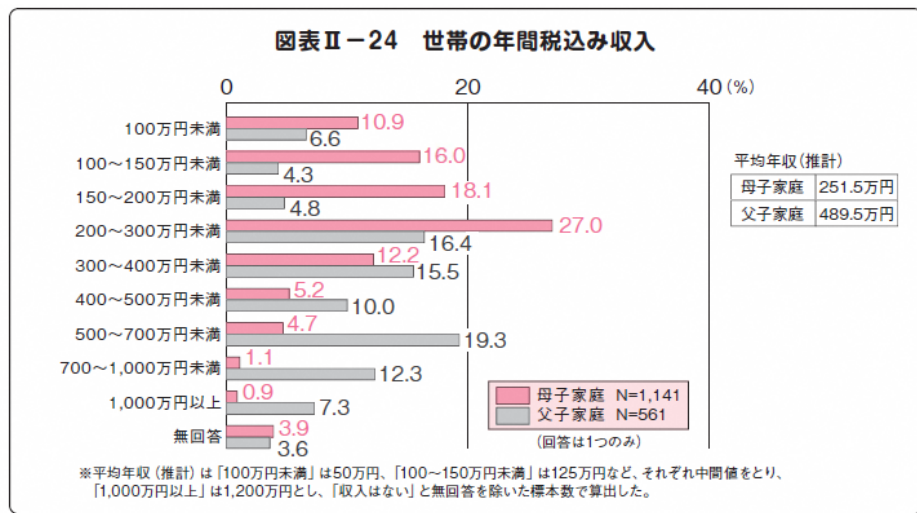


ひとり親家庭の世帯数の推移

	1996 (H8) 年度	2001 (H13) 年度	2006 (H18) 年度	2011 (H23) 年度	2016 (H28) 年度
母子家庭(世帯数)	14,910	17,212	18,760	19,970	20,377
父子家庭(世帯数)	2,530	2,905	2,572	2,777	2,304

出典：福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親家庭の収入の状況



出典：平成 28 年度 福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親になった理由

	離婚	未婚	病死	その他死別	行方不明	交通事故死	遺棄	その他	無回答
母子家庭	80.5%	10.1%	4.3%	0.9%	0.3%	0.2%	0.1%	2.1%	1.7%
父子家庭	70.9%	-	20.3%	2.1%	0.2%	0.4%	0.2%	3.4%	2.5%

出典：平成 28 年度 福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親家庭における子どもと保護者の状況

項目	全世帯	ひとり親家庭
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた乳幼児の保護者	11.4%	19.6%
パートからフルタイムへの転職希望が「ある」と答えた小学生の保護者	47.9%	72.2%
悩んでいることは「子どもとの時間を十分にとれないこと」と答えた乳幼児の保護者	18.7%	30.6%
平日に子どもと一緒に過ごしている時間が「不足している」と答えた小学生の保護者	40.1%	60.4%
放課後に子どもだけで留守番することが「ある」と答えた小学生の保護者のうち「2時間以上」と答えた保護者	18.3%	36.4%
子どもの自宅学習が「月数回」「めったにない」「まったくない」と答えた中学生の保護者	17.7%	32.1%

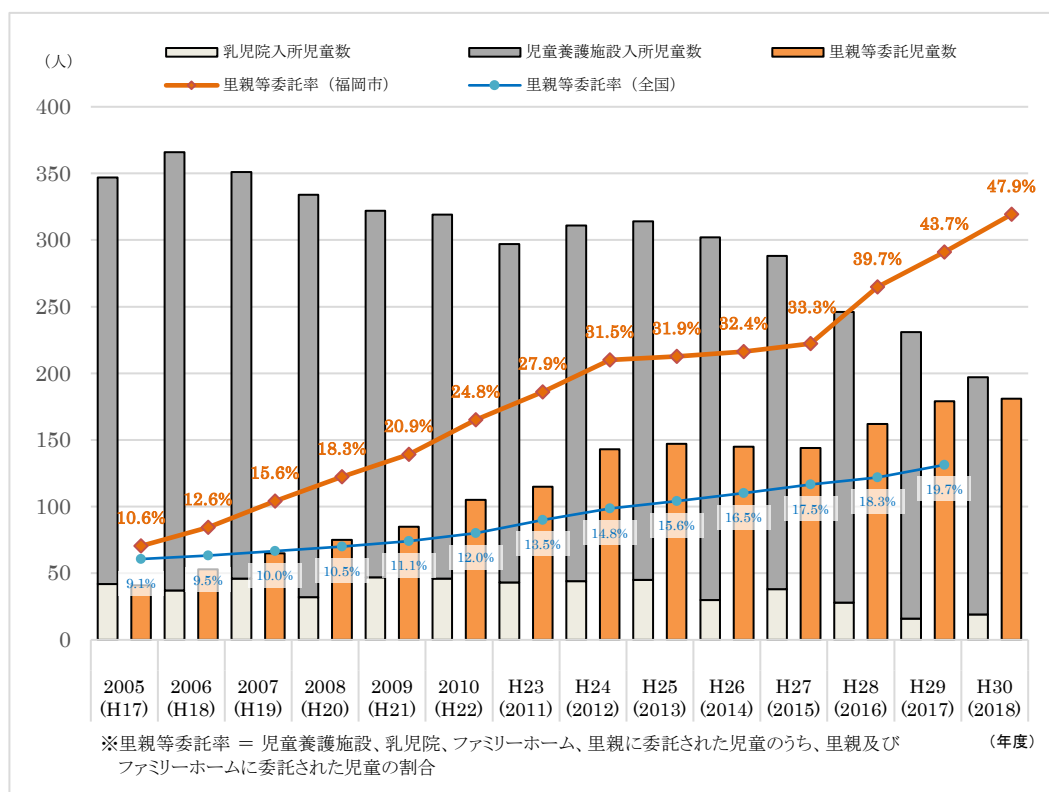
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

保護者の収入と子どもの生活状況等

項目	全世帯	年収300万円未満の世帯
子どもの自宅学習が「月数回」「めったにない」「まったくない」と答えた中学生の保護者	17.7%	32.0%
放課後に子どもだけで留守番することが「ある」と答えた小学生の保護者のうち「2時間以上」と答えた保護者	18.3%	26.4%
子ども食堂などの地域の居場所活動を「今後利用したい」と答えた小学生の保護者	26.1%	33.9%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者	5.6%	7.9%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた乳幼児の保護者	11.4%	14.7%

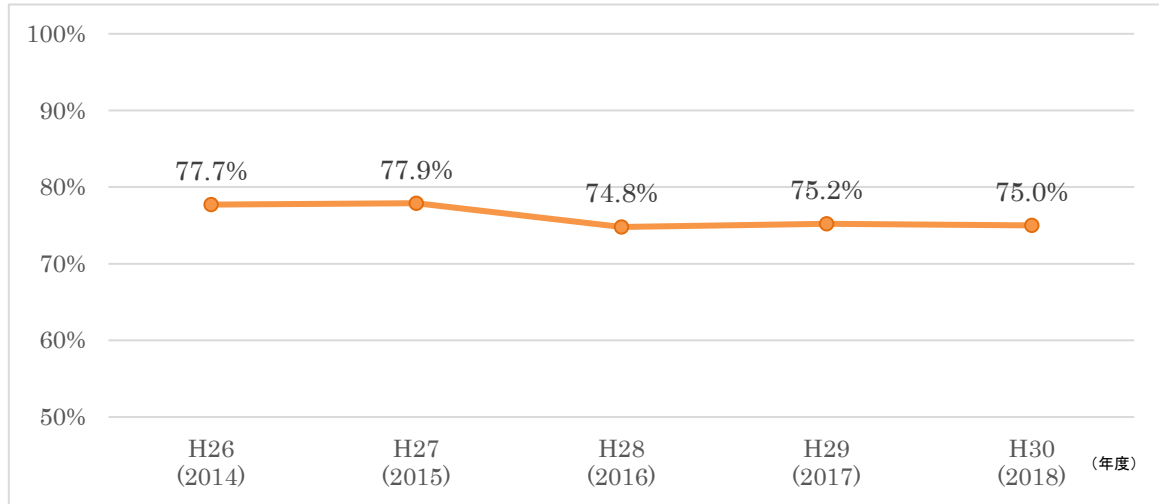
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



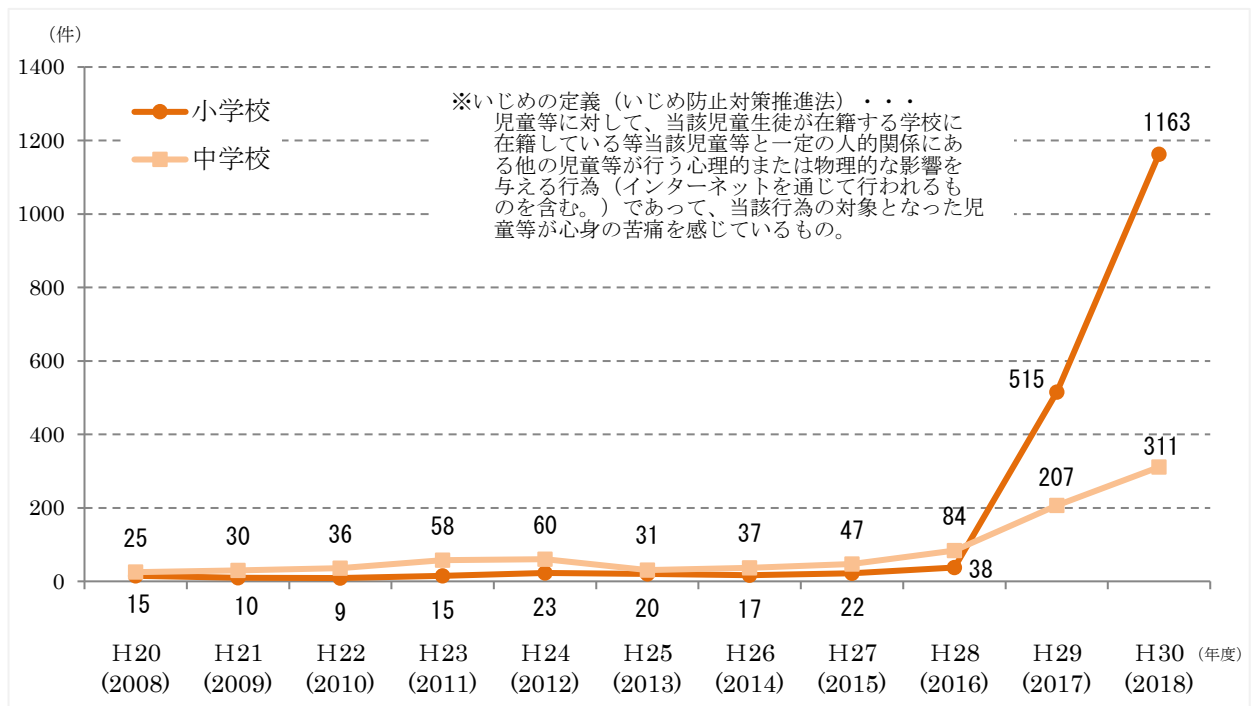
福岡市子ども未来局調べ

子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合



出典：福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

いじめの認知件数の推移



福岡市教育委員会調べ

